

杉並区職員措置請求監査結果

(政務調査費に関する住民監査請求)

(平成21年6月)

杉並区監査委員

目 次

第1	請求の受付	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	
	(1) 主張事実の要旨	2
	(2) 措置請求の要旨	4
	(3) 個別外部監査契約に基づく監査の請求及びその理由	4
第2	請求の受理	
1	監査委員の除斥	5
2	要件審査、受理	
	(1) 請求人の住民資格について	5
	(2) 監査請求期間について	5
	(3) 受理	5
3	個別外部監査の請求について	5
第3	監査の実施	
1	請求人の証拠の提出及び陳述	7
2	監査項目	7
3	対象部局	7
4	関係人	7
5	参考人意見聴取	7
第4	対象部局の抗弁	
1	政策経営部区長室総務課	8
2	区議会事務局	9
第5	関係人の説明	
	[平成21年5月25日付け、議長からの回答の要旨]	
1	政務調査費条例に基づく議長の調査の実施について	14
2	調査結果について	14
	[平成21年6月15日付け、議長からの回答の要旨]	
1	調査結果について	15
2	平成19年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について	15
	[平成21年6月23日付け、議長からの回答の要旨]	
1	調査結果について	33
2	平成19年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について	33
	(1) 今回届け出があった訂正	33
	(2) その他、残余额の返還状況について	34
3	会派・議員からの意見聴取について	34
4	今回の監査請求に対する見解	34

第6	監査の結果と判断	
1	監査結果	37
2	監査基準	
(1)	政務調査費の用途に関する基本的な考え方について	37
(2)	用途基準の性格と、会派及び議員の自律性について	38
(3)	領収書の扱いについて	41
(4)	按分支出について	43
(5)	電話番号の公表について	46
(6)	ポイント分の控除について	47
(7)	交通費について	49
(8)	書籍等の購入について	50
3	会派又は議員毎の判断	51
表-1	要返還者一覧	123
表-2	自主返還者一覧	124

第7	要望	125
----	----	-----

資料

1	措置請求書	127
2	条例、規則、規程	
2-1	政務調査費条例	155
2-2	政務調査費条例施行規則	158
2-3	政務調査費の取扱いに関する規程	160
3	抗弁書	
3-1	政策経営部区長室総務課	162
3-2	区議会事務局	167
4	政務調査費に係る調査について（回答）	
4-1	平成21年5月25日付け	211
4-2	平成21年6月15日付け	247
4-3	平成21年6月23日付け	265
4-4	追加資料	270

【注】

- ・ 資料1の措置請求書は、請求人の提出した措置請求書原文のうち、議員・会派名称等については仮名としたものである。
- ・ 資料2の政務調査費条例及び政務調査費の取扱いに関する規程は、それぞれ平成20年10月14日及び平成20年4月1日に改正される前のものである。
- ・ 資料3の抗弁書及び資料4の政務調査費に係る調査について（回答）における議員、会派名称等については、原本に記載されたものを仮名にしたものである。

ホームページ掲載にあたり、請求人名は仮名とし、住所は省略して掲載しています。また、資料3「抗弁書」並びに資料4「政務調査費に係る調査について(回答)」(162～299 ページ)の掲載は省略しました。

なお、省略した資料については、区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

また、平成21年7月28日付けで監査結果の一部を訂正しましたので、本報告書は、訂正内容を反映させて掲載しています。

第1 請求の受付

1 請求人

団体 S O

2 請求書の提出

平成 21 年 4 月 30 日

3 請求の内容

請求人が提出した「杉並区議会の会派および議員に対する政務調査費に関する措置請求書」(以下、「措置請求書」という。)は別添資料 1 のとおりであるが、請求人の主張事実及び措置請求並びに個別外部監査請求についての要旨は、次の(1)から(3)のとおりである。

なお、「措置請求書」等の記載も含めて、以下、議員並びに会派の名称等については、仮名による記載に修正した。その理由は次のとおりである。

地方自治法第 242 条によると、住民監査請求の対象となる行為の主体は、長、委員会若しくは委員、職員に限定されており、議員並びに議員を構成員とする会派がこれに該当しないことは明らかである。長、委員会若しくは委員、職員については、実名ないしは職名により個人が特定されることは、住民監査請求の目的を実現するために必要な限りにおいて一般的に是認されるとしても、住民監査請求の制度自体が直接の対象としていない議員並びに議員を構成員とする会派については、実名記載を必要とする特別の理由がない限り、個人情報保護の観点からの配慮を求められると言わなければならない。

このため、議員及び議員が構成する会派の名称については、第一義的には仮名で表記し、特に必要とする場合にはあらためて実名記載とすることが妥当と判断した。

なお、仮名の付番については、議員個人についてはアルファベットの小文字の a から順に表示し、z より後は大文字の A から順に表示し、会派については、アルファベットの大文字の V から順に表記した。それ以外の名称については、必要に応じて記号等で表示した。

また、以下の記載において、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年杉並区条例第 26 号)を「政務調査費条例」と、また、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施

行規則（平成 13 年規則第 35 号）を「政務調査費条例施行規則」と、さらに、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第一号）を「政務調査費の取扱いに関する規程」という。

なお、政務調査費の取扱いに関する規程は平成 20 年 4 月 1 日に改正されている。しかし、改正後の政務調査費の取扱いに関する規程の施行は平成 20 年 4 月 1 日であり、平成 19 年度の政務調査費に関する本件措置請求においては、改正前の政務調査費の取扱いに関する規程により監査することになる。したがって、単に「政務調査費の取扱いに関する規程」という場合は改正前のものを指し、特に改正後の政務調査費の取扱いに関する規程に触れる必要がある場合には、それぞれの頭に「新」を付けるなどして表記する。

政務調査費条例、政務調査費条例施行規則及び政務調査費の取扱いに関する規程を資料 2 - 1 ~ 2 - 3 として添付した。

（ 1 ）主張事実の要旨

地方自治法第 100 条 13 項および 14 項、並びに政務調査費条例等に基づき、杉並区議会の各会派及び議員に対し交付される政務調査費（議員 1 人あたり月額 16 万円）は、同法 232 条の 2 に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また、政務調査費は、「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」交付されるものである。したがって、調査にあたっては、調査研究項目と杉並区政との関連性が明確にされる必要がある。

そもそも議員には議会活動に関して高額の歳費が支給されており、さらなる補助金の支給は調査研究を必要とする問題に対し必要最低限の経費を交付されるべきである。

このことについて、杉並区は平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号に支出基準を定め、同第 2 条に区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しない経費を列挙するとともに、一の経費のうち、区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならないと定め、同第 3 条で領収書その他の証拠書類（領収書等）の提出を定めている。

しかしながら、政務調査費の用途は議員ら受給者側の自立規定のみに委ねられることは許されず、社会通念上許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられている。杉並区議会の会派及び議員の提出した収支報告書並びに領収書等を調査したところ、適正な支出とは判断し得ない支出があまりにも多く、総てを個別に列挙し切れない程の多数にのぼった。

政務調査費の費用支出は、本質的に会派または議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を杉並区が負担する趣旨である。よって、会派または議員はその

内容の真実性はもちろん、必要性、効果（効用）を杉並区民に説明する責任がある。

説明が十分に為されず、内容があいまいで、用途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり目的外支出とされるべきである。

別紙に例を挙げるように、個々の領収書等を見ても、誰の支出か、何に対する支出かが明らかでない領収書等が極めて多く、中にはあきらかに議員本人のものではない他人名義の領収書等も多数含まれている。証拠となる領収書に不備がある支出は政務調査費とは認められない。

19年度の政務調査費に関する支出状況は18年度に比べ制度面、運用面共に改善がみられたものの、未だに本来区分すべき政治活動と政務調査の費用按分ができていない支出が多い。

本来区分すべき政治活動と政務調査費を支出する活動を按分していないか、按分していても、その比率が実態に則していない支出の著しいものとして以下の支出がある。

広報費に含まれる区政報告並びにホームページの作成・印刷・配布・開示等に関わる諸費用に関しては、実際の印刷物や会派及び議員のホームページの内容から、選挙報告や単なる議会の質疑応答など、区政に関する諸問題を調査した報告とは到底みなし得ない内容が多くを占める。

区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分していないものは不当であり、目的外支出と判断すべきである。

開示された視察旅行の報告書も、区政との関連が明記されていない報告書が多数を占めた。

印刷用インクはじめ事務機、備品、事務用品や選挙関連機器（のぼり、旗、マイク等）など、他の用途との併用があきらかにもかかわらず、費用を按分していない支出が多数計上されている。これらも按分していない支出は不当であり、目的外支出と判断すべきである。

新たに開示された領収書は、内容に不備、不当なものが極めて多く制度として十分に機能しているとは判断し難い。とりわけ以下の領収書は不当であり無効と判断される。

- ・ 受取人や用途を特定できない記載不備な領収書による支出
- ・ コンビニ等のレシートで、感熱インクを使用しており日時の経過とともに劣化し内容が判別不能になってしまっているもの
- ・ 電気、通信費など、業者から正規の領収書が発行されているにも関わらず、紛失等、特段のやむを得ない事情も無く通帳コピー等で代用しているもの
- ・ 本人以外の人物や法人に対して発行された領収書

番号を公表しない電話の料金は公費である政務調査費の用途として不当であり、目的外支出である。

パソコンや家電等、量販店で購入した品々のポイント還元を購入金額から控除

しないのは横領・着服の疑いを招き不当である。ポイント還元を受けながらポイント分を控除していない支出は不当であり、目的外支出と判断される。

交通費は公共交通手段を使用することを原則とし、健康上の理由、やむを得ない緊急の例外的事態を除きタクシーの使用は目的外と判断すべきである。

議会や委員会出席のための登庁交通費は、登庁後に別途、取材等調査を行ったとしても、政務調査費の趣旨に反し、目的外とすべきである。

書籍等、資料購入費のうち図書名を明らかにしない支出、調査目的を明らかにしない支出は目的外支出である。

これらの結果、杉並区が被った損害は、別紙：議員・会派別の政務調査費要返還額（資料1に添付）の通りである。

条例等に違反する事実に対し監査を行う必要性は明白である。

（２）措置請求の要旨

本件により杉並区の被った損害額に関し、平成19年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

（３）個別外部監査契約に基づく監査の請求及びその理由

杉並区の監査委員は、必要な監査を怠るのみならず、前年度の政務調査費に関する監査請求において、請求人が陳述の席上、議員個々人の氏名は公人であり開示する必要がある反面で、監査請求人は純然たる私人であり個人情報保護法により保護されるべき対象である旨を指摘したにもかかわらず、議員個々人の氏名を隠蔽し、監査請求人の個人氏名を明記した監査意見を作成し、インターネットにまで公開した。個人情報保護法に違反する行為と指摘せざるを得ない。

かかる事実は、杉並区の監査委員がコンプライアンスを欠き、立場の中立性を担保していない証拠となる。

よって、本監査請求は、地方自治法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該監査請求にかかわる監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求める。

第2 請求の受理

1 監査委員の除斥

平成21年5月29日まで監査委員であった井口かづ子委員及び松浦芳子委員は、本件請求について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、平成21年5月7日の監査委員会議で除斥とした。

また、平成21年5月30日から監査委員となった関昌央委員及び河津利恵子委員は、本件請求について、同法同条の規定に基づき、6月1日の監査委員会議で除斥とした。

2 要件審査、受理

(1) 請求人の住民資格について

請求人である「 団体SO 」については、平成20年6月10日の杉並区職員措置請求監査結果に記載してあるとおり、「 団体SO 」の会則や代表者が定められていること並びに団体としての組織を備えていることを確認している。また、措置請求書の提出時には、提出済みの会則が変更されていないこと及び請求人中に「 団体SO 」の共同代表が含まれていることを確認し、また、平成21年5月8日には「 団体SO 」の共同代表が措置請求書の請求人6人のうちの4人であることを確認している。

(2) 監査請求期間について

本件措置請求の監査請求期間については、地方自治法第242条所定の要件を充足している。

(3) 受理

以上から、本件措置請求は地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年5月8日、受理することを決定した。

3 個別外部監査の請求について

請求人は、前年度の政務調査費に関する監査請求において、議員の氏名は公人であり開示する必要がある反面で、請求人は私人であり個人情報保護法により保護されるべき対象であると主張したにもかかわらず、監査委員が、監査結果において議員の氏名を仮名とし、請求人の個人氏名を明記し、さらにそれをホームページにも公開したことが、個人情報保護法に違反する行為であるとし、杉並区の監査委員がコンプライアンスを欠き立場の中立性を担保していないがゆえに、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める、としている。

しかし、議員の氏名を仮名にした理由は、当該監査結果に明示したところである。また、請求人の氏名は、住民監査請求と極めて密接な関係にある住民訴訟に関して、最高裁（昭和53年3月30日第一小法廷判決）が「住民の有する右訴権

は、地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら原告を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものであるということが出来る。」としていることなどから、公益の代表者としての請求人氏名を住民に明らかにする必要があること、だからこそ法も、請求人の要件を住民に限り、また、監査結果の公表を求めている、と考えられること、などから、監査結果に記載することが必要と判断したものである。

なお、監査結果をホームページで公表する際、請求人の氏名を明示するかどうかは、基本的には裁量の問題である。公益の代表者としての請求人氏名は公表することが望ましいが、法に基づく監査結果の公表によって既にその要請には応えているということを踏まえて、あらためて個人情報保護との均衡に配慮することが望ましい。そこで、昨年の監査結果のホームページ上の扱いにおいては、請求人住所の番号表記を省略したところであるが、いずれにしても、それらの取扱いをもって個人情報保護法違反とする請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、請求人の「杉並区の監査委員はコンプライアンスを欠き」との主張は、認められない。また、昨年の住民監査請求に関与したのは、請求書提出時の監査委員在職者の中の1名だけであり、他の3名の監査委員についてはなんら言及がない。

監査委員は、法第198条の三に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査を行うことを義務付けられ、これを遵守しているのであり、請求人の個別外部監査契約に基づく監査の求めについては、相当と認められず、棄却する。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年5月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人のうちから3人が請求の要旨を補足する陳述を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査項目

本件措置請求にかかる監査に必要な事項として、措置請求事実に関する次の2項目を監査項目とし、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

法令違反の有無について

事務手続上の適否について

3 対象部局

政策経営部区長室総務課及び区議会事務局を監査の対象とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成21年5月27日に説明聴取を行い、また、適宜関係書類を調査した。

4 関係人

区議会議長を、本件措置請求にかかる監査に必要な関係人と位置づけ、文書により調査を依頼した。

なお、区議会議長は、本件監査期間中の5月29日、青木さちえ議員から富本卓議員に交代している。

5 参考人意見聴取

本件請求に関し、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、学識経験者等の意見を聴取した。

意見を聴取した参考人は、弁護士 伊東健次氏である。

第4 対象部局の抗弁

1 政策経営部区長室総務課

対象部局の一つである区長室総務課から、平成21年5月25日に抗弁書（別添資料3-1）が提出され、また、平成21年5月27日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

[区長室総務課の抗弁の要旨]

- (1) 政務調査費の制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律は、平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日に施行された。同法第100条第13項（現法第14項）は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき、政務調査費条例が制定された。
- (2) 政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。
- (3) 使途基準については、政務調査費が議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することに鑑み、参考として具体的に列挙したものである。使途基準に適合するか否かについては、政務調査費条例第11条の定めるところにより、議長は必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した報告書、出納簿等を調査することにより判断されるものと考えている。判断しやすく使途の透明性を高めるため、領収書等の提出を加える政務調査費条例等の改正が行われ、平成19年5月1日に施行している。政務調査費の立法趣旨に適合した使用であるかどうかは、会派又は議員の自律的な良識に基づく判断にゆだねるべきであると考えている。
- (4) 政務調査費は、地方自治法の一部改正や政務調査費条例の制定で、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく一律に交付されることとなったところで、請求人が「杉並区議会の各会派及び議員に対し交付される政務調査費は、同法232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。」という主張はあたらないものと考えている。
- (5) 政務調査費の使途などは、政治倫理上の観点から、まず会派や議員が自分自身セルフチェックをし、次に議長が議会の代表者としてチェックを行い、議会の自律性の中で処理することが適当であると考えている。

2 区議会事務局

対象部局の一つである区議会事務局から、平成 21 年 5 月 25 日に抗弁書（別添資料 3 - 2）が提出され、また、平成 21 年 5 月 27 日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

[区議会事務局の抗弁の要旨]

(1) 政務調査費は、議会の審議能力の強化が不可欠であることから、その調査活動基盤の充実を図る観点から報酬・期末手当とは別に、議員の調査活動に資するために交付されるものである。平成 12 年 5 月の法改正で、地方公共団体において政務調査費を交付する根拠が定められたことを受け、当区では、平成 13 年 3 月に政務調査費条例を制定し、その額、交付方法について定めた。このことにより、政務調査費条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく政務調査費を一律に交付することとなった。

(2) 法 100 条 14 項では、政務調査費の用途について、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」という以上に、具体的な内容を明確にしていなない。これは、各地の実情に応じた運用を図るべく、各地方自治体の議会が定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

したがって、政務調査費の用途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解するのが相当である。

(3) 議員・会派がいかなる事項を対象に、いかなる態様で調査研究活動を行うかについては、議員・会派の良識に基づく判断にゆだねられている。

したがって、平成 17 年 5 月 26 日名古屋地裁判決のとおり、議員等が行う調査研究活動として、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が用途基準に反する目的外の支出であるとはいえない。

(4) 用途の透明性と客観性については、杉並区議会では政務調査費条例制定時から出納簿（写）を収支報告書に加えて議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めており、平成 19 年 5 月 1 日より、政務調査費の収支報告書と出納簿提出の際、領収書その他の証拠書類を添付するよう条例改正を行い、区民に対する透明性の確保が図られてきたと認識している。

また、平成 20 年 4 月 1 日より、学識経験者等の第三者の意見を反映した用途基準細目を規定したことで、より客観性が高まったと考える。

(5) 按分支出について

ア 広報費に含まれる区政報告並びにホームページの作成等に関わる諸費用

区政報告とホームページへの掲載内容については、諸問題を調査した報告だけではなく、議会や行政の実状の報告や、区民が相談を持ちかける際参考になる情報を始めとする様々な情報提供も調査研究に資するものに含まれると考えられる。

また、経費を按分して支出するか否かは、それぞれの内容など、個別事項ごとに基本的には議員の良識に基づく判断にゆだねられているため、調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、使途基準の広報費に該当する。よって、按分していないことをもって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

なお、平成20年4月1日に政務調査費の取扱いに関する規程を改正し、広報費について別表で「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する」と規定した。

イ 視察旅行の報告書内容

宿泊を伴う先進地調査や現地調査、または研修会や講演会に要する経費を政務調査費で支出する場合は、平成19年5月1日より「政務調査費の取扱いに関する規程」で報告書を提出するよう規定している。区政に関する調査研究を目的とする視察等であると会派及び議員が判断しており、調査結果等の内容についても様式で定めている事項に基づいて記載されていれば、調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、使途基準に基づく支出といえる。よって、按分していないことをもって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

ウ 印刷用インクはじめ事務機、備品、事務用品や選挙関連機器(のぼり、旗、マイク等)など、他の用途との併用があきらかなもの

区政に関する調査研究活動に資することを目的として購入した場合、必ずしも按分しなければならないものではない。また、選挙関連機器とされているマイク等は、街頭及び音響設備のない広い会場での広報活動における必需品として広く一般的に使用されているものであり、使途基準に基づいた支出と考える。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

なお、金額的に高価なものについては区民の理解を得られるよう、平成20年4月1日より「政務調査費の取扱いに関する規程」の別表で「50,000円以上の物品は備品」と定義し、「備品購入費については、実態に則して按分する」と規定している。

(6) 不当であり、無効と判断される領収書について

ア 受取人や使途を特定できない記載不備な領収書による支出

領収書だけでは、事後的検証が困難である場合や使途が特定できない場合、今後は、調査研究活動との関連を補う説明を領収書等貼付用紙に補記する等の方法で処理することとする。

また、ケアレスミス等により誤って計上したものがある場合には、政務調査費収支報告書及び出納簿を訂正させ、返還金が生じれば速やかに返還処理を進める。

イ コンビニ等のレシートで、感熱インクを使用しており日時の経過とともに劣化し内容が判別不能になってしまっているもの

発行者の連絡先や領収日の印字部分が劣化しているもの等が見受けられた。これらは、提出時に使途基準に基づき確認済みである。

ただし、今後は、支出内容を補う説明を領収書等貼付用紙に補記する方法等で処理することとする。

また、ケアレスミス等により誤って計上したものがある場合は、政務調査費収支報告書及び出納簿を訂正させ、返還金が生じれば速やかに返還処理を進める。

ウ 電気、通信費など、業者から正規の領収書が発行されているにも関わらず、紛失等、特段のやむを得ない事情も無く通帳コピー等で代用しているもの

領収書が紛失等により手元にない場合を含め、クレジットカード払いが一般的なインターネット接続料やインターネットを通じた明細確認が進んでいる電話料金など、領収書が発行されないケースが増加しているため、通帳コピー等を領収書その他の証拠書類にあたるものとして処理している。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

エ 本人以外の人物や法人に対して発行された領収書

議員が代表を務める法人事務所の一部を議員事務所として使用している場合の按分光熱費等、領収書のあて名がやむを得ず議員本人ではないものが見受けられる。これらは、建物の光熱水費等の契約者が配偶者や法人になっているものであり、領収書や支払口座の名義等が生計を一にしている配偶者または建物の主体である法人名となっても当該議員が支払っていないことにはならない。よって、これらの場合には、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

ただし、今後は、調査研究活動との関連を補う説明がないものについては、領収書等貼付用紙に補記する方法等で処理することとする。

また、ケアレスミス等により誤って計上したものがある場合は、政務調査費収支報告書及び出納簿を訂正させ、返還金が生じれば速やかに返還処理を進める。

(7) 番号を公表しない電話料金の支出について

調査研究活動用として必要最小限の回線分や携帯電話を使用し、その利用料金を按分して政務調査費で支出することは使途基準に合致し問題ない。また、すべての議員は区民からの相談や問合せ等の窓口用として、自宅または事務所の電話番号を公表している。さらに個人情報保護や、調査研究活動の効率性の観点から、普段公表していない回線や携帯電話の料金を支出した場合、必ずその番号を公表しなければならないとはいえないと考える。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

なお、平成20年4月1日より「政務調査費の取扱いに関する規程」の別表で、通信費の支出割合の上限を「携帯電話 1/2、固定電話（事務所専用及び事務所自宅兼用 FAX あり）1/2、固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）1/4」と

し、「政務調査活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする」と規定している。

(8) 購入店から還元を受けたポイント分を控除していない支出について

還元されたポイントを購入費にあてた場合は、当然そのポイント充当分を政務調査費で支出することはできない。しかし、商品の購入によって還元されたポイント分を支出金額から控除することについては、割引券やスタンプカード、またはクレジットカード払い等、ポイント制をサービスにしている媒体は数多くあり、それらを議員が利用するかどうか、また、その時期、さらにポイントの付与率や還元方法等も多様であり、すべての実態を把握することは困難である。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

ただし、還元ポイントを使用するときは調査研究活動に資するものの購入に限定する等、厳格な対応を徹底し対処することとする。

(9) 交通費について

ア やむを得ない緊急の例外的事態を除くタクシーの使用

調査研究に関連する緊急の場合や運搬物がある場合など、やむを得ない事情により利用したタクシー代の支出は認められると考える。公共交通機関の利用が困難な場合、または調査研究のためにタクシーを利用するかどうかは、会派及び議員の良識に基づく判断にゆだねられており、本件請求にあるような目的外とすべきものはない。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

イ 議会や委員会出席日の登庁交通費

区役所内の議員控室や応接室で行う区民相談や区各部署での聴き取りは本会議や委員会への出席にとどまらず、議員の調査活動の一環として正当なことであり、これらは本会議や委員会開催日かどうかにかかわらず左右されるものではない。

交通費は、「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」であり、使途基準にも度々例示される経費であり、地方議会の活性化、審議能力の強化のため、地方議会議員の調査研究活動の基盤をなし、政務調査費の法制化趣旨に照らしても調査研究に直接かかる費用である。

よって、本会議や委員会開催日であるか否かにかかわらず、使途基準に基づく交通費の支出であり、目的外支出とする請求人の主張には理由がない。

(10) 書籍等、資料購入費のうち図書名を明らかにしない支出、調査目的を明らかにしない支出について

会派及び議員が購入する書籍等の資料は、特定事項の調査だけではなく、区政を取り巻く環境や社会情勢に関する情報、調査結果の報告・取りまとめに必要な知識を得るために購入する場合など、調査研究全般に渡るものもあるため、特定することができない場合が多々ある。また、議員がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には議員の良識に基

づく判断にゆだねられている。したがって、図書や資料の購入費についても、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、調査研究に資するものとして購入したのであれば、使途基準に基づく支出となり、目的外支出とする請求人の主張には理由がない。

ただし、今後は、図書名が明らかになっていないものについては、その内容等さえも明らかにしないことになるため、領収書等貼付用紙に補記する方法等で処理を進める。

また、ケアレスミス等により計上したものがある場合は、政務調査費収支報告書及び出納簿を訂正させ、返還金が生じれば速やかに返還処理を進める。

第5 関係人の説明

議長は、政務調査費条例第11条により、「政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿の写しが提出されたときは、必要に応じて調査を行うことができる。」と規定されている。しかし、平成12年11月10日の全国都道府県議会議長会での総務省の見解説明では、「自治法上議長の有する権限は、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権及び議会代表権に限られていることから、議長の調査権の規定により法的に権限が付与されたことにはならない」とした上で、しかし、「会派代表者又は議員から提出された収支報告書等が条例により定められた様式や内容を備えているかをチェックすることが求められるとともに、政務調査費の適正な執行が確保されるように努める必要がある。」とされている。

また、最高裁は、昭和62年4月10日の判決で、「議会の議長の統理する事務には予算の執行に関する事務及び現金の出納保管等の会計事務は含まれておらず、議会の議長はかかる事務を行う権限を有しない」としている。

したがって、議長は、政務調査費に関する財務会計処理の中で特定の実質的権限を有しているとはいえず、議会事務統理権や議会代表権を背景にして、形式的な要件チェックや区長への経由事務を行っているにすぎない、ということが出来る。

これらのことから、議長を監査の対象部局とすることは適切でなく、政務調査費に関する総合的な管理をする立場にある関係人として位置づけ、調査協力の依頼を行った。

杉並区議会議長名による回答は、平成21年5月25日付け「政務調査費に係る調査について(回答)」(別添資料4-1)、平成21年6月15日付け「政務調査費に係る調査について(回答)」(別添資料4-2)及び平成21年6月23日付け「政務調査費に係る調査について(回答)」(別添資料4-3)により文書で行われた。回答書の要旨は次のとおりである。

なお、請求人の個別の指摘に関しても回答があったが、区議会事務局の抗弁とほぼ同様であるため省略した。

[平成21年5月25日付け、議長からの回答の要旨]

1 政務調査費条例に基づく議長の調査の実施について

調査依頼に基づき、条例第11条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

平成19年度分における請求人の指摘する適正でない、または不当である等と記載してある内容及び個別・具体的事項並びに目的外と判断された支出の金額について、用途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認め

られるものではなく、おおむね平成 19 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書のあて名がなかったり、議員本人ではないもの、領収書の記載からは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

また、購入店から還元を受けたポイント分を控除していない支出が多く見受けられたため、該当の支出を精査し、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

なお、p 議員、z 議員、G 議員、q 議員、y 議員、D 議員については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

これらの訂正処理等を進めるうえで、新たに政務調査費の残余额が発生する場合には、返還手続きを速やかに行うこととする。

[平成 21 年 6 月 15 日付け、議長からの回答の要旨]

1 調査結果について

今回の届出は、少しでも区民に誤解を与えてしまったことを受け、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該議員の希望により計上したすべての支出を取り消したものを始め、錯誤による計上や出納簿への転記ミスが見受けられたが控除・更正されているものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものではなく、平成 19 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

なお、2 に記載のとおり、q 議員、p 議員、y 議員、z 議員、G 議員、M 議員、f 議員、L 議員、W 会派については、出納簿及び収支報告書の訂正に伴い、政務調査費の残余额が発生した。このうち、q 議員については残余额の返還の確認が取れたが、その他の会派・議員については返還の手続きを進める。

2 平成 19 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 21 年 6 月 1 日付で(1)の議員、平成 21 年 6 月 4 日付で(2)から(12)の議員・会派、平成 21 年 6 月 5 日付で(13)の議員、平成 21 年 6 月 9 日付で(14)から(20)の議員・会派より、出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

(1) q 議員

【誤記控除】

4 月 10 日 インターネット接続料 (hi-ho)	事務費	1,197
4 月 30 日 産経新聞西荻窪専売所 (新聞購読料 4 月分)	資料購入費	2,950

4月30日 NSN 西荻窪（新聞購読料4月分）	資料購入費	4,383
5月10日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197
5月15日 東日本電信電話株式会社（固定電話4月分）	事務費	1,230
5月25日 KDDI株式会社（携帯電話4月分）	事務費	8,075
5月31日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料5月分）	資料購入費	2,950
5月31日 NSN 西荻窪（新聞購読料5月分）	資料購入費	4,383
6月4日 株式会社アイマージ（名簿入力代）	事務費	6,615
6月11日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197
6月15日 東日本電信電話株式会社（固定電話5月分）	事務費	1,083
6月25日 KDDI株式会社（携帯電話5月分）	事務費	8,498
6月30日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料6月分）	資料購入費	2,950
6月30日 NSN 西荻窪（新聞購読料6月分）	資料購入費	4,383
7月10日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197
7月17日 東日本電信電話株式会社（固定電話6月分）	事務費	739
7月25日 KDDI株式会社（携帯電話6月分）	事務費	8,671
7月31日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料7月分）	資料購入費	2,950
7月31日 NSN 西荻窪（新聞購読料7月分）	資料購入費	4,383
8月10日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197

8月15日 東日本電信電話株式会社（固定電話7月分）	事務費	805
8月20日 株式会社ビックカメラ（パソコン代）	事務費	125,516
8月27日 KDDI株式会社（携帯電話7月分）	事務費	9,357
8月31日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料8月分）	資料購入費	2,950
8月31日 NSN西荻窪（新聞購読料8月分）	資料購入費	4,383
9月10日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197
9月12日 豊島郵便局（区政報告発送代@80×8000部）	広報費	640,000
9月18日 東日本電信電話株式会社（固定電話8月分）	事務費	723
9月25日 KDDI株式会社（携帯電話8月分）	事務費	9,095
9月30日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料9月分）	資料購入費	2,950
9月30日 NSN西荻窪（新聞購読料9月分）	資料購入費	4,383
10月10日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,197
10月15日 東日本電信電話株式会社（固定電話9月分）	事務費	917
10月25日 KDDI株式会社（携帯電話9月分）	事務費	7,373
10月31日 産経新聞西荻窪専売所（新聞購読料10月分）	資料購入費	2,950
10月31日 NSN西荻窪（新聞購読料10月分）	資料購入費	4,383
11月12日 インターネット接続料（hi-ho）	事務費	1,092
11月15日 東日本電信電話株式会社（固定電話10月分）	事務費	618

11月26日 KDDI株式会社(携帯電話10月分)	事務費	6,909
11月26日 郵便事業株式会社(区政報告発送代@80×8000部)	広報費	640,000
11月30日 産経新聞西荻窪専売所(新聞購読料11月分)	資料購入費	2,950
11月30日 NSN西荻窪(新聞購読料11月分)	資料購入費	4,383
12月17日 東日本電信電話株式会社(固定電話11月分)	事務費	668
12月25日 KDDI株式会社(携帯電話11月分)	事務費	8,271
12月31日 産経新聞西荻窪専売所(新聞購読料12月分)	資料購入費	2,950
12月31日 NSN西荻窪(新聞購読料12月分)	資料購入費	4,383
1月15日 東日本電信電話株式会社(固定電話12月分)	事務費	826
1月22日 郵便事業株式会社(区政報告発送代@80×4500部)	広報費	360,000
1月25日 KDDI株式会社(携帯電話12月分)	事務費	13,754
1月31日 産経新聞西荻窪専売所(新聞購読料1月分)	資料購入費	2,950
1月31日 NSN西荻窪(新聞購読料1月分)	資料購入費	4,383
2月15日 東日本電信電話株式会社(固定電話1月分)	事務費	938
2月25日 KDDI株式会社(携帯電話1月分)	事務費	8,456
2月29日 産経新聞西荻窪専売所(新聞購読料2月分)	資料購入費	2,950
2月29日 NSN西荻窪(新聞購読料2月分)	資料購入費	4,383
3月17日 東日本電信電話株式会社(固定電話2月分)	事務費	697

3月25日 KDDI株式会社(携帯電話2月分)	事務費	7,780
3月31日 産経新聞西荻窪専売所(新聞購読料3月分)	資料購入費	2,950

(2) Z会派

【誤記控除】

8月19日 ヨドバシカメラ・カメラ充電器	事務費	3,360
8月23日 ヨドバシカメラ・ファクシミリ感熱紙	事務費	2,080

(3) X会派

【誤記控除】

6月13日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,750
8月10日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,750
9月22日 事務用品購入費 FAX インクリボン	事務費	1,995
12月3日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,750
12月6日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	4,320
12月25日 事務所家賃(2月分)	事務所費	5,000

【誤記更正】

6月13日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,712
8月10日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,712
9月22日 事務用品購入費 FAX インクリボン	事務費	1,975
12月3日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	3,712
12月6日 事務用品購入費 PC インクカートリッジ	事務費	4,276

12月25日 事務所家賃（2月分）	事務所費	50,000
----------------------	------	--------

(4) g 議員

【誤記控除】

9月25日 写真現像代	事務費	1,159
----------------	-----	-------

【誤記更正】

9月25日 写真現像代	事務費	1,147
----------------	-----	-------

(5) i 議員

【誤記控除】

7月7日 事務備品（本棚）	事務費	6,380
------------------	-----	-------

7月17日 事務備品（折りたたみイス）	事務費	8,141
------------------------	-----	-------

1月12日 事務費（事務用イス）	事務費	21,700
---------------------	-----	--------

【誤記更正】

7月7日 事務備品（本棚） 6,380 円の 1/2	事務費	3,190
-------------------------------	-----	-------

7月17日 事務備品（折りたたみイス） 8,141 円の 1/2	事務費	4,070
-------------------------------------	-----	-------

1月12日 事務費（事務用イス） 21,700 円の 1/2	事務費	10,850
-----------------------------------	-----	--------

(6) j 議員

【誤記控除】

6月6日 録音用携帯ラジカセ to ヨドバシカメラ	事務費	5,670
------------------------------	-----	-------

9月19日 インクカートリッジ代 to ヨドバシカメラ	事務費	8,080
--------------------------------	-----	-------

9月25日 インクカートリッジ代 to ヨドバシカメラ	事務費	5,980
--------------------------------	-----	-------

11月21日 文具代（万年筆） to ヨドバシカメラ	事務費	924
-------------------------------	-----	-----

12月14日 USBメモリ 及び CD-R代 toヨドバシカメラ	事務費	4,480
12月30日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	2,720
1月7日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	3,150
1月9日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	2,100

【誤記更正】

6月6日 録音用携帯ラジカセ toヨドバシカメラ	事務費	5,103
9月19日 インクカートリッジ代 toヨドバシカメラ	事務費	6,625
9月25日 インクカートリッジ代 toヨドバシカメラ	事務費	4,903
11月21日 文具代(万年筆) toヨドバシカメラ	事務費	831
12月14日 USBメモリ 及び CD-R代 toヨドバシカメラ	事務費	3,704
12月30日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	2,448
1月7日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	2,835
1月9日 インク代 toヨドバシカメラ	事務費	1,890

(7) p 議員

【誤記控除】

9月7日 交通費 航空券 東京 福岡	会議費	25,800
9月8日 交通費 航空券 福岡 東京	会議費	18,800
9月8日 交通費 タクシー 福岡空港 博多	会議費	1,620
9月18日 自治体議員団研修費 社会民主党東京都連合	研修費	8,000

6月29日 事務所賃料 6月分	事務所費	19,500
--------------------	------	--------

(8) y 議員

【誤記控除】

12月7日 日本会議事務センター「歴史の書き換えが始(以降の記載なし)	資料購入費	3,430
10月18日 東京ガス(株) Mコーポ201ガス代7月分2・14	事務所費	724
10月18日 東京ガス(株) Mコーポ201ガス代9月分2・1448	事務所費	724
8月1日 弘志堂 アイロンプリント用紙	事務費	9,900
10月2日 ヨドバシカメラ パソコン電源	事務費	4,280
10月2日 ヨドバシカメラ 電池	事務費	520
10月2日 ヨドバシカメラ ネットワークベースステーション(以降の記載なし)	事務費	11,800
1月1日 ヨドバシカメラ プリンター 80%	事務費	19,674
1月2日 (株)ヨドバシカメラ スキャナーインク	事務費	19,780
2月1日 ビッグカメラ タイムウォッチ	事務費	1,029
3月12日 ヨドバシカメラ デジカメ 80%	事務費	27,152
3月27日 ヨドバシカメラ 用紙	事務費	850
6月 政務調査交通費記録簿より	会議費	5,160
8月 政務調査交通費記録簿より	会議費	10,340

9月 政務調査交通費記録簿より	会議費	4,980
9月 政務調査交通費記録簿より	研修費	7,050
10月 政務調査交通費記録簿より	会議費	9,680
11月 政務調査交通費記録簿より	会議費	1,920
11月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	11,130
12月 政務調査交通費記録簿より	会議費	1,760
12月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	6,190
1月 政務調査交通費記録簿より	会議費	5,630
2月 政務調査交通費記録簿より	会議費	6,880
3月 政務調査交通費記録簿より	会議費	5,050
3月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	14,980

【誤記更正】

10月2日 ヨドバシカメラ パソコン電源	事務費	3,852
10月2日 ヨドバシカメラ 電池	事務費	513
10月2日 ヨドバシカメラ ネットワークベースステーション (以降の記載なし)	事務費	11,342
1月1日 ヨドバシカメラ プリンター 80%	事務費	16,132
1月2日 (株)ヨドバシカメラ スキャナーインク	事務費	18,208
2月1日 ビッグカメラ タイムウォッチ	事務費	926

3月12日 ヨドバシカメラ デジカメ 80%	事務費	22,580
3月27日 ヨドバシカメラ 用紙	事務費	739
6月 政務調査交通費記録簿より	会議費	2,760
8月 政務調査交通費記録簿より	会議費	2,400
9月 政務調査交通費記録簿より	会議費	3,860
9月 政務調査交通費記録簿より	研修費	4,790
10月 政務調査交通費記録簿より	会議費	6,800
11月 政務調査交通費記録簿より	会議費	320
11月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	9,120
12月 政務調査交通費記録簿より	会議費	320
12月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	6,030
1月 政務調査交通費記録簿より	会議費	5,150
2月 政務調査交通費記録簿より	会議費	2,400
3月 政務調査交通費記録簿より	会議費	1,530
3月 政務調査交通費記録簿より	調査研究費	6,850

(9) z 議員

【誤記控除】

4月1日 事務所賃借料 4月分	事務所費	30,000
5月1日 事務所賃借料 5月分	事務所費	30,000

6月1日 事務所賃借料 6月分	事務所費	30,000
7月1日 事務所賃借料 7月分	事務所費	30,000
8月1日 事務所賃借料 8月分	事務所費	30,000
9月1日 事務所賃借料 9月分	事務所費	30,000
10月1日 事務所賃借料 10月分	事務所費	30,000
11月1日 事務所賃借料 11月分	事務所費	30,000
12月1日 事務所賃借料 12月分	事務所費	30,000
1月1日 事務所賃借料 1月分	事務所費	30,000
2月1日 事務所賃借料 2月分	事務所費	30,000
3月1日 事務所賃借料 3月分	事務所費	30,000
7月10日 電気料金 6月分	事務所費	1,211
8月16日 電気料金 7月分	事務所費	1,098
9月4日 電気料金 8月分	事務所費	1,277
10月7日 電気料金 9月分	事務所費	1,131
10月31日 水道料金 9.10月分	事務所費	1,816
10月31日 電気料金 10月分	事務所費	1,113
12月20日 水道料金 11.12月分	事務所費	1,816
1月8日 電気料金 12月分	事務所費	1,394

1月29日 電気料金 11月分	事務所費	1,311
3月26日 水道料金 1.2月分	事務所費	1,816
3月26日 電気料金 2月分	事務所費	1,858
3月27日 電気料金 3月分	事務所費	1,424
7月30日 区政報告会傷害保険代 かねいち保険部	広報費	6,000
7月30日 区政報告会賠償責任保険代 かねいち保険部	広報費	1,000
8月1日 区政報告会案内郵便代 599通	広報費	38,935
8月1日 区政報告会案内郵便代 15通	広報費	1,200
8月2日 区政報告会案内郵便代 292通	広報費	18,980
8月11日 コンパネ代(区政報告会用) ウッドトップ	広報費	3,000
8月11日 区政報告会機材借用費 レンタルミナモト	広報費	203,868
8月21日 区政報告会建物貸損料 東京都荻窪園芸地方	広報費	20,000
8月23日 区政報告会案内制作費 KEI工房	広報費	31,000
5月7日 区政報告誌郵送代 78通	広報費	6,240
6月25日 区政報告誌郵送代 29通	広報費	2,320
7月2日 インターネット接続料 4月分	事務所費	2,520
3月27日 パソコン代 石丸電気	事務所費	161,490
4月26日 携帯電話料金 3月分	事務所費	7,977

5月28日 携帯電話料金 4月分	事務費	7,977
6月26日 携帯電話料金 5月分 ソフトバンク	事務費	7,977
7月26日 携帯電話料金 6月分	事務費	7,977
8月27日 携帯電話料金 7月分	事務費	7,825
9月26日 携帯電話料金 8月分 ソフトバンク	事務費	1,507
10月26日 携帯電話料金 9月分	事務費	1,507
11月26日 携帯電話料金 10月分	事務費	7,878
12月26日 携帯電話料金 11月分	事務費	7,983
1月28日 携帯電話料金 12月分	事務費	7,878
7月7日 プリンターラベル コジマ	事務費	1,820
7月17日 プリンターラベル、インク コジマ	事務費	5,620
7月30日 プリンターラベル コジマ	事務費	8,740
8月28日 プリンターラベル、インク コジマ	事務費	1,730
3月27日 ケーブル、マウス 他 石丸電気	事務費	65,700
7月31日 事務補助員賃金 7月分	人件費	61,750
8月31日 事務補助員賃金 8月分	人件費	66,500
【誤記更正】		
3月27日 パソコン代 80% 石丸電気	事務費	129,192
3月27日 ケーブル、マウス 他 石丸電気	事務費	64,086

7月31日 事務補助員賃金 7月分	人件費	19,000
8月31日 事務補助員賃金 8月分	人件費	38,000

(10)D議員

【誤記控除】

7月31日支払分 資料整理及び作成	人件費	6,000
6月17日支払分 FAX用紙・インクカートリッジ	事務費	4,091
11月26日支払分 宛名ラベル	事務費	1,344
2月23日支払分 FAX電話代(8割)	事務費	16,700
2月23日支払分 宛名ラベル代	事務費	7,340

【誤記更正】

6月17日支払分 FAX用紙・インクカートリッジ	事務費	2,159
11月26日支払分 宛名ラベル	事務費	1,209
2月23日支払分 FAX電話代(8割)	事務費	15,033
2月23日支払分 宛名ラベル代	事務費	6,606

(11)G議員

【誤記控除】

12月13日 区政報告葉書 郵便事業(株)	広報費	5,600
--------------------------	-----	-------

【誤記更正】

12月13日 区政報告葉書 郵便事業(株)	広報費	600
--------------------------	-----	-----

(12)M議員

【誤記控除】

9月4日 日本法令新宿センター（別紙）	資料購入費	2,310
9月13日 新星堂（別紙）	資料購入費	499
10月9日 Books 書原（別紙）	資料購入費	1,680
10月23日 Books 書原（別紙）	資料購入費	3,054
11月5日 Books 書原（別紙）	資料購入費	28,701
1月5日 Books 広和（別紙）	資料購入費	2,079
2月2日 弘栄堂書店（別紙）	資料購入費	5,880

【誤記更正】

1月5日 Books 広和（別紙）	資料購入費	1,365
----------------------	-------	-------

(13) h 議員

【誤記控除】

12月10日 名刺作成（5,000枚） 株マルミ印刷	広報費	120,750
-------------------------------	-----	---------

(14) V 会派

【誤記控除】

5月18日 神奈川ネット情報誌購読料	資料購入費	2,000
7月25日 広報誌 No.63 ティサウ料	広報費	32,000
12月5日 講演会「日本はどうなる？日本をどうする！」参加費(1/2)	調査研究費	4,000

【誤記更正】

7月25日 広報誌 No.63 ティサウ料（3/4）	広報費	24,000
-------------------------------	-----	--------

(15) f 議員

【誤記控除】

8月6日 プリンタドラムトナー（EPSON用）：LAPET13 1本 タイラオフィスサプライズ(株)	事務費	8,400
8月31日 プリンタドラムトナー（EPSON用）：LAPET13。 2本@8400。タイラオフィスサプライズ(株)	事務費	16,800
9月21日 封筒代：間伐材封筒規格品長3 表一色印刷 10,000枚 NPO レインボー	事務費	45,500
12月31日 f a xロール紙 1本	事務費	367
2月26日 Mo ディスク5枚 ソフマップ@秋葉原	事務費	2,812
3月31日 封筒代：間伐材封筒規格品長3 表一色印刷 10,000枚 NPO レインボー	事務費	45,500
2月26日 コンピュータ周辺機器：有線LAN ルーター、 eatherNet ケーブル。ソフマップ@秋葉原	事務費	6,617

【誤記更正】

8月6日 プリンタドラムトナー(EPSON用):LAPET13 1 本 ¥8400x7/10 タイラオフィスサプライズ(株)	事務費	5,880
8月31日 プリンタドラムトナー（EPSON用）：LAPET13。 2本@¥8400x7/10。タイラオフィスサプライズ (株)	事務費	11,760
9月21日 封筒代：間伐材封筒規格品長3 表一色印刷 10,000枚 ¥45500 x 9/10 NPO レインボー	事務費	40,950
12月31日 f a xロール紙 1本 ¥367 x 1/2	事務費	183

2月26日 Mo ディスク 5枚 ¥2,812x1/2 購入時(¥2812)のルピー相当分(¥282)を控除する。¥1406 - 282 = ¥1124 ソフマップ@秋葉原	事務費	1,124
3月31日 封筒代：間伐材封筒規格品長3 表一色印刷 10,000枚 ¥45500 x 9/10 NPO レインボー	事務費	40,950
2月26日 コンピュータ周辺機器：有線LANルーター、eatherNet ケーブル。購入時のルピー相当分(¥662)を控除する。¥6617 - 662 = ¥5955 ソフマップ@秋葉原	事務費	5,955

(16)m議員

【誤記控除】

11月19日 No.1105 ガソリン代 938円の25% 昭福石油(株)	調査研究費	239
--	-------	-----

【誤記更正】

11月19日 No.1105 ガソリン代 938円の25% 昭福石油(株)	調査研究費	234
--	-------	-----

(17)s議員

【誤記控除】

6月20日 インクカートリッジ2個&インクフィルム(LAOX)	事務費	9,582
------------------------------------	-----	-------

【誤記更正】

6月20日 インクカートリッジ2個&インクフィルム(LAOX)	事務費	9,486
------------------------------------	-----	-------

(18)v議員

【誤記控除】

2月5日 ガソリン代(サンユインダストリアル)1/4	調査研究費	3,187
-------------------------------	-------	-------

【誤記更正】

2月5日 ガソリン代(サンユインダストリアル)1/4	調査研究費	1,593
-------------------------------	-------	-------

(19) L 議員

【誤記控除】

3月30日 パソコン年間保守料 テクノナレッジ(株)	事務所費	25,000
8月10日 パソコン修理 佐久間電機商会	事務費	10,000
12月20日 NEC バリュースター購入 80% テクノナレッジ(株)	事務費	160,000

【誤記更正】

3月30日 パソコン年間保守料 1/4 テクノナレッジ(株)	事務所費	6,250
8月10日 パソコン修理 1/4 佐久間電機商会	事務費	2,500
12月20日 NEC バリュースター購入 1/4 テクノナレッジ(株)	事務費	50,000

(20)W会派

【誤記控除】

7月2日 プリンターインク ヨドバシカメラ	広報費	2,720
--------------------------	-----	-------

【誤記更正】

7月2日 プリンターインク ヨドバシカメラ	広報費	2,448
--------------------------	-----	-------

以上の政務調査費収支報告書の訂正届のうち、(1)については平成 21 年 6 月 4 日付で区長へ写しを送付済みであるが、(2)から(20)については平成 21 年 6 月 15 日付で写しを送付する。

なお、(1)q 議員については、今回の訂正により平成 19 年度の支出をすべて取り消し、交付済みの政務調査費 192 万円を全額返還済みである。

また、(7)p 議員、(8)y 議員、(9)z 議員、(11)G 議員、(12)M 議員、(15)f 議員、(19)L 議員、(20)W 会派については、今回の訂正により交付済みの政務調査費の額が支出金額を上回り返還の必要が生じるため、平成 21 年 6 月 15 日付で当該議員あて通知し、返還の手続きを進める。

[平成 21 年 6 月 23 日付け、議長からの回答の要旨]

1 調査結果について

今回届出があったものについては、(錯誤による計上や出納簿への転記ミス)
が見受けられたが控除・更正されていた。また、平成 21 年 5 月 25 日付 21 杉
議会第 318 号により確認処理を進めると回答した事項のうち、会派・議員から
出納簿及び収支報告書の訂正の届出がない事項についても、合理性ないし必要
性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 19 年度の使途基
準に基づく適正な支出が行われていた。

なお、2 (1) に記載のとおり、今回、平成 21 年 6 月 16 日付で出納簿及び
収支報告書の訂正届出があった、×議員、B 議員については、政務調査費の残
余額返還の必要が生じたが、返還の確認が取れた。

2 平成 19 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

(1) 今回届出があった訂正

Z 会派

【誤記控除】

6 月 28 日 全国地方議員交流会 参加費	研修費	10,000
---------------------------	-----	--------

× 議員

【誤記控除】

8月2日 DTPC修理	事務費	114,660
3月22日 デジタルカメラ、周辺機器、PCアクセサリ・消 (以降の記載なし)	事務費	37,379
3月22日 普通紙Fax、PC軽快電話ソフト、PC筆まめアッ グ(以降の記載なし)	事務費	34,180
1月22日 報告会用呼びかけ紙	広報費	21,000

【誤記更正】

8月2日 DTPC修理	事務費	103,184
3月22日 デジタルカメラ、周辺機器、PCアクセサリ・ 消(以降の記載なし)	事務費	31,673

3月22日 普通紙Fax、PC軽快電話ソフト、PC筆まめアップ グ（以降の記載なし）	事務費	29,079
--	-----	--------

B 議員

【誤記控除】

2月6日 事務用品（ラベルタック） ビックカメラ	事務費	580
2月28日 事務費（電子辞書・80%） ヤマダ電機	事務費	25,440
3月24日 備品購入費（カメラ代・80%） ヤマダ電機	事務費	24,640

【誤記更正】

2月6日 事務用品（ラベルタック） ビックカメラ	事務費	522
2月28日 事務費（電子辞書・80%） ヤマダ電機	事務費	22,896
3月24日 備品購入費（カメラ代・80%） ヤマダ電機	事務費	22,176

以上の政務調査費収支報告書の訂正届は平成 21 年 6 月 23 日付で区長へ写しを送付する。

(2) その他、残余额の返還状況について

平成 21 年 6 月 15 日付 21 杉議会第 396 号で回答した調査の結果、収支報告書の訂正により残余额返還の必要が生じた p 議員、y 議員、z 議員、G 議員、M 議員、f 議員、L 議員、W 会派については、返還手続き完了の確認がとれた。

3 会派・議員からの意見聴取について

今回請求人から提出された措置請求書の別紙「議員・会派別の政務調査費返還額」に記載されている内容について、会派・議員から意見を聴取した結果を別紙により追加資料として提出する。（別添資料 4 - 4）

4 今回の監査請求に対する見解

今般、議員の政務調査費について、昨年に続き住民監査請求が提出されたことは、区議会を代表し、その事務を統理する議長として、大変残念であり、かつ、真摯に受けとめております。また、不本意とはいえ、大変お手数をおかけすることとなってしまう、誠に申し訳ございません。

請求人から指摘のあったそれぞれの具体的な項目については、抗弁書及び調査回答でご説明させていただきました。併せて、記載事項や経費積算に誤りや過不足等がないかどうか、各議員に対する調査を行い、精査したところ、一部に添付書類の不備や単純ミスによる計上などがありましたので、補正や返還等の所要の措置を講じたところです。

申し上げるまでもなく、政務調査費は法令等の規定に従って厳正に執行されるべきものです。こうした不備や単純ミスを根絶するよう、一層留意するとともに、あらためて議員一人ひとりに周知・徹底してまいります。

本来政務調査費は、議会の活性化を図るために、その審議能力を強化し、調査活動基盤の充実を図る観点から制度化されたものです。議員一人ひとりがこの制度を有効に活用し、その機能を最大限発揮することを通じて、区民の期待に応えられる議会として、さらなる活性化に取り組む責務があるものと考えております。

しかし一方では、現時点で議員の政務調査活動とその他の議員活動の間に必ずしも明確な区分や基準がなく、その用途については、最終的に議員一人ひとりの良識ある判断に任されている部分があり、この点について議員間に考え方の差異があることも事実です。したがって、外見上不明確な部分があるものについては、支出内容と政務調査の関係についてのしかるべき説明が必要になるものがあると考えております。今回の監査請求はまさにこの点について、請求人からのご指摘があったものと受けとめております。

これまで杉並区議会では、平成 13 年の地方自治法改正を受けて条例を制定し、制度施行して以来、区民の皆様から政務調査費に関する様々なご意見やご指摘について真摯に受け止めながら、自主的な改善に取り組んでまいりました。平成 19 年には、議長訓令として「政務調査費の取扱いに関する規程」を定め、政務調査費として認められる用途基準を明確化しました。またこれと併せて、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」を定め、按分すべき場合の割合等を定めました。

さらに、議会内に「政務調査費検討会」を設置し、学識経験者等の第三者の意見を聴きながら十数回にわたる議論を重ね、政務調査費支出の基本的な考え方や経費按分についての考え方をまとめ、これを「政務調査費用途基準細目」として定め、対象経費及び按分割合について一層の厳格化を図りました。この政務調査費用途基準細目は、平成 20 年度から適用しておりますが、これに併せて、取扱いマニュアルである「政務調査費に関する事務処理について」を作成し、各議員に配付し、これらの基準の周知徹底に努めてきたところです。

19 年度からのこうした取組みの成果が次第に現われてきているものの、まだまだ十分なものとは考えておりません。今回の監査請求はその大きな教訓として受けとめております。

今後、判例や他自治体の動向などを注視しながら、時代の要請に応えられる

制度づくりに不断に努めるとともに、それを議員一人ひとりに周知徹底し、政務調査費の厳正で適正な執行に努めることで、区民の信頼に応えてまいります。さらに、政務調査費の一層の透明性を高めるために、政務調査活動とその他の議員活動との区分けのためのより厳格な基準づくりに向けた検討を進めるとともに、適正な執行をチェックするための第三者機関の設置を視野に入れた検討にも着手いたしました。

これらを通じて、真に区民の信頼を得られる政務調査費の執行に向けて、全力で取り組んでまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第6 監査の結果と判断

1 監査結果

本件措置請求については、監査を担当した二名の監査委員の合議により、次のように決定した。

請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。認容部分にかかる該当議員・会派名、要返還額等は、123 頁の表 - 1 のとおりであり、区長は、該当する 25 議員 3 会派に対して、要返還額とした合計 3,530,526 円の返還に必要な措置を、7 月 31 日までに講じられるよう、勧告する。

なお、監査期間中に多くの誤記控除・更正の申し出があったが、誤記控除・更正に伴う自主的な返還額の一覧は、124 頁の表 - 2 のとおりである。

2 監査基準

既にみてきたとおり、請求人の主張も、また対象部局の抗弁の内容も多岐にわたるが、損害額の速やかな返還を求めよう杉並区長に勧告することを求める、という措置請求の要旨に直接かわる事項について、項目別に監査にあたっての基準を検討し、それぞれ次のように判断した。

(1) 政務調査費の使途に関する基本的な考え方について

政務調査費の使途に関して、請求人は、政務調査費は補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきであり、また、調査研究項目と杉並区政との関連性が明確にされなければならない、必要最低限の経費を交付されるべき、と主張する。

一方抗弁書は、調査研究に直接用いられる費用はもちろん、会派・議員の各調査研究活動基盤の充実に有益となる費用等間接的に用いられる費用を広く含むと解するのが妥当、とする。

さて、まず、政務調査費を地方自治法第 232 条の 2 に定める補助金である、とする請求人の主張であるが、平成 12 年改正による政務調査費の制度化は、それまで多くの自治体が同条による補助金として「調査研究費」等を支出していたことを改め、地方議会の活性化、審議能力の強化のために地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から新たに現在の第 100 条第 14 項を定めたものである。したがって、政務調査費の支出にあたって公益性が求められるのは当然であり、広い意味では地方自治法第 232 条の 2 の規定が適用されるにしても、より直接的には、第 100 条第 14 項並びにそれに基づく政務調査費条例等の規定により判断されるべきものである。

次に、調査研究項目と杉並区政との関連性についてであるが、請求人は政務調査の概念や調査研究項目を、区政との関連性において厳しく解しており、その結果、後ほど検討する具体的な項目において、例えば広報費として支出されている

区政報告書の内容について、単なる議会での質問内容を掲載するにとどまるようなものは政務調査とはいえず、不当な支出である、といった主張につながっている。

これに対して抗弁書は、政務調査費を交付する目的を狭く解することをせず、調査研究基盤の充実に有益となる間接的な経費なども認められるとし、上記区政報告書のようなケースについても政務調査費の対象になる、という主張になっている。

この点について、平成 16 年 4 月 14 日東京高裁判決は「『議員の調査研究に資するため必要な経費』とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、上記政務調査費交付制度の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるというべきである。」と述べて、間接的な経費も認める趣旨を判示している。現実問題として、地方議会議員の活動において、政務調査活動と様々な議員としての活動を峻別することは困難と思われることなども勘案すると妥当な判断というべきであり、請求人の主張には同意できない。

以上から、政務調査費の用途については、議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれる、と解することが妥当である。

(2) 用途基準の性格と、会派及び議員の自律性について

政務調査費の用途については、政務調査費条例第 9 条が「会派及び議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定し、これを受けた政務調査費条例施行規則第 6 条が「別表のとおり」として用途基準を定めている。また、地方自治法第 104 条に規定する議長の権限に基づいて定められた政務調査費の取扱いに関する規程は、第 2 条第 1 項で、10 項目の「区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないもの」を挙げ、また、同条第 2 項で「一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。」とした上で、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」(平成 19 年 3 月 30 日)により、経費の按分についての基準を示している。

さて、こうした用途基準等の規範性について、請求人は、「政務調査費の用途は議員ら受給者側の自立規定のみに委ねられることはゆるされず、社会通念上許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられている」として、用途基準に適合するものであっても、社会通念上許されないと判断されるものや、説明が不十分で用途を特定できないような支出は認められない、

と主張する。

一方抗弁書は、まず、用途基準を制限列挙ではなく例示として示したものである、とする。すなわち、区長室総務課は「用途基準についての参考として具体的に列挙したものである」と述べ、また区議会事務局は「用途基準はあくまでも用途についての指針として示したものである。」としている。この解釈に立てば、用途基準に表現されていない支出であっても、区政に関する調査研究に資するために必要な経費であれば支出可能、という結論になる。次に、こうした判断を誰が行うか、という点について、「用途基準に合致しているかどうかは、会派又は議員の良識に基づく判断にゆだねるべきであり」として、会派又は議員の自律性を主張する。なお、用途基準に表現されていない支出についての判断については明確な記載がないが、区政に関する調査研究に資するかどうかの判断も、第一義的には会派又は議員にゆだねられていると解しているものと思われる。

さて、抗弁書前段の、用途基準を「参考」であり「指針」であるととらえる見解は、政務調査費条例第9条が、後半部分の規定をあえて定めていることなどからも首肯できるところであり、請求人の主張とも特段矛盾しない。また後段は、政務調査費条例第9条後半部分の記載内容である「区政に関する調査研究に資するために必要な経費」であるかどうかの判断を、だれがどのような方法で行うかであるが、請求人はそれを、会派又は議員の、区民に対する説明責任の徹底と、そのための、領収書等を含めた情報開示方法の改善に求めており、その限りにおいては、抗弁書の内容とも矛盾しない。またこの間、領収書の提出や「政務調査費の取扱いに関する規程」に用途基準細目を定めて、手続きや基準の客観化を進めてきた区議会の政務調査費に関する制度改革の方向とも一致する。

相違点は、請求人が、実際の政務調査費の支出において、不適切なものがあまりに多く、認められない、とするのに対して、抗弁書は、「収支報告書等に記載されている用途について、施行規則第6条別表の用途基準及び取扱いに関する規程第2条別表の用途基準細目に照らして疑義がないかどうか、用途基準の項目適用に誤りがないかなどの確認を行い、疑義のある支出については、会派又は議員に指摘するが、最終的には会派又は議員の良識に基づく判断にゆだねている。」として、不適切かどうかの判断は、最終的には会派や議員の自律性に委ねるべきであり「合理性ないし必要性を欠くことが明らか」な支出以外は、会派又は議員の良識に基づく判断が尊重されるべきである、としている点にある。

区議会事務局の抗弁書は、その主張の根拠の一つとして、平成17年5月26日名古屋地裁判決を挙げているが、それは「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断にゆだねられているといわざるを得ない。」として、政治活動の自由の保障を根拠に論理を展開している。

確かに、区長は言うに及ばず、議長が調査をするとしても、一つひとつの支出が「区政に関する調査研究に資するために必要な経費」であるかどうかを細かく判断するためには、会派や議員の政治活動の中身に立ち入らざるを得ず、政治活動の自由を侵す恐れが極めて高くなる。したがって、基本的には、会派又は議員の良識に基づく判断が尊重されるべきである、とする抗弁書の主張は是認できるものである。

しかし同時に、請求人が主張するように、相当数の裁判において、使途が不適切であり返還を命じる、という趣旨の判決がなされていることも事実である。例えば、平成 19 年 4 月 26 日仙台高裁判決は、政務調査費の対象として支出された行為について、議員個人としての活動と政務調査活動を含む議員活動とが混在する場合、個人活動分を二分の一、政務調査活動以外の議員活動分を、残り二分の一の更に半分で四分の一とし、政務調査費で支出することが許されるのは四分の一にとどまる、といった趣旨の判示をしているし、また、同年 12 月 20 日のやはり仙台高裁判決は「政務調査活動というより、むしろその他の議員活動として支出されたものというべきであるから、本件使途基準に合致した支出とは認められない」として、弘前市議会議員 22 名に対する返還請求を行うことを求める請求を認容している。

これらは、政治活動の自由を保障するという観点から会派や議員の良識に基づく判断を尊重することの必要性を正面から否定するのではなく、政務調査費で支出された行為が、政治活動の自由の保障との調整を図らなければならない「区政に関する調査研究に資するため」の行為に当たるかどうか、という観点から支出の妥当性を判断しようとするものである。

こうした判例の傾向を踏まえると、結果として会派や議員の判断を基本的には是認し、そこにとどまってしまうがちな抗弁書の見解は十分でなく、会派や議員の自律性を認めつつも、同時に、抗弁書の表現を借りれば「合理性ないし必要性を欠くことが明らか」な支出であるかどうか、請求人の主張によれば「社会通念上許されないと判断される」支出であるかどうかをチェックすること、逆に言えば、区民のチェックを可能とするように、説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底が求められているということが出来る。

杉並区は既に、政務調査費の取扱いに関する規程に使途基準細目を定めるなどして、制度自体にこうしたチェックシステムを組み込む努力をしているものと評価できるが、判例の動向なども睨みつつ、今後さらに検討されるべき課題ということができよう。

以上から、本件監査においては、政治活動の自由の保障の必要性を認める立場から会派や議員の良識に基づく判断を尊重するという視点を基本にしつつも、個別の判断においてはそれのみにとどまることなく、説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底を図るという観点なども加味して、総合的に判断していくものとする。

(3) 領収書の扱いについて

杉並区では、平成 18 年 12 月 11 日に政務調査費条例が改正され、同条例第 10 条により、平成 19 年 5 月 1 日以後に交付された政務調査費の支出については、政務調査費収支報告書に出納簿の原本及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という）を添えて議長に提出しなければならないことになっている。

請求人は、こうして添付された領収書等を点検して「証拠となる領収書に不備がある支出は政務調査費とは認められない」とした上で、具体的に

受取人や用途を特定できない記載不備な領収書

コンビニ等のレシートで、感熱インクを使用しており日時の経過とともに劣化し内容が判別不能になってしまっているもの

電気、通信費など、業者から正規の領収書が発行されているにも関わらず、紛失等、特段のやむを得ない事情も無く通帳コピー等で代用しているもの

本人以外の人物や法人に対して発行された領収書

について、「不当であり無効と判断される」としている。

これに対して、区議会事務局の抗弁書は、

について：今後は、調査研究活動との関連を補う説明を領収書等添付用紙に補記する等の方法で処理する

について：提出時に用途基準に基づき確認済みであるが、今後は、支出内容を補う説明を領収書等添付用紙に補記する方法等で処理する

について：領収書が発行されないケースが増加しているため、通帳コピー等を領収書その他の証拠書類にあたるものとして処理しており、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない

について：事務所費の按分光熱費等、領収書のあて名がやむを得ず議員本人ではないものが見受けられる。これらは、建物の光熱水費等の契約者が配偶者や法人になっているものであり、領収書や支払口座の名義等が生計を一にしている配偶者または建物の主体である法人名になっていても当該議員が支払っていないことにはならない。よって、これらの場合には、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。ただし、今後は、調査研究活動との関連を補う説明がないものについては、領収書等添付用紙に補記する方法等で処理する

とし、誤計上のものがあれば訂正を進めるが、基本的には政務調査費の支出について問題はない、という趣旨の説明をしている。

さて、まず のケースについてであるが、抗弁書は今後の対応についてしか触れておらず、それだけで、政務調査費の支出について問題なし、とすることはできない。政務調査費は、会派又は議員に支給されているものであり、領収書等においては、当該会派又は議員が適正に支出したことが示されなければならない。したがって、受取人が「上様」になっていたり空欄であったりして受取人が特定できなかつたり、また、ある種の物品の購入などで用途が特定できずに適正さの

判断ができないものなどについては、領収書等の添付を義務付けた政務調査費条例の規定に違反した状態にある、と言わざるを得ない。

ただし、実際には、郵便局や高速道路の領収書などのように、あて名欄自体がないもの、ガソリンスタンドの領収書やコンビニエンスストアのレシートなど、あらためてあて名を明記した領収書の発行を求めることが、社会的に一般的でないもの、などもある。平成 19 年 6 月 7 日付で区議会事務局が発行した「政務調査費に関する事務処理について」によれば、「『領収書等の提出様式』が定められました」という項目に、領収書と並んでレシート・クレジットカード明細などの提出が認められている。これらについては、例えば金額が 5 千円を超えるなど高額の場合を別にすることなど、今後検討する余地はあるものの、当面は、一定の説明がなされ、政務調査費として適正に支出された蓋然性が高いと判断されるものについては、レシート等も領収書として認めることが妥当である。

なお、本件監査請求は、平成 19 年度分の政務調査費についてであり、領収書等の添付を義務付けた初年度である。「政務調査費に関する事務処理について」では、「新規提出書類について」という項を置き、しかも【注意】として強調した囲みを作って「領収書の日付・あて先・金額・内訳・発行者氏名・発行者印は必須とします。『上様』や『品代』の表記は貼付する領収証としてふさわしくありません。」などと具体的に記載して会派又は議員の注意を促していたところではあるが、本件監査においては、「上様」書きやあて名記載のない領収書等についても直ちに無効とはせず、政務調査費として適正に支出されたと推測するに足る説明がなされるものについては、これも合わせて認めるものとする。

また、領収書の記載が「切手 枚」「書籍 冊」などとなっているために、それ以上は政務調査費との関連を判断できないものもある。切手は、簡便に換金可能であるし、書籍は、個人的な本の購入との区別ができない、などの問題がある。したがって、切手は、政務調査活動としての広報活動などに使用したことが類推できる説明や証拠資料、書籍は、特定の書籍と政務調査活動との関連性の説明までは求めないとしても、最低限書籍名が明らかにされること、などによって、適正な政務調査費の支出であると推測することが可能なものについて、認めるものとする。

次に の場合であるが、これは一面で、領収書等の原本提出から派生する問題であり、会派又は議員の責に帰すべきものではない。ただし、領収書等の 5 年間保管義務なども考慮すれば、原本のほかに色褪せしない写しを作成しておくことが望ましいことはいうまでもなく、今後の課題とすべきであろう。

のケースでは、請求人が「正規の領収書が発行されているにも関わらず」としているのに対して、抗弁書が「領収書が発行されないケースが増加しているため」という理由で応えているのは、適切な抗弁とはいえない。請求人は、領収書が発行されないケースについて問題にしているのではなく、領収書が発行されているものについて、通帳コピーによることを不当としているのである。

しかしまた、抗弁書がいうように、領収書が発行されないケースが増えているのも事実であり、その結果として、銀行振り込みやクレジットカード払いのものなどについて、領収書の発行自体があまり意識されない傾向も強まっている。

こうした中で、領収書添付義務付けの初年度である平成 19 年度分の政務調査費においては、「政務調査費に関する事務処理について」のなかで通帳コピーを認めるかのような記載があることもあり、通帳のコピー等で代用する理由についての説明があれば、これを、政務調査費条例第 10 条第 1 項にいう「その他の証拠書類」として認めることが妥当である。

最後に のケースについてであるが、請求人は「本人以外の人物や法人に対して発行された領収書」は不当であり無効、と主張する。一方抗弁書は、「本人以外」とはいてもまったくの他人名義ということではなく、生計を一にしている配偶者や、一部を借りて按分支出している事務所の光熱水費の支払いに伴う大家としての法人などの名義によるものである、などといった趣旨を述べ、当該議員が支払っていないことにはならないから、請求人の主張には理由がない、とする。

確かに、抗弁書が主張するようなケースがままあるであろうことは想像に難くない。しかし、そうしたケースがありうるのだから、他人名義の領収書もすべて有効である、といった論理展開には無理がある。他人名義の領収書等が、政務調査費の支払いの証拠としては不適切であることは言うまでもなく、ただ、さまざまな事情が合理的に説明されて、やむを得ないと判断される場合に初めて、個別に認められるケースがあり得るにすぎない。按分などによって一部を負担した場合などは、全体の支出を示す他人名義の領収書の他に、これを補完するものとして、当該名義人に会派や議員が按分による負担分を支払ったことを示す別個の領収書を、たとえ配偶者間でも発行し、添付することなども検討されるべきである。

本件監査請求においては、これも領収書添付義務付けの初年度であることを考慮し、一定の合理的説明がされ、やむを得ないと認められるものについては、有効な領収書の添付とみなすこととする。

なお、以上に述べた領収書添付は、平成 19 年 5 月 1 日以降の政務調査費交付分から適用される規定であり、それ以前のものについては「なお従前の例による」として義務付けはされていない。したがって、平成 19 年 4 月 30 日以前の支払い分について適用除外となることは明らかであるが、それ以降の支払い分についても、そのお金の出所が平成 19 年 4 月に交付されたものであれば適用除外となることになり、事実上のチェックが不可能となってしまう。このため、本件監査請求においては、平成 19 年 5 月分の交付が 5 月 29 日だったことに鑑み、会派及び議員から特段の申し出があったものは別として、原則的に、平成 19 年 5 月 29 日以降の支払い分について、領収書等添付が義務付けられる平成 19 年 5 月の交付分から支払いがなされたものと仮定して、監査を進めることとする。

(4) 按分支出について

杉並区議会は、議長訓令として、平成 19 年 3 月 30 日に政務調査費の取扱いに関する規程を定め、同年 5 月 1 日から施行しているが、その第 2 条第 2 項において「一の経費のうち区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。」と規定し、これを受けた「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」(平成 19 年 3 月 30 日)が、具体的な経費の按分についての基準を示している。

(なお、政務調査費の取扱いに関する規程は平成 20 年 4 月 1 日付で改正され、「留意事項」として定められていた経費の按分基準は、一部修正して精緻化した上で、規程別表の「政務調査費使途基準細目」として新たに定められている。)

さて、請求人は「19 年度の政務調査費に関する支出状況は 18 年度に比べ制度面、運用面共に改善がみられたものの、未だに本来区分すべき政治活動と政務調査の費用按分ができていない支出が多い。」とした上で「本来区分すべき政治活動と政務調査費を支出する活動を按分していないか、按分していても、その比率が実態に則していない支出の著しいものとして以下の支出がある。」として、次の 3 つの類型について不当性を主張している。

広報費に含まれる区政報告並びにホームページの作成・印刷・配布・開示に関わる諸費用

実際の印刷物や会派及び議員のホームページの内容から、選挙報告や単なる議会の質疑応答など、区政に関する諸問題を調査した報告とは到底みなし得ない内容が多くを占める。区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分していないものは不当であり、目的外支出と判断すべきである。

開示された視察旅行の報告書

区政との関連が明記されていない報告書が多数を占めた。

印刷用インクはじめ事務機、備品、事務用品や選挙関連機器(のぼり、旗、マイク等)など

他の用途との併用があきらかにもかかわらず、費用を按分していない支出が多数計上されている。これらも、按分していない支出は不当であり、目的外支出と判断すべきである。

これに対して、区議会事務局の抗弁書は、

について：区政報告とホームページへの掲載内容については、諸問題を調査した報告だけではなく、議会や行政の実状の報告や、区民が相談を持ちかける際参考になる情報の提供なども調査研究に資するものに該当する。

また、経費を按分して支出するか否かは、それぞれの内容など、個別事項ごとに基本的には議員の良識に基づく判断にゆだねられている。よって、按分していないことをもって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。

について：宿泊を伴う視察旅行等の経費を政務調査費で支出する場合は、「政務調査費の取扱いに関する規程」で報告書を提出するよう規定している。区政

に関する調査研究を目的とする視察等であると会派及び議員が判断し、調査結果等の内容についても様式で定めている事項に基づいて記載されていれば、用途基準に基づく支出といえる。

について：区政に関する調査研究活動に資することを目的として購入した場合、必ずしも按分しなければならないものではない。また、選挙関連機器とされているマイク等は、街頭及び音響設備のない広い会場での広報活動における必需品として広く一般的に使用されているものであり、用途基準に基づいた支出と考える。

なお、金額的に高価なものについては区民の理解を得られるよう、平成 20 年 4 月 1 日より「政務調査費の取扱いに関する規程」の別表で「50,000 円以上の物品は備品」と定義し、「備品購入費については、実態に則して按分する」と規定している。

とし、全体として不当ではないとしている。

さて、まず についてであるが、第 6 の 2 の (1) で東京高裁判決なども援用しながら検討したとおりであり、議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も政務調査費に含まれる、と解する。

ただし、政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 1 項に明示で定められた政務調査費に該当しないものまでも、調査研究のために有益な費用として認められるのではないことは明らかである。したがって、儀礼的な挨拶としてひと言、当選御礼が述べられていたり、単なる連絡先として後援会事務所の電話番号が掲載されていたりするケースは別として、それ自体独立した情報として、選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がなされている場合には、それ相応の按分が求められることはいうまでもない。したがって、こうした内容の検討をせず、結果として会派又は議員の判断をそのまま受け入れざるを得なくなるような抗弁書の内容は、その限りで失当である。

なお、広報紙は実物の提出が義務付けられているためこうしたチェックが可能であるが、ホームページは更新されれば、遡って確認することはできない。したがって、今後は、ホームページをプリントアウトしたものの提出を義務付けるなど、なんらかの確認手段を規定することが必要であろう。

については、請求人の主張する「区政との関連が明記されていない」ということを、なにをもって判断するかが問題である。具体的かつ詳細にこれを求めるとすれば、会派又は議員の政治活動の自由を侵す恐れが生じる。したがって、政務調査費の取扱いに関する規程第 2 条第 1 項に定められた経費に該当することが明らかな場合を除き、報告書等が、定められた様式を満たして作成、提出されている限り、適正な支出と見做すことが妥当であり、抗弁書の見解はほぼ妥当と判断する。ただし、説明責任の強化、透明性の確保といった視点からみると、今後の方向としては、報告書に力点を置くよりも、旅程や訪問先、支払い経費など、

視察の全体が客観的に明らかにされる資料の提供を重視していくべきものと思われる。

については、請求人が主張するとおり「他の用途との併用があきらか」である場合には、一定の按分が求められることは、政務調査費の取扱いに関する規程第2条第2項の規定からいって明らかである。抗弁書が述べるように「必ずしも按分しなければならないものではない」が、その結果として、原則が按分不要であるかのように扱うことは正しくない。

問題は、なにをもって「他の用途との併用があきらか」であるかどうかを判断するかにあるが、先に第6の2の(1)で基本的な考え方を述べたとおり、現実問題として、地方議会議員の活動において、政務調査活動と様々な議員としての活動を峻別することは困難と思われる、ということ、本件監査請求に関する監査の認識の基本の一つに据えており、ここで問題とされている事務用品等に限って「峻別」が可能とすることは、全体としての判断の統一を欠くことになり、安易に採用することはできない。したがって、これらの経費については、原則として他の用途と併用して使用されることが通例である、という認識に立って、一定の按分がなされることが必要であり、按分をしないのであれば、その説明を会派又は議員が行わなければならない、と判断する。したがって、今後の取扱いとしては、備品購入費だけでなく、事務用品やその他の消耗品などについても目途としての按分率が設定されることが望ましい。なお、本件監査請求においては、これらの考え方の整理が十分にはできていなかった状況なども踏まえ、社会通念から見て「他の用途との併用があきらか」と判断されるものについて、既に按分率が適用されているものについてはそれにより、按分されていないものについては原則として2分の1の按分率を適用するものとする。

(5) 電話番号の公表について

請求人は「番号を公表しない電話の料金は公費である政務調査費の使途として不当であり、目的外支出である。」と主張する。

一方、抗弁書は、すべての議員が何らかの電話番号を公表している、とした上で「個人情報の保護や、調査研究活動の効率性の観点から、普段公表していない回線や携帯電話の料金を支出した場合、必ずその番号を公表しなければならないとはいえない」としている。なお、抗弁書は、平成20年4月1日からは政務調査費の取扱いに関する規程の別表で、政務調査費による通信費の支出割合を電話の種類別に定め、また「政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最低限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする」と規定した、と述べている。

さて、電話を政務調査活動で使用する場合、電話番号が公表されていることが不可欠の条件とみなさなければならない理由は特段なく、公表するかどうかは会派又は議員の自律性にゆだねられているというべきである。したがって、請求人

の主張には理由がない。

なお、平成 19 年 4 月 26 日仙台高裁判決は「携帯電話料金については、調査研究活動に伴って携帯電話を使用することが有り得るとしても、調査研究活動のために携帯電話を使用する必要性は乏しく、その金額の多さに照らすと社会通念上はそれらの大半が調査研究活動以外のものであったと推認されるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認めるのが相当である。」と判示するなど、いくつかの判決で携帯電話料金の支出に疑問が投げられていること、また、抗弁書が「必要最小限の回線分」の利用料金について按分して政務調査費で支出することについて、用途基準に合致する、としていることから、複数回線分の支出が認められるかという論点があること、などに留意する必要がある。請求人が直接主張する事項とは異なるため、ここでは留意点の指摘にとどめるが、固定電話で複数回線を政務調査費から支出する場合などは、その必然性について十分な説明がなされるべきであろう。

(6) ポイント分の控除について

請求人は「パソコンや家電等、量販店で購入した品々のポイント還元を購入金額から控除しないのは横領・着服の疑いを招き不当である。ポイント還元を受けながらポイント分を控除していない支出は不当であり、目的外支出と判断される。」と主張する。

一方、抗弁書は「還元されたポイントを購入費にあてた場合は、当然そのポイント充当分を政務調査費で支出することはできない。」とした上で「しかし、商品の購入によって還元されたポイント分を支出金額から控除することについては、割引券やスタンプカード、またはクレジットカード払い等、ポイント制をサービスにしている媒体は数多くあり、それらを議員が利用するかどうか、また、その時期、さらにポイントの付与率や還元方法等も多様であり、すべての実態を把握することは困難である。よって、目的外の支出とする請求人の主張には理由がない。」とする。

ポイントの付与や還元のすべてを把握することは困難である。したがって、抗弁書の指摘は実態としては理解できる。しかし、「実態を把握することは困難である」からといって、直ちに「請求人の主張には理由がない」とすることには疑問が残る。

さて、まず「ポイント」の性格についてであるが、公正取引委員会は「これは値引きである、景品ではない、値引きであるという扱いをさせていただいております。」(平成 15 年 4 月 23 日 衆議院経済産業委員会 政府特別補佐人 竹島一彦 公正取引委員会委員長 答弁)「そのポイントが、家電量販店等の商品、サービスについて、その支払うべき対価の減額に充てられるものであれば、取引通念上妥当と認められる方法である限り、原則として景品表示法上は景品類に当たらず、正常な商習慣に照らして値引きと認められる経済上の利益に当たるものと

解釈しております。」(平成21年4月21日、衆議院財務金融委員会 政府参考人 中島秀夫 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 答弁)として、値引きとして扱っている。しかし、ポイントの仕組みが多様化し、ますます広範囲に使用されるようになる中で、そのすべてを値引きとすることが妥当かどうかについては、「ポイントサービスというものがおまけなのか対価性のある一つの割引といたしますか、対価性のある何らかの経済的価値の交付ということになるのか、その辺については先ほど申し上げましたように議論があるところでございます。」(平成21年4月21日、衆議院財務金融委員会 政府参考人 内藤純一 金融庁総務企画局長 答弁)という発言にもあるように、政府部内でも統一した見解が示されているとはいえない。

ただし、家電量販店のポイント制度に代表されるような、購入時に一定率のポイントが付与され、後日の買い物等の際に使用を申し出ることによって、そのポイントに相当する金額を代金等に充当することができるものについては、公正取引委員会の見解どおり、社会通念としても値引きと言って良いであろう。そしてそれは、請求人が「パソコンや家電等、量販店で購入した品々のポイント還元」と言っているものとも一致する。したがって本件監査においては、こうした狭義、ないし典型的なポイント制度について、値引きと位置づけて判断する。

さて、値引きである以上、原則としてその金額を控除した金額によって政務調査費に充てるべきであり、この限りにおいては請求人の主張は理解しうる。しかし、実際には、いくつかの難問がある。

一つは、還元されたポイントを使用可能になるのが次の買い物等からであり、使用しない場合なども含めて、この間のギャップをどう見るかである。しかし、政務調査費は実費弁償であるとはいえず、その全てを補償しなければならないわけではなく、条例も「必要な経費の一部として」交付するものとしている。したがって、結果として使わずに終わってしまうリスクなどがあるとしても、そこまで政務調査費として支出しなければならないものとはまでは言えない。

二つ目は、個人として貯めたポイントとの区別がつきにくく、また、ポイントを値引きとして扱うことが必ずしも一般的な認識になっていない中で、実際の使われ方をどう整理するかである。今後の問題としては、政務調査費として支出する場合は個人のポイントは使用せず、実際に支払った金額から付与されたポイント分を除去した金額を、政務調査費に計上すべきであるが、現に、個人のポイントと混在した領収書などの扱い方についてである。

これについては、実際に現金として支払った金額から、新たに付与されたポイント分を引いた金額を政務調査費の対象経費とし、ただし、後日の購入において当該ポイントが使用され、その結果として新しい政務調査費の支出がそのポイント相当分を値引きされているものと判断できる蓋然性が高いものについては、使われたポイントを、元のポイント分として引いたものとみなして計算することが妥当であろう。

最後に三つ目は、それらの判断を、何によって行うかであるが、これは、領収書による他はない。添付が義務付けられた領収書に、充当ポイント、支払い金額、新たな付与ポイント数が記載されているのが通例であり、こうしたものによって確認可能な限りにおいて、ポイント分は値引きとして、政務調査費の支出から除外されるべきものと判断する。

(7) 交通費について

請求人は、「健康上の理由、やむを得ない緊急の例外的事態を除きタクシーの使用は目的外と判断される。」「議会や委員会出席のための登庁交通費は、登庁後に別途、取材等調査を行ったとしても、政務調査費の趣旨に反し、目的外とすべきである。」と主張する。

抗弁書は、まずタクシーの使用について「公共交通機関の利用が困難な場合、または調査研究のためにタクシーを利用するかどうかは、会派又は議員の良識に基づく判断にゆだねられており、本件請求にあるような目的外とすべきものはない。」とし、また登庁交通費については「本会議や委員会開催日であるか否かにかかわらず、使途基準に基づく交通費の支出であり、目的外支出とする請求人の主張には理由がない。」とする。

さて、まずタクシーの利用についてであるが、理念的には請求人が主張するとおり「公共交通手段を原則」とすべきであろう。しかし、実際の支出において、それが「やむを得ない緊急の例外的事態」であったかどうかといったことを判断するのは困難であるし、それが頻繁であるかどうかについても、基準の設定が難しい。一方で、政務調査費の取扱いに関する規程第3条第2項は「政務調査活動のため交通機関を利用して出張した場合は、政務調査交通費記録簿を作成するものとする。」として、一件ごとに記録簿に記載し、またタクシーを利用した場合には領収書を記録簿の裏面に貼付することになっている。したがって、こうした形で透明性の確保が図られていることを前提にすれば、個々のタクシー利用の判断は、会派又は議員の自律性にゆだねられているというべきである。なお、今後のあり方としては、パスモ、スイカなどのチャージに上限が設けられたように、タクシー利用についても利用額の上限を定め、高額な利用に対する歯止めを制度自体に組み込んでおくことが望ましい。

次に、登庁交通費についてであるが、平成18年の改正により、議員には通常の議員活動として本会議や委員会に出席する際の登庁交通費は支給されなくなっている。したがって、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、二重の交通費支給になるものではない。考え方によっては、本会議や委員会への出席のための交通費は、議員報酬に含まれている、と見ることも可能であるが、直接の二重払いになるものではないことを勘案し、問題がないと判断する。ただし、政務調査活動としての登庁であることを明示するために、政務調査交通費記録簿

の備考欄等にその旨記載されることが必要であることは言うまでもない。

(8) 書籍等の購入について

請求人は「書籍等、資料購入費のうち図書名を明らかにしない支出、調査目的を明らかにしない支出は目的外支出である。」と主張する。

一方抗弁書は「基本的には議員の良識に基づく判断にゆだねられている。したがって、図書や資料の購入費についても、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、調査研究に資するものとして購入したのであれば、使途基準に基づく支出となり、目的外支出とする請求人の主張には理由がない。」とし、ただし今後の扱いとしては「図書名が明らかになっていないものについては、その内容等さえも明らかにしないことになるため、領収書等貼付用紙に補記する方法等で処理を進める。」としている。

さて、まず請求人の主張する「調査目的」についてであるが、政務調査の目的やテーマの明示を求めることは、政治活動の自由を保障する観点や、地方議会議員の議員活動がいわば渾然一体とならざるを得ないといった状況からいって適切ではないことは、先に述べたとおりである。実際問題としても、「区政一般」などと表示されればあらゆる事象を含んで解釈することも可能になるのであり、実際上の意味も薄い。

次に「図書名」であるが、これについては、抗弁書が今後の扱いについて述べているように「その内容等さえも明らかにしないことになる」のであって、政務調査費としての使途の特定さえされていないものとして問題視せざるを得ない。抗弁書は、今後の扱いとして述べているにとどまるが、使途の特定すらできていない、という点では、本件監査請求の対象になっている平成 19 年度分の政務調査費においても同様であり、請求人の主張には理由があるものと判断する。当該年度分についても、少なくとも領収書等貼付用紙に補記するなどの方法により対応されるべきである。

なお、平成 18 年 11 月 18 日東京高裁判決は、図書券の購入を認めているが、これはあくまでも「図書券を購入した上で図書を購入した場合」についての判示であることに注意を要する。

3 会派又は議員毎の判断

Z会派（a議員）

1）請求内容

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 278,948

具体例

- 1．SS名義の電話料金30,240円は目的外支出にあたる。
- 2．MS名義の電話料金75,525円は目的外支出にあたる。
- 3．全国地方議員交流会参加費20,000円は目的外支出にあたる。

2）判断

具体例1、2については、名義は異なっているが同一人であり、以前に会派を組んでいた前議員の名義であること、このため、前議員名義で契約したものをそのまま使用してきたものであるが、具体例2の携帯電話については、契約者とは別に支払人の登録ができることがわかり、現在はa議員を支払名義にしていること、などの説明、抗弁があり、第6の2の(3)の に記した観点から、指摘はあたらないものと判断する。なお、具体例1に関わる金額は、38,714円になった。

具体例3については、a議員から、この会は、全国から地方議員が集まって開催されたもので、会費が10,000円であり、計上した20,000円の内10,000円は誤記控除する旨の申し出があった。交流会への参加は研修の一種であり、議員の自律性にゆだねられるものといえ、参加費の支出は問題がない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、a議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが3つある。

第一は、ポイント還元についてである。検討対象ポイントが5,440ポイントあったが、a議員から誤記控除の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

第二は、区政報告等の郵送費についてである。a議員は、大きく分けて9月、12月、1月の3回にわたり郵送料14,780円を支出している。これに伴い、収支報告書に区政報告としてのチラシ数種類が添付されているが、どのチラシが郵送料に対応するものかの記載が十分ではない。一部のチラシには、全体の4分の1程度のスペースを使用して、後援会が参議院選挙で推薦した候補者の氏名、政策、プロフィールなどを掲載しており、これが郵送されたものであれば、4分の1を按分して支出から除外すべきではないか、という疑問が生じる。しかし、広報紙等の送料については、「政務調査費の取扱いに関する規程」の改正によって平成20年4月1日から「実態に則して按分する」と規定されたものであり、平成19年度分については基準があいまいだったこと、また、提出

書類の書式等からみて、送付された広報紙を特定できないことが a 議員の責に帰すものとは言い切れないこと、印刷費については政務調査費としての支出がなされていないことなどを勘案して、問題はないものと判断する。

第三はあて名不備の領収書についてである。これについては第 6 の 2 の (3) の として述べたところであるが、 a 議員については計 12 件、27,090 円が検討の対象になった。精査した結果、いずれもコピー代、区政報告の発送費用としての説明がなされており、問題はないものと認める。

3) 要返還額合計

0 円 (自主返還額 15,440 円を除く)

b 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥ 1,920,000
目的外と判断された支出	¥ 84,274

具体例

- 1 . お名前.com へのドメイン登録料 13,440 円は目的外支出である。
- 2 . 雑誌契約購読料(SAPIO、プレジデント、週刊ダイヤモンド)70,834 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 については、政務調査費の支出において、調査研究のために有益な費用も含まれ、広報費についてもこうした観点から検討されるべきことなどについて、第 6 の 2 の (4) の などで述べたところである。ホームページについては、按分を必要とする内容になっているかどうかについて、遑って確認することは困難であり、当面、議員の自律性にゆだねざるを得ないこと、特に b 議員については、専ら政治活動目的で開設している W E B ページが別に有り、本件については議員活動に関する広報を行う目的のためのものと推定できることなどから、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、雑誌の年間購読自体を「調査目的を明らかにしない支出」と把握したものと推測されるが、これについては第 6 の 2 の (8) で述べたとおり問題がなく、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、b 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとしては、あて名不備の領収書がある。b 議員については計 11 件、268,053 円が検討の対象になった。精査した結果、2 件、36,333 円分についてはプリンターカートリッジ代などの購入によるもので、ポイント分を差し引いた金額で支出されており、残る 9 件、231,720 円分については、区政報告郵送代等の郵便局発行分であり、いずれも適正に支出されたと推測するに足る説明がされており、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円

Y会派（c議員）

1）請求内容

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 716,221

具体例

- 1．ホームページ管理料 390,000 円は、内容に政務調査以外の記述を含むにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断せざるを得ない。
- 2．ちらし印刷費 240,000 円についても同様。
- 3．全国地方議員交流会実行委員会参加費 10,000 円は目的外支出である。
- 4．23区自治の会研修費は目的外支出である。
- 5．c - 1 名義の電話料 42,086 円は目的外支出である。

2）判断

具体例 1 については、第 6 の 2 の（1）で、政務調査費には「調査研究のために有益な費用も含まれる」としたところであり、「政務調査以外の記述」という請求人の主張がそれ以上の具体性を持たないため、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、添付されている 4 種類のチラシに問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、研修会への参加費であり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、「23区民自治の会」という名称の 23 区の議員有志による自主研修会の参加費として 10,000 円を支払ったものと認められ、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、請求人は、他人名義の電話料として挙げたものと思われる。しかし、これについては、c 議員から領収書等貼付用紙の補足説明が不足していた、として、「夫 c - 1 名義のうち政務調査活動に使用している 1 回線分を計上」と補足訂正されている。今後の扱いとしては、a 議員の具体例 2 にあるように、支払人名義を c 議員本人にすることが望ましいものの、本件監査請求上は特段問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、c 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとしては、あて名不備の領収書がある。しかし、c 議員については 1 件、100 円のコピー代だけであり、適正に支出されたものと推測できる。

3）要返還額合計

0円

X会派（d議員）

1）請求内容

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 615,890

具体例

- 1 .未来 BOX100～110号、号外、都革新レポート9/21、10/17、11/21、2/15、3/26は政務調査以外の記述を多く含む。これらの印刷費は按分されているが、実情に則しているとは判断し得ない。
- 2 .原水爆禁止世界大会に参加するための交通費18,380円は目的外支出である。
- 3 .自治労全国大会参加交通費19,110円は目的外支出である。

2）判断

具体例1については、収支報告書などから判断すると、17回の発行に、計566,000円の経費がかかり、内8回の発行分については10分の9を按分計上し、合計532,800円を政務調査費から支出した、とされている。政務調査費で広報費を支出する際の基準については第6の2の(4)の に関して述べたところであるが、これらの広報紙類の多くが、政治活動ないし政党活動とみなすべき記載を含んでおり、按分が適切ではないと判断する。

求められる按分比率は次のとおりである。

すぎなみ未来BOX100,101,102,103,104,105,107,108,109	3分の2
すぎなみ未来BOX106,110	10分の9
すぎなみ未来BOX号外	10分の8
都革新レポート9/26,11/21,2/15	2分の1
都革新レポート10/17	10分の9
都革新レポート3/26	10分の8

これらを合計した政務調査費からの適正な支出額は395,199円であり、差額の137,601円は不適切な支出と認定する。

なお、按分の設定などから推測すると、d議員は、区政は国政・国際政治と一体のものであり、密接不可分で、切り離しては考えられないもの、などといった考えから、国政等についての状況や認識を区民に伝えることも「区政に関する調査研究に資する」ことに該当する、という立場に立ち、後援会活動として明確なものについて一定の按分を行ったものと思われる。それは、1つの考え方であり、その認識に立てば適切に按分したものであるとしても、本件監査請求における政務調査費の支出対象に関する判断は先に述べたとおりであり、政治活動、政党活動等と認められる部分については、その分を按分して控除すべきものとした。

具体例2、3については、共に「区政に関する調査研究に資する」ことにあ

たるかどうか疑問の残るものである。杉並区が原水爆禁止運動発祥の地であり、平和都市宣言なども行って平和の問題が区政の課題のひとつであることは認められるし、また、自治体のひとつとして自治労全国大会の議論が区政に一定の影響を与える可能性も否定できない。しかし、これらの集会の目的は、原水爆禁止の運動であり、また自治労という労働組合の組織や運動方針などを定める場であって、そこに参加することに伴って区政に関連する情報を交換したり、討議することがあるとしても、それをもって主たる目的と認定することはできない。したがって、これらの集会への参加については按分することが必要である。按分比率としては、主たる目的が別にある以上、政務調査費の対象になる部分が2分の1を超えることはあり得ないと判断されるところから、上限を2分の1とすることが妥当である。

したがって、具体例2については9,190円、具体例3については9,555円、計18,745円を不適切な支出と認定する。

なお、この二つの事案は、共に宿泊を伴うものとなっていないため、政務調査視察報告書の提出義務がない。今後の取扱いにおいては、例えば10,000円など、一定額以上の交通費の支出を伴う日帰りの出張についても、第6の2の(4)の で述べたような、旅程や訪問先などを明らかにすることを義務付けることを検討されることが望ましい。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、d議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが4つある。

第一は、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部研修会交通費26,480円の支出についてである。研修会とされているとはいえ、名称から判断する限り「区政に関する調査研究に資する」ことが主たる目的の会議とは考えにくく、2分の1の按分比率を適用することが妥当である。したがって、13,240円を不適切な支出と認定する。

第二は、大阪府八尾市調査活動交通費26,480円の支出についてである。これは、内容が不明ではあるけれども、市を調査対象としたものだとすれば政務調査費の支出の対象となる。ただし今後は、上述のとおり、旅程や訪問先などを明らかにすることを制度上義務付けることを検討することが望ましい。

第三は、ポイント還元についてである。付与された計178ポイント、現金換算で178円について、d議員から誤記控除の申し出があった。したがって、現段階では、問題はない。

第四は、あて名不備の領収書についてである。これについては第6の2の(3)の として述べたところであるが、5月29日以降分としては、d議員については計15件、11,330円が検討の対象になった。精査した結果「他の用途との併用があきらか」とみなしうるものはなく、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

169,586円 (自主返還額 178円を除く)

e 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,689,584
目的外と判断された支出	¥1,241,525

具体例

1. 区政報告関連費用 1,103,990 円は、政務調査以外の議会報告等の記述が含まれるにもかかわらずそれらを区分して按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 東洋経済購読料 3 年分 54,000 円は目的外支出である。
3. 23 区自治の会研修費 16,000 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 については、政務調査費の支出において、調査研究のために有益な費用も含まれ、広報費についてもこうした観点から検討されるべきことなどについて、第 6 の 2 の (4) の などで述べたところである。点検したところ、広報費の合計は郵送料などを含めて 1,117,410 円であるが、添付された区議会レポートに特段の問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、区議会事務局の抗弁書は「3 年分」の契約という点については触れていない。関係人である議長を通じて寄せられた e 議員の説明・抗弁によれば「3 年分」の契約にしたのは議員の任期内であり、問題がない、としている。さて、東洋経済の購読をすることは、b 議員の具体例 2 について述べたとおりであり、問題がない。次に「3 年分」の契約についてであるが、議員としての任期が 3 年あるとはいえ、政務調査費が年度を単位として執行されていること、制度が流動的であり、毎年のように修正されていること、一般的に見ても、議員としての任期が全うされるかどうか、必ずしも定かではないこと、などから、1 年を超える購読料の支出は適切ではないと判断する。調べによると、週刊東洋経済の 3 年間の購読料は 61,200 円であり、54,000 円とは異なるが、支出したとされている 54,000 円から 1 年間の定期購読料 27,200 円を引いた 26,800 円について、不適切な支出と認定する。なお、収支報告書によれば、別途 3,280 円が週刊東洋経済の購入費として支出されているが、これはバックナンバーの購入であり、定期購読費とは異なる。

具体例 3 については、23 区民自治の会についての指摘と思われるが、この会への研修費支払い合計は、16,000 円ではなく、3 回、計 18,000 円になっている。この研修会への参加は、c 議員の具体例 4 と同様であり、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、e 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとしては、あて名不備の領収書がある。e 議員については計 3 件、7,349 円が検討の対象になったが、精査した結果、レシート

状の領収書によるもの等であり、好ましくはないものの、本件監査請求において不適切とすべきものとまでは言えないものと判断する。

3) 要返還額合計

26,800 円

f 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,605,289

目的外と判断された支出 ￥ 590,637

具体例

1. 区政報告関連費用（発送費、郵送費）279,178 円は、政務調査に関わる部分とそれ以外を按分しておらず目的外支出と判断される。
2. まとめ買いされるエコペーパー、インク、トナーなど事務費 298,459 円は他の用途との併用があきらかにもかかわらず按分されていないのは不当であり目的外支出と判断される。

2) 判断

具体例 1 については、指摘された費用の内訳が明示されていないこともあり、いまひとつ判然としない。このため、f 議員の説明・抗弁は、区政報告 16 号の関連経費 281,320 円について述べられている。また、監査の過程で「発送費、郵送費」に絞って再集計したところでは、区政報告 15 号、16 号を合わせて 277,756 円になった。しかし、いずれにしても、広報費の支出については第 6 の 2 の (4) の などで述べたところであり、添付された区政報告で見ると、特段の問題がない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、これも請求人の主張の範囲が明確ではないが、f 議員は、請求人主張の商品が、政務調査以外にも必要とする商品であることを認めたとうえで、その用途を切り分けるために、購入商品を按分するのではなくて、極力購入そのものを分離し、現物によって用途を明確に区分してきた旨の説明・抗弁をしている。その上で、今後の扱いについては、請求人をはじめとする住民の疑いを惹起しないためにも、一部に按分を取り入れ、より一層説明責任に応えるようにすると共に、平成 19 年度分については、トナー、FAX ロール紙、Mo ディスク、封筒などの購入経費について、わずかでも政務調査以外に使用することもあることに鑑みて、それぞれ 10% から 50% を政務調査以外の使用分として計算し、計 18,250 円を返還する、としている。事務用品等についての本件監査にあたっての考え方は第 6 の 2 の (4) の に述べたところであるが、以上を踏まえて、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、f 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 3 つある。

第一は、具体例 1 の検討を通じて明らかになったところであるが、1 月と 2

月の2回に分けて、80円切手を2,500枚ずつ5,000枚、計400,000円の支出をしていることである。これはいずれも区政報告17号用とされているが、別に「2008年5月初夏」を日付とする区政報告17号が添付されており、f議員の説明・抗弁などから使用されていることが認められる。しかし、年度をまたがる支出の調整を、郵便切手の購入によって行ったものであり、郵券は現金化しやすく、区民の疑問を招きやすいこと、区内特別郵便制度を使えば、本来郵券の購入が不要なこと、なども含めて、不適切とまではいわないものの、今後の慎重な取扱いを求めたい。

第二は、ポイント還元についてである。領収書によれば、2件9,429円の購入に871ポイントが付与されている。これらの購入品目は、f議員が50%を返還する、としたものであり、それにあわせて、ポイント分についても944ポイントすべてを誤記控除する旨の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

第三は、あて名不備の領収書についてである。f議員については、区政報告16号の郵送料を中心に、計6件、233,900円が該当した。しかし、備考欄等に記載された内容から、やむを得ないものと判断されるところであり、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円 (自主返還額 19,194円を除く)

g 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,642,222

具体例

1. 地方自治経営学会会費15,000円は目的外支出である。
2. 日本青年会議所年会費(07年100,000円、08年180,000円)は目的外支出である。
3. 地方議員研修会会費5,000円は目的外支出である。
4. 区政レポートは単なる議会報告であり、調査報告は乏しいのに按分がない。

2) 判断

具体例1、3、4については、指摘はあたらないものと判断する。なお、理由についてはこれまで種々述べてきたことと重複するため、省略する。

具体例2については、領収書から見て、社団法人東京青年会議所の二年間分の年会費である。ところで、社団法人東京青年会議所の定款によれば、会議所の会員には3種類があり、うち正会員をもって民法上の社員とする旨、規定されており、支出された年会費の金額からいって、正会員としての会費であると

推測される。

さて、g 議員は、会議所の活動やそこでの議論等が区政に関連するものであり、自身が行った一般質問も、そこで得られた経験・知識に基づくものであると説明・抗弁している。

確かに、会議所の活動やそこでの会員間の情報交換などが、「区政に関する調査研究に資する」ことがあることは否定できないであろう。しかし、それは会員であることに伴う副次的な効果であって、会員であることそれ自体が、「区政に関する調査研究に資する」ものとは言えない。

ところで、会議所の会員には、年齢要件を超えた旧会員に対して、民法上の社員としての資格は除き、様々な研修会や講演会への参加が認められる特別会員がある。g 議員の主張する区政との関連性は、この特別会員であることで吸収できる範囲と認定しても差し支えないと思われるのであるところ、特別会員の会費は、年額 50,000 円であり、これに、全てが政務調査活動に関わるものではないと思料されることに伴う按分率を 2 分の 1 として、結局、年間 25,000 円を上限として政務調査費からの支出を認めるのが妥当である。支出が二年間分にわたっている点については、それぞれ当該年度の政務調査費から支出することが妥当であり、支出額 280,000 円から 25,000 円を引いた残りの 255,000 円については、不適切な支出と認定する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、g 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 2 つある。

第一はポイント還元についてであるが、g 議員から 1 件 1,159 円の支出に付与された 12 ポイントについて、誤記控除の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

第二は、あて名不備の領収書についてである。これについては第 6 の 2 の (3) の として述べたところであるが、g 議員については 5 件、27,159 円の支出について、これに該当した。しかし、これらは研修会参加費等として説明されているところであり、特に問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

255,000 円 (自主返還額 12 円を除く)

h 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,760,000

目的外と判断された支出 ￥1,205,113

具体例

1. 名刺代 120,750 円は目的外支出である。

2. オフィス家具 (按分 50%) 58,000 円は目的外支出である。

3. 区政レポートに関して、按分 75%とあるが、内容を見る限り議会報告ばかりで調査とは言い難い。

按分比 75%は実情に則しているとは判断できない。

2) 判断

具体例 1 については、h 議員から誤記控除の申し出があり、支出項目から削除されている。したがって、現段階では問題がない。

具体例 2 については、新たに自宅外に個人事務所を開設したことに伴う机、椅子、書棚等の購入に要する経費であり、事務所で政治活動も行うことから、50%の按分とした旨、h 議員から説明・抗弁されている。これらは妥当な処理というべきであり、請求人の指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 は「調査研究のために有益な費用」も政務調査費に含まれることなど、既に述べてきたとおりであり、議会報告もこれに該当する。これを前提に、区議会定例会レポート第 2 号（平成 20 年 4 月）について、それ以外の内容を 4 分の 1 程度含むとして按分比を 75%としたのは妥当な処理というべきであり、請求人の指摘はあたらないものと判断する。ただし、チラシデザインとして支出された 3 月の 1「区議会定例会レポート作成委託代」については、按分がされていない。印刷代やポスティング代を按分するのであれば、これも同様の扱いとすべきであり、12,500 円については不適切な支出と認定する。

なお、h 議員は 2 回の定例会レポートを発行しているが、共通して支出されている作成委託費、印刷代、ポスティング代を比較すると、第 1 号が 375,550 円、第 2 号が 322,325 円の支出となっている。第 2 号について按分されていることを考慮すれば、双方釣り合いの取れた費用であるが、個々の項目別に見ると、例えば第 1 号の印刷代は 62,550 円であるのに対して、第 2 号は、同一業者であるにもかかわらず、按分後の金額で 114,825 円になっており、バランスを欠いている。また、印刷業者が滋賀県所在となっていることも、自然とはいえない。これらをもって、直ちに不適切な支出とはいえないが、なんらかの説明がなされることが望ましい。

3) 要返還額合計

12,500 円 （自主返還額 120,750 円を除く）

i 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,760,000

目的外と判断された支出 ￥1,512,005

具体例

1. 区政報告は単なる議会報告で調査以外の部分が大半を占めるが按分していない。

2. 作成・配布の費用 693,425 円も目的外支出と判断される。

3 . 自宅の一部を事務所にしてもガス水道まで按分して計上するのは目的外支出と判断される。

4 . 1月と2月に合計 60 万円切手を購入し、資料発送等は為されず、以来、出産育児休暇に入る。

この切手代はムダであり不当な支出と判断される。

5 . 本棚 6,380 円、折りたたみ椅子 8,141 円、事務用いす 21,700 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1、2 は、議会報告も認められることは既に述べてきたところであり、請求人の指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 は「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で自宅兼用の事務所光熱水費については4分の1を上限として按分すべきものとされており、これを不当とする特段の論拠もないから、請求人の指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 は、切手の購入は1月と3月になされているものであり、それに対応する時期に発行された2回分のレポートが添付されている。i 議員の説明・抗弁によれば、それぞれ、当該レポートを郵送したものであり、また、出産のための休暇の時期も正しくないとされている。したがって、請求人の指摘はあたらないものと判断する。ただし、郵券の購入については、区内特別郵便制度を活用すれば購入自体が不要なことなど、f 議員の包括的指摘事項の第一で述べたとおりであり、今後の慎重な取扱いを求めたい。

具体例 5 は、i 議員から、議員活動専用として購入・使用しているものだが、政務調査活動以外での使用もあるため、2分の1按分に訂正し、収支報告書等を修正する、旨の説明・抗弁がされている。これを踏まえ、請求人の指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、i 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものに、あて名不備の領収書がある。これについては第6の2の(3)の として述べたところであるが、5月29日以降分としては、i 議員については4件、計5,181円になるが、購入物品などの説明から問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円 (自主返還額 18,111円を除く)

j 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,171,553
具体例	

1. 区政報告は単なる議会報告など調査目的以外の部分が多いのに費用を按分していない。
2. 按分していない広報費は総額 1,014,905 円にのぼる。
3. ヨドバシカメラで購入したインク等事務費はポイント分を控除する必要がある。ポイント分を控除しないのは不当であり、目的外支出と判断される。
4. 学会会報、情報ストラレジーなど専門誌の年間購読料は目的外支出と判断される。
5. I-CAS のインターン受け入れ費用は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1、2 については、これまで説明してきたとおりであり、問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、j 議員から控除するよう訂正する旨の説明・抗弁があった。対象となるものは、8 件、計 33,104 円の支出に関わる 4,765 ポイントであり、訂正後の金額は 4,765 円を除いた 28,339 円になる。

具体例 4 については、これまで述べてきたとおりであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、インターン受入れ費として 15,000 円の支出がされており、これは、NPO 法人 I - C A S (アイカス) からインターン生 1 名を受け入れた経費に該当する。j 議員は、インターンの受入れについて、時々、区政課題に対する若い世代の見解を聴取することができ、かつ議員活動や議会のあり方について、常に見直す機会となっており、非常に有用である、などとの説明・抗弁をしている。確かに、アイカスのホームページなどで確認する限り、議員を補佐して政務調査活動に関わる仕事をしているであろうことが推察される。しかし、それが活動のすべてではなく、議員秘書的な様々な事務にも関わっているものであろう。そうであれば、全額を政務調査費の対象とすることは適切でなく、按分率 2 分の 1 を適用することが妥当と判断する。したがって、7,500 円を不適切な支出と認定する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、j 議員の支出に対応して検討を要するものとして、あて名不備の領収書があり、22 件、計 492,988 円が該当した。これについては第 6 の 2 の (3) の として述べたところであるが、多くは郵送代やインクカートリッジ代であり、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

7,500 円 (自主返還額 4,765 円を除く)

k 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,189,714

目的外と判断された支出 ￥ 705,930

具体例

- 1 . 区政報告は適正な調査内容を含むが、それ以外の部分と按分していない。
- 2 . 区政報告の印刷・封筒詰め・郵送含め 640,515 円は不当であり目的外支出である。
- 3 . 電気スタンド（按分 80%）2,224 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1、2 については、既に述べてきたとおりであるが、k 議員の通信には問題とすべき内容はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 は、第 6 の 2 の (4) の で述べたところであり、自主的に按分比が設定されていることから、問題はないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、k 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものに、あて名不備の領収書がある。k 議員は、6 月から 3 月まで 10 回にわたり、携帯電話代を 50% 按分として計上しているが、この携帯電話の請求先名は、同居の家族になっている。ところで、請求書では加入台数が 2 台となっており、同居の家族分と一括した契約等の結果としてこうした状況が生まれているものと推測される。こうしたことから、第 6 の 2 の (3) の として述べたところから見て、やむを得ないものと判断する。ただし、今後の扱いとしては、請求先名を利用者ごとに分けるよう、手続きを変更し、領収書のあて名を明確にすることが望ましい。

3) 要返還額合計

0 円

1 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥ 1,613,555

目的外と判断された支出 ￥ 1,117,821

具体例

- 1 . 区政報告並びに H P の内容は単なる議会、委員会の質疑内容や通常の議員活動報告にとどまり、区政に関する問題点を調査し報告したと判断し得る部分が見受けられないし按分もない。
- 3 . 区政報告の印刷・郵送ならびに H P 関連諸費用 806,175 円は目的外支出と判断される。
- 4 . ポイント分を控除していないパソコン関連費用は不当であり目的外支出と判断される。
- 5 . 関連支出の総額はパソコン、プリンタ、ソフト等 219,960 円
(注：2 は、当初から欠番になっている)

2) 判断

具体例 1、3 については、既に述べてきたとおりであるが、HP の内容を現時点で確認することはできないものの、1 議員の区政報告ニュースのうち、2007 年 11 月発行第 2 号については、一部に政党のチラシ等をそのまま転載したと思われる政党活動とみなすべき部分がある。したがって、面積を基準にして按分率を 10 分の 8 とし、同号の発行に要した印刷代、郵送代の計 139,245 円のうち、2 割の 27,849 円について、不適切な支出と認定する。

具体例 4、5 は、パソコン・プリンター購入費とパソコンソフトの 2 件についての指摘と思われるが、うち、パソコン・プリンター購入費については自主的に 80% の按分比率が設定されており、問題はない。第 6 の 2 の(4)の で述べた「他の用途との併用があきらか」と思われるものでありながら按分率の設定がなされていないものとしては、指摘されたパソコンソフトの他、CD-ROM ソフト代がある。今後、1 議員から、政務調査活動に専用で使うものである旨の合理的な説明がなされた場合にはまた別であるが、現段階では、「他の用途との併用があきらか」でありながら按分率の設定がなされていないものとして、2 件計 22,280 円に 2 分の 1 按分を適用し、11,140 円について不適切な支出と認定する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、1 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 2 つある。

第一は、ポイント還元についてであり、2 件計 30,420 円の支出に対して 1,719 ポイントが付与されている。このうち、1,580 ポイントについては 2 分の 1 按分の対象としたものであり、政務調査費関係のポイントとしては半分になる。したがって、139 ポイントと 790 ポイントを足した 929 ポイントに相当する 929 円を不適切な支出と認定する。

第二は、あて名不備の領収書についてである。1 議員については 1 件あるが、区政報告郵送代としての郵便局発行分であり、やむを得ないものと判断する。

3) 要返還額合計

39,918 円

m 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,467,292

具体例

1. 事務所賃料(5月～2月分)475,000 円は(有)m - 1 より賃貸したもの。
2. 駐車場賃料(6月～2月)76,500 円も同様。
貸主である(有)m - 1 は m 議員の家業、銭湯 m - 2 の経営母体である。
(m - 2 と m - 1 と m 事務所は住所と電話番号が同一)

- 3 . 電話 3399-****はm - 1 の番号であり、かつm - 2 の番号である。
この電話料金(4月から2月)15,086 円並びに賃料支払いは不当であり目的外支出と判断される。
- 4 . 番号を開示しない携帯料金(5月～2月分)24,896 円の支払いは不当であり、目的外支出と判断される。
- 5 . 衛星放送スカイパーフェクトTV視聴料(9か月分)16,920 円は目的外支出である。
- 6 . 12月18日区政報告葉書代は年賀はがきであり不当な目的外支出である。
- 7 . 12月29日の区政報告印刷代と併せ212,300 円は目的外支出である。
- 8 . 12月31日の多機能電話及びLAN配線工事代162,750 円は目的外支出である。
- 9 . 3月30日の区政報告用紙折り機367,500 円は目的外支出である。
区政報告は年賀はがき1枚だけしか報告されていない。
- 10 . 3月30日電動自転車116,340 円は目的外支出である。

その他の意見

m議員は政務調査費への計上は按分25%ながら、毎月1万円前後のガソリン代を支出し、中には同じ日に2回も給油するなど、異常なまでに頻繁にガソリンを使用している。

2) 判断

具体例1,2については、請求人が指摘するとおり、m議員が代表を務める法人m-1から賃借したものであり、建物賃貸借契約書、自動車駐車用地賃貸借契約書の写しが提出されている。賃料は、建物については月95,000円、駐車場については月34,000円であり、建物については按分率を2分の1として12月分、計570,000円、駐車場については按分率を4分の1として10月分、計85,000円が政務調査費として支出されている。

さて、これらの按分率の設定については、政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項で定められている按分率の上限に則している。したがって問題は、自らが代表を務める法人からの賃貸の妥当性についてであるが、平成19年12月26日付の大阪高裁判決は、親子間の賃貸についてであるが「親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず」として、認めている。一方で、議員自身が所有する建物について、自ら賃借人となることについては、適切でないと考えることが一般的である。これらを勘案すると、判断の相違は、法人格が異なるかどうかにかかっているように思われる。したがって、明らかに法人格が異なる今回のケースについては、直ちに不当とすべきではないものと解する。なお、m議員は、説明・抗弁の中で、平成20年度から使途基準細目が制定され、自己又は生計

を一にする親族の所有する建物について、事務所賃借料が「計上できない」とされたことを踏まえ、類似の行為とみなされがちな本件事務所賃借料と駐車場賃借料については、平成 20 年度の収支報告書では政務調査費に計上しないことにした、としている。

具体例 3 については、請求人が指摘する 3399-**** については、4 分の 1 按分として計上されているところであり、m 議員の説明・抗弁によれば、法人と共用で使用している、とされている。おそらくは、法人分を 2 分の 1、m 議員分のうち政務調査関係の使用分とそれ以外とを、さらに半分ずつに分けて計上したものと思われるが、金額から見ても特に異常とは言えず、指摘はあたらないものと判断する。

ただし、m 議員はこの他、固定電話 1 台について 11 ヶ月分、別の 1 台について 9 ヶ月分、さらに携帯電話 1 台について 11 ヶ月分（いずれも 2 分の 1 按分）を支出している。固定電話 3 台の按分後の年間の合計支出額は 58,623 円、携帯電話 27,224 円を足しても 85,847 円であり、金額的にはほぼ妥当な範囲におさまっていると思われるため、直ちに問題とするものではないが、平成 20 年 4 月 1 日から施行された政務調査費使途基準細目では「政務調査活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする」と定められていることを踏まえて、特に固定電話の台数削減を検討されることが望ましい。

具体例 4 については、第 6 の 2 の（5）で述べたとおりであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、m 議員の説明・抗弁によれば、視聴料は B B C ワールドニュースなど 2 つの番組を視聴するものであり、区政に関する調査研究に役立つものと考えている、とされている。衛星放送スカイパーフェクト TV には様々なチャンネルがあるが、情報収集のために当該 2 番組を視聴することに問題は無く、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 6, 7 については、m 議員の説明・抗弁によれば、葉書による区政報告として年賀はがきを使用したものであり、情報交換のツールとして使用したものであるが、誤解を受けやすいのであれば、今後は一般葉書の利用に変更する、旨述べられている。年賀はがきを使うことにより年賀のあいさつとしての印象が強まることは確かであるが、だからといって、ただちに一般の葉書によるべきだ、と決め付ける根拠もない。問題は、内容が政務調査費からの支出として妥当か、という点にある。はがきの文章の見出しは「区政報告」とされているが、全体としては、前年の選挙のお礼と議員としての決意を示す内容になっており、「区政に関する調査研究に資する」という概念を、広く「議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させる」という観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれる」と解するとしても、それに見合う本文になっているか、微妙である。平成 19 年度が議員改選の年であり、日本の社会風

士として、今後の区政に関する調査研究に資するためにも、一定のあいさつ等が求められることもある、という側面に配慮し、当面、この年度、一回に限って、政務調査費での支出をやむを得ないものとする。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 8 については、2 分の 1 の按分比が適用され、また、m 議員の説明・抗弁によれば、インターネット有効利用及び光電話回線利用で効率化を図ったものであり、使用する固定電話回線も 1 回線減らしたものであり、目的外の支出とはいえ、旨述べられている。さて、政務調査費の用途としては一般に、マンション等の事務所を購入することは不適切と解されている。また、備品の購入についても、高額のものにはリースなどによることが妥当とされている。これらは、政務調査費が議員の調査研究活動に資する、という目的のために支出されるものであって、審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれると解されるとはいえ、それをもって直ちに、調査研究を行うための環境整備の費用、間接的な経費の支出を認めるものではないこと、公費の支出であり、議員の辞職や任期満了後の所有権の帰属についても議論がある中で、個人資産の形成に直接つながるような行為を認めることが妥当とはいえないこと、などによる。こうした観点から見たとき、建物に対する工事費用の支出は一般的に、当該建物の価値を高めるものであることは明らかであり、政務調査費で支出することの適切さについては疑問が大きい。まして、本件工事の目的は m 議員の事務所の機能を高めることにあるとしても、その財産的な効果は、m 議員との賃貸借契約の相手方である法人に帰属するものと思われるのである。したがって、按分比以前の問題として、162,750 円の工事費支出については、不適切な支出と認定する。

具体例 9 については、m 議員の説明・抗弁によれば、無駄なお金を使わないために、自分で出来る作業は自分でやる、という考えで購入したものであり、購入後、手書きの区政報告発行時に活用している、旨述べられている。しかし、高額備品の購入に関わる問題点は具体例 8 でも述べたところであり、また、社会通念から見て、一人の議員が調査研究活動に資するものとして区政報告用紙折り機を使用する頻度が、購入を妥当とみなせるほど高いものとは考えにくい。先に、第 6 の 2 の (4) の で、「他の用途との併用があきらか」なものについて、原則として 2 分の 1 の按分率を適用する旨述べたところであり、本来のあるべき按分比とは異なる可能性が大きいものの、本件については按分率を 2 分の 1 とし、367,500 円のうち 183,750 円について、不適切な支出と認定する。

具体例 10 については、具体例 9 と同様に高額な備品の購入である。m 議員の説明・抗弁によれば、政務調査活動の移動手段としては従来、自動車とオートバイを使用していたが、駐車場不足に対応するため融通の利く電動自転車を購入したのであり、これにより、20 年度のガソリン代計上額は、19 年度比で 3 分の 1 程度になるなど、経費削減の効果も表れている、旨述べている。平成

20年度からの政務調査費使途基準細目の規定なども勘案すると、購入自体は問題がないが、また、他用途と併用されるおそれが強いことはあきらかであり、先に第6の2の(4)の で述べたとおり、按分率2分の1を適用することが妥当と判断する。したがって、116,340円のうち、58,170円を不適切な支出と判断する。

その他の意見、として指摘されたガソリン代の使用状況については、自動車とオートバイをそれぞれ使用した結果と思われ、指摘はあたらないものと判断する。ただし、平成19年11月の2件計446円については計算ミスであり、m議員から441円に誤記更正し、差額5円を返還する旨の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、m議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが2つある。

第一は、あて名や品名の不備な領収書であるが、上記記載関連以外のものは1件674円についてであり、発行店名などから見て、適切な事務用品の購入にあてられたものと推測できる。

第二は、事務用ラック代、32,280円の支出についてである。社会通念上、政務調査関連に限定して使用されるとは考えにくいものの、「他の用途との併用があきらか」と断定することはできず、第6の2の(4)の で述べたところからみて、やむをえないものと判断する。

3) 要返還額合計

404,670円 (自主返還額 5円を除く)

n議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,713,541

具体例

1. 区政報告書関連費用830,183円は目的外支出である。区政レポートの作成・印刷・発送等に関わる支出は、その内容に政務調査に関する記述が乏しいにも関わらず費用が按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 番号不明の電話料金41,383円は目的外支出である。領収書の電話番号、支払人氏名が抹消され、誰がどの電話料金を支払ったのか特定できない領収書にもとづく電話料金の支払いは不当であり、目的外支出と判断される。
3. ガソリン代3,129円はその用途が自宅と区役所の「通勤用」と明記されている。目的外支出と判断される。

4 . 目的外と判断される研修費 11,960 円。自民党都連研修費 5,000 円、日本会議 4,000 円、箱根区議連協研修費 2,920 円は自身の所属する政党の研修、内容のあきらかでない研修、政務調査が目的とは判断し得ない研修であり、目的外支出と判断される。

5 . 目的外と判断される書籍等の資料購入費 26,886 円。「死刑囚」、「心病める人たち」、「ゴーマニズム宣言」、「平成攘夷論」、「犯罪心理学」、「愛国心」、「自殺の心理学」、「国家の品格」、「精神病」、「靖国論」、「教師格差」、「腐女子の品格」等。

その他の意見

領収書に宛名の無いもの、宛名が本人と異なるが非常に多い(MA)。

とりわけ事務所関連で n - 1 事務所、n - 2 事務所、n - 3 事務所、n - 4 総合事務所の記載が混在し、親族事務所との混同が甚だしい。

2) 判断

具体例 1 については、すでに述べてきたとおりであり、区政報告の主たる内容が、定例議会や決算特別委員会、予算特別委員会の審議内容の紹介であり、問題はない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、n 議員の説明・抗弁によれば、番号不明と指摘された電話は事務所の固定電話であり、議員当選直後に区議会事務局に電話番号を登録した際にはまだ引いていなかったものであること、携帯電話についてはクレジットカード支払いのため電話番号の記載がないが、新たに支払証明書を取り寄せたので添付する、旨述べられている。これまで述べてきたところからみて問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。また、領収書のあて名が黒塗りされているとの指摘についてであるが、支払人氏名と金額は明らかになり、その後、支払い明細書が提出されて電話番号との関連も明らかになっている。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、n 議員の説明・抗弁によれば、区民からの相談事や担当者からの聴取り調査のために登庁した際の交通費であり、総称として“通勤用”と記載した、旨述べられている。実際に通勤用であれば別として、単に記載の誤りであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、n 議員の説明・抗弁によれば、自民党都連研修費は区民相談を受けたときなどに必要な法律知識を身につけるため「女性に身近な法律問題」の研修に参加したものであること、日本会議は、自治基本条例や教育改革、学習指導要領の改正問題点などの資料をその都度入手し、調査研究として役立てていること、箱根区議連協研修費は、心の病気や成人病などに関する区政に密着した有意義な講演であったこと、などが述べられている。自民党都連研修費は、名称からしても政党活動を疑わせるものであり、例えば平成 19 年 12 月 20 日付仙台高裁判決は、党の県支部連合会の政経セミナー会券代を政党活動に伴うものとして支出を認めていないが、研修テ-

マなどから見て内容的には問題がなく、直ちに不適切な支出とはいえないものと判断する。日本会議関係は、3回計4,000円の支出となっており、内2回、計2,000円については研修会であって、特に問題はない。しかし、残る1回2,000円については、領収書の記載が、日本会議の「設立10周年記念大会 会費として」となっている。仮に、その会に参加することが、区政に関する調査研究に資する情報収集の場等として有益であるとしても、設立記念大会への参加費の支出は、政務調査費としては相応しくない。最後に、箱根区議連協研修費は請求人の記載した2,920円ではなく2,960円であるが、H議員の具体例4のとおりであり、直ちに不適切な支出であるとはいえない。以上から、日本会議への参加費2,000円の支出について、不適切な支出と認定する。

具体例5は、購入した書籍の内容等を問うものでないことは第6の2の(8)で述べたとおりであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、書籍領収書には書籍名の記載がないが、収支報告書で書籍名が補記されている。しかし、中には代表的な書籍名だけを挙げて、残りを「ほか」とするにとどめているものがある。早期にすべての書籍名が明らかにされることを条件に、ここではすべてを不適切な支出とすることはしないが、不適切な領収書であることを指摘する。また、書籍「心病める人たち」は、8月と12月の2回購入されている。どちらも「心病める人たち ほか」となっていて書籍の金額が不明であるが、「ほか」という記載の仕方が不適切なことは指摘したとおりであり、金額的に安い8月の支出分1,500円について、「ほか」とされた書籍分もあわせて不適切な支出と認定する。

その他の意見、として指摘されたあて名不備の領収書についてであるが、n議員の説明・抗弁によれば、レシートは内容が分かるので好ましいと考えていたが、途中から領収書を受領するように変えたこと、個人名義が二つあるのは、自身の戸籍名と議員名であること、自身とは別のn-3事務所など、前議員名義の事務所名による領収書などがあるのは、事務所が貸主である前議員の事務所の3階にあることなどから生じたものであるが、前議員はすでに政務調査に関する議員活動は行っておらず、それらは紛れもなく、n議員宛のものである、旨述べられている。

さて、まず、レシート等によるあて名不備の領収書についてであるが、件数の多くはガソリン代であり、他は郵便局の区政報告発送代金等である。したがって、指摘はあたらないものと判断する。次に、個人名義の相違についてであるが、いずれもn議員宛として問題はない。最後に、前議員名による領収書等についてであるが、前議員名や、それを推測させる事務所名は領収書の発行者欄にあるものであり、事務所の貸主ないしそれに関連したものである。また、前議員かn議員かが直ちには判然としないあて名の領収書については、前議員に宛てて発行されたものと推定する根

拠がなく、n議員宛と解する方が自然である。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、n議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものに、按分の問題がある。しかし、n議員は「他の用途との併用があきらか」と思われる2件の購入について、いずれも按分を適用しており、問題とすべきものはないと判断した。

3) 要返還額合計

3,500 円

o 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥349,745

目的外と判断された支出 ￥228,277

具体例

1. ホームページ関連費用 225,517 円は、その内容に政務調査に関する記述が乏しいにも関わらず費用が按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。

2. 箱根で開催された区議連研修会参加費 2,960 円は目的外支出と判断される。

その他の意見

11月30日に区政報告用封筒印刷費 18,816 円を支出しているが、配布/発送の報告がない。

2) 判断

具体例1については、ホームページ作成料 120,317 円及びホームページメンテナンス料として、12月~3月分の各月 26,250 円、合計 225,317 円が支出されている。しかし、ホームページの内容を現時点で確認することはできないこと、また、o議員の説明・抗弁によれば、当時その時点において、私的利用がないと判断し、按分を行っておりません、旨述べていることなどから、指摘はあたらないものと判断する。

今後は、6の2の(4)のでも述べたように、ホームページをプリントアウトしたものの提出を義務付けるなど、何らかの確認手段を規定することが望ましい。

具体例2については、H議員の具体例4のとおりであり、直ちに不適切な支出であるとはいえ、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見、として指摘された区政報告用封筒印刷費に関する、配布及び発送についてであるが、o議員の説明・抗弁によれば、10月に区政報告会を開催し、当日会場に来られた方々に御礼の書面を入れ配布するのに使用した封筒の印刷費である、旨述べられ、封筒及び御礼の書面の写しの提出がされている。したが

って、指摘はあたらないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円

p議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,760,000

目的外と判断された支出 ￥843,288

具体例

1. 内容の明らかなでない印刷費(広報作成費)229,100円は目的外支出と判断される。印刷物の開示がなく、何を何の目的で何枚印刷したのか不明な印刷費が多数計上されている。開示された区政報告ははがき2枚のみ。発送・配布に関する報告も無い。
2. 9月7日福岡視察46,220円は報告書の内容からは政務調査とは判断し難い。目的外支出と判断される。
3. 目的外と判断される研修費31,500円。9月18日自治体議員団研修社会民主党8,000円、2月6日横浜保土ヶ谷講演会10,000円、2月7日東京自治研究センター研修3,000円、2月15日リンク総合法律事務所講演会10,500円は自身の所属する政党の研修会、内容を明らかにしない研修会への参加であり、政務調査目的とは判断し得ない。
4. 目的外と判断される書籍等資料購入15,929円。「エデンの島」、「告発倒産」、「定年後のお金」、「アントレ」、「リベラルタイム」、「プレジデント」、「バイアウト」、「BIG」、「落日燃ゆ」、「繁殖」、「オバマ語録」、「バフェットの教訓」、他題名を明らかにしない書籍購入。
5. 政務補助のアルバイトに雇用する人物、IS氏への講師謝礼100,000円はその内容があきらかでなく、目的外支出と判断される。
6. 6月分事務所費19,500円は2重に計上されている。
7. 3月31日電子辞書31,039円は政務より日常生活に使用する方が多いと判断される。

その他の意見

p議員の事務所は居住用マンションの一室で住居兼用を疑わせる。事務所での面会を受け付けず、真に事務所として使用されているかあきらかでない。交通費には不要不急と判断されるタクシー使用が多い。

2) 判断

具体例1については、請求人は、印刷費(広報作成費)229,100円という以上に支出を特定していないが、9月12日支出の区政報告162,825円、3月25日支出

の区政報告 66,275 円の合計 229,100 円とみなすことができる。これらは既に関示されているもので区政の報告であり、先に述べたとおり指摘はあたらないものと判断する。

また、印刷物が開示されていない印刷費が多数計上されているとの主張であるが、上記以外に印刷費は計上されていなかった。

具体例 2 については、p 議員から誤記控除の申し出があり、視察に要した 46,220 円は支出項目から削除されている。したがって、現段階では問題がない。

具体例 3 については、9 月 18 日支出の自治体議員団研修社会民主党の参加費 8,000 円について p 議員からの誤記控除の申し出があり、支出項目から削除されている。

上記を除いた具体例 3 の支出については、いずれも研修会、講演会への参加に関する経費であり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、第 6 の 2 の (8) で述べたとおりであり、書籍名を明らかにしている支出については、目的外支出とは認められない。しかし、11 月 8 日に購入している書籍 350 円については書籍名が不明である。したがって、350 円を不適切な支出と認定する。

具体例 5 については、p 議員の説明・抗弁によれば、毎月 10 から 20 の聞き取り調査を行ってもらったこと及び元区議会議員である同氏から議会運営のあり方についてレクチャーを適宜受けたことに対する謝礼とのことである。議会運営のあり方についてのレクチャーが政務調査費の対象になるかどうかは議論の余地あるところであるが、5 ヶ月間、毎月 20,000 円という金額から見て、調査補助の仕事だけだとしても過大とはいえず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 6 については、p 議員からの誤記控除の申し出があり、支出項目から事務所費 19,500 円は削除されている。したがって、現段階では問題がない。

具体例 7 については、p 議員が按分して政務調査費を計上しており、第 6 の 2 の (4) の で述べたとおり、既に適用されている按分率を適用することとし、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見については、請求人の主張する理由をもって事務所ではないと認めることはできず、また、タクシー使用に関しては、先に述べたとおりである。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、p 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 4 つある。

第一は、登庁のための交通費についてである。p 議員は、区役所への登庁のため使用したと推定することができる交通費として、年間 53 日、計 18,140 円を支出しているが、政務調査交通費記録簿の備考欄には、いずれも「区政相談」との記載があり、政務調査目的であることが明示されているので特に問題がない。

なお、登庁のための交通費を含め、p 議員が提出した政務調査交通費記録簿の出張先欄は全て空白となっていた。利用交通機関や経路など、その他の欄は適切に記載されており、直ちに政務調査目的ではないと認めるには至らないが、本来、

適切に記載されるべきものである。

第二は、区政報告の郵送費についてである。p議員は9月と3月に区政報告の印刷費を計上しているが、送付した印刷物を特定できない葉書の購入が数回計上されている。しかし、該当する葉書は計765枚で比較的少なく、また、印刷物の特定ができないのは、提出書類の書式によるものでもあることから、問題はないものと判断する。

第三は、あて名不備の領収書についてである。p議員については13件、計14,785円が該当した。これについては第6の2の(3)のとして述べたところであるが、具体例4において不適切な支出として認定した1件を除いて、いずれも問題はないものと判断する。

第四は、用途が不明な領収書についてである。3月5日の126円の支出については、出納簿に事務用品との記載があるが品名が特定できず、適切ではない。しかし、レシート提出が認められていることからいって、やむを得ないものと判断する。

3) 要返還額合計

350円 (自主返還額 73,720円を除く)

q 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,784,548

具体例

1. 切手代1,640,000円は目的外支出である。

収支報告書には区政報告発送代と記載されているが、領収書を見ると切手代である。9月12日豊島郵便局にて80円切手8,000枚640,000円、11月26日同80円切手8,000枚640,000円、1月22日渋谷郵便局にて80円切手4,500枚360,000円を購入しているが、前後には印刷・発送はおろか封筒の購入すら報告書に記載がない。送付したとされる報告書の内容も本人の写真ばかりが大きく、あまりにも内容に欠ける。

政務調査を目的として支給された補助金1,920,000円の大半をただ郵便切手のみの購入に充て、敢えてわざわざ他区の郵便局まで買いに行くなど、行為の異常性には重大な疑問を抱かざるを得ない。

2. 番号を開示しない電話料金105,483円は目的外支出である。

3. 名簿入力代金6,615円は目的外支出である。

その他の意見

8月20日パソコン購入125,516円の報告があるが、インターネット接続料(1,197円/月)は12月以降記載されなくなる。収支報告書の内容は固定電話1回線、携帯電話1回線、新聞購読2紙、インターネット接続(11月

まで)のみで、議員活動の痕跡はわずかに名簿入力の記事がみられる程度である。報告書からは議員としての具体的な活動実績が読み取れない。

2) 判断

q 議員については、平成 19 年度に交付を受けた政務調査費の全額を誤記控除し、自主返納する旨の申し出を受けている。したがって、現段階では問題がない。

3) 要返還額合計

0 円 (自主返還額 1,920,000 円)

r 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000 円

目的外と判断された支出 ￥1,920,000 円

具体例

1. r 通信に関連する費用 1,702,573 円は、内容が議会報告のみで区政に関する調査実績が見受けられないにもかかわらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 携帯電話 77,262 円は番号が黒塗りで隠されあきらかでない。領収書の名義も特定できず、政務調査費とは判断し得ない。
3. 研修費 165,000 円は目的外支出である。女性のための政治スクール(07 年 1 月～12 月)75,000 円、政策研修会 10,000 円、政治スクール(08 年 1 月～12 月)70,000 円、東京リベラル研究会 10,000 円いずれも政務調査との関連があきらかでなく、目的外支出と判断される。

その他の意見

自身の個人的な研修と議会の報告に政務調査費を全額使い切り、区民の抱える諸問題への取り組みが読み取れない。

2) 判断

具体例 1 については、r 議員の区政報告中、一問一答と伝言板のコーナーについて、政務調査費からの支出の妥当性について検討する必要がある。まず、一問一答であるが、議員になった動機、議員の仕事の評価、政党加入の理由などが述べられており、政務調査費の議員の調査研究活動に資する、という目的を、審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれる、として広く解釈した場合でも、なお、政治家であり議員である r 議員の紹介である、として否定的にとらえる見方もありうる。しかし、議員として関心を持つ課題を述べ、活動内容を紹介することなどは、広く、調査研究のために有益な、情報の発信にとらえることも可能であり、直ちに不適切とまでは判断できない。しかし、伝言板は、新年会の模様をまとめたものであり、通常は後援会活動として行われる行事の紹介にとどまっている。主催が後援会か、r 議員かは別として、内容的には後援会活動ないし議員としての活動の紹介であり、政務調査費からの支出は

適切でない。したがって、全体が4ページの中の2分の1ページを除くものとし、8分の7の按分比率を適用するのが妥当であり、1,702,573円から1,489,751円を引いた212,822円を不適切な支出と認定する。

具体例2については、第6の2の(5)に記したとおり、電話番号の公表が不可欠の条件ではない。しかし、本件については、付属書類として添付されたものからは、年月日、口座振替金額、振り替え先しか読み取れず、領収書等の貼付としては不十分である。これらについて、r議員の説明・抗弁は、平成19年度の明細がないが、20年度の3月の明細のコピーを参照されたい、旨述べられている。これを含め、全体として見たとき、平成19年度の支出については真実性が高いものと判断することが可能であり、明確に不適切とまでは言い切れない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、r議員の説明・抗弁では、主催者は政党や政党関係者であるが、受講者は民間人や当該政党以外の全国の自治体議員が多く含まれ、テーマも、区政に関する調査研究に相当するものばかりである、として、目的外支出ではない、と述べている。しかし2回、計145,000円を支出している「女性のための政治スクール」は、名称と金額の両面から一般的な研修とみなすのは困難であり、少なくとも一部に、政治活動ないし政党活動という要素を持った会合への参加と判断する。ただし、スクール全体の内容が不明なことも加味して、按分率2分の1を適用することとし、72,500円を不適切な支出と認定する。

3) 要返還額合計

285,322円

s 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,153,866

具体例

1. ホームページに関わる費用は、その内容に政務調査以外の記載が多くを占めるにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 目的外支出と判断される研修費100,000円。中央大学コリア同窓会参加費等、研修目的に政務調査との関連が見いだせない。
3. 切手代338,105円は目的外支出と判断される。事務用切手142,290円、広報用切手195,815円に大別してあるが、切手の購入は合計129回、年間を通して3日に1度切手を購入している。具体的な目的・用途が不明であり目的外と判断される。
4. 資料購入費のうち「黒山もこもこ」、「投資信託にだまされるな」、「ニュートン」、「私の原点としての誓い」等は目的外支出である。

5. 区政報告関連費用 8月7日印刷費ほか 188,962円はその内容に政務調査以外の記述が多く含まれるにもかかわらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。

その他の意見

「区民意見聴取のための喫茶」、「調査研究のための喫茶」計 41 回の喫茶代が計上されているが、自分独りだけの喫茶代を政務調査費として計上し報告するのは如何なものか。

2) 判断

具体例 1 のホームページに関わる費用の支出はホームページ更新料であり、計 237,090 円が支出されている。s 議員の説明・抗弁によれば、ホームページの内容に「短編物語」があり「悲劇の英雄・山本五十六」が掲載されているが、これは区政で満州事変以降の歴史の評価が議論されるように、区政に間接的に係る研究であり、また、自身の著作の掲載も、調査研究の成果として本になったものです、といった趣旨を述べている。さて、ホームページについては、第 6 の 2 の(4) の で述べたところであり、現時点では内容を確認することができない。したがって、議員の自律性にゆだねざるを得ないことから、指摘はあたらないものと判断する。ただし、有料で販売されている書籍の PR を公費である政務調査費で行うことは不適切と言わざるを得ず、全体のホームページの中に占める割合等が分からないため、本監査請求においては、不適切部分を 1 割として 10 分の 9 の按分率を適用することが妥当と判断する。したがって、237,090 円から 213,381 円を引いた 23,709 円を不適切な支出と認定する。

具体例 2 については、指摘された費用の内訳が明示されていないため、内訳が定かではないが、「中央大学コリア同窓会」主催の会のほか、「金融機関の研究」「経済研究会」「米経済の研究」「国際金融の勉強」「住宅ローン破綻の研究」「医療制度の勉強」「全国地方議員交流会」等への参加費の支出を指しているものと推測される。ただし、「中央大学コリア同窓会」主催の会については、研修費ではなく、「研修参加資料代」(資料購入費)として、1,000 円を支出している。さて、s 議員の説明・抗弁によれば、「中央大学コリア同窓会」については、同会の会員ではないが、朝鮮史の専門家のパネルディスカッションだったので、杉並区と瑞草区は友好姉妹都市であることから、研修会として参加した、旨述べられている。また、他の研修会については、それぞれ必要ある研修、としている。「金融機関の研究」「米経済の研究」「国際金融の勉強」「住宅ローン破綻の研究」などの研修会参加が、区政の調査研究に資するものであるか否かについては、それぞれに議論のあるところだとしても、基本的には議員の自律性にゆだねられるものであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、切手又は送料として計 342,265 円(計 154 回)支出している。内訳は、事務費として 146,450 円(支出回数 114 回)、広報費として 195,815 円(支出回数 40 回)である。切手の購入頻度が高いが、それは政務調査費の用途

の妥当性とは関わりがなく、また、s議員からは、購入回数が多い理由の説明もなされている。ただし、事務費としての146,450円の切手購入については、1枚80円換算とすれば1,831枚、一日平均で5枚ほどになり、政務調査活動に限定してこれだけ使用されることは、社会通念としては疑問も残る。説明・抗弁で、私が主催する勉強会の事務連絡にも使用している、などとされているが、それが政務調査活動と認定できるか、など、微妙な点もある。直ちに不適切とは断定できず、指摘はあたらないものと判断するが、今後は、透明性の強化に更に努めることが望ましい。

具体例4については、既に述べてきたとおり、書籍名が明らかにされているものについては適正な政務調査費の支出として認める。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例5については、支出額188,962円の内訳が明示されていないが、点検の結果、s議員が発行した10回のレポートのうちの5回について、各レポートの8分の1程度のスペースを使って、s議員自身の著書の宣伝広告が掲載されていた。このうち、政務調査費として印刷費を計上しているのは「レポート5.13号」の106,537円であり、その他の関連支出として、該当する5回のレポートに係る発送費を合計すると、68,370円になる。したがって、両者を合わせた174,907円の8分の1を政務調査費に該当しないものとし、計21,864円を不適切な支出と認定する。

その他の意見として指摘されている喫茶代については、点検の結果、s議員は、「区民意見聴取のための喫茶」として、計42回、14,240円を支出している。これについて区議会事務局は抗弁書で「飲食に関する経費は、会議等を主催する場合を除き、調査研究活動に資するために必要とする経費に該当しないと政務調査費の取扱いに関する規程で定めており、主な目的が飲食であるものについては認められない。しかし、当該議員が支出している喫茶代は、金額的に1回あたり500円に満たない点と目的を示してある点から、出先等の調査研究活動のため、一時的に喫茶店等を利用しているものとみることができ、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであるとはいえない。よって用途基準に定める会議費に該当するものといえる。」としている。区民相談等に必要な事務所にかえて、適宜喫茶店が使用されているものともいえ、指摘はあたらないものと判断する。

なお、平成20年4月1日より「政務調査費の取扱いに関する規程」の別表で、会議等を主催する場合の茶菓代について「1人につき500円を限度」とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載するように規定している。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、s議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとして、以下のものがある。

第一に、あて名不備の領収書についてである。これについては、第6の2の(3)の で述べたところであるが、s議員については、計50件、170,710円が検討の

対象となった。精査した結果、具体例3及びその他の意見についての説明・抗弁や、出納簿及び領収書等貼付用紙の備考欄の記載等から、適正に支出されたと推測するに足る説明がなされている。

第二に、事務機、備品等の按分についてである。これについては、第6の2の(4)の で述べたところであるが、s議員については、1件、4,725円(パソコンウイルス対策)が検討の対象となったものの、2分の1を按分して計上していることから、適正な支出であると判断する。

第三に、ポイント還元についてである。付与されたポイントは96ポイント、現金換算で96円であり、s議員から誤記控除の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

第四に、区役所登庁・退庁交通費の支出についてである。s議員は、区役所登庁・退庁交通費として14件、7,370円を支出している。これらについては、政務調査交通費記録簿の備考欄記載から、目的が区民意見聴取、統計調査、家庭教育調査といった記載がされていることから、問題はないものと判断する。

第五に、領収書のない支出についてである。s議員は、平成19年10月2日に「週刊朝日」の購入に320円を支出しているが、領収書が添付されていないため、現時点では、不適切な支出と認定する。

3) 要返還額合計

45,893円 (自主返還額 96円を除く)

t 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,640,377

目的外と判断された支出 ￥974,693

具体例

1. 区政報告作成印刷(306,480円)発送切手、はがき(397,605円)、封筒(40,950円)は不当であり目的外支出と判断される。開示された区政報告の資料ははがきのみであり、内容も政務調査では無く単なる議会報告である。按分もされていない。
2. 番号が公開されていない電話料金 55,852円は政務調査費の用途とは認められず、目的外支出である。
3. パソコン関連消耗品 65,218円はすべて政務調査を目的とするとは判断し難く、按分もされていない。不当であり目的外支出と判断される。
4. 目的外支出と判断される資料購入費 25,755円は「教室の悪魔」、「五体不満足」、「公務員亡国論」、「日本人の心とかたち」、「日本はなぜ敗れるのか」、「おひとりさまの老後」、「なぜか仕事があまくゆく人の習慣」、「教育の世界へ」、「よのなか」、「ボランティア万歳」、「江戸の歴史は大正にねじ曲げられた」等。

5 地方視察(82,833 円)は報告書の内容からは政務調査目的とは判断し得ない。目的外支出である。

その他の意見

交通費にタクシーの使用が多過ぎる。政務調査による交通費は公共交通機関の利用を原則とし、身体健康上の理由や緊急やむを得ない場合を除きタクシーの使用は目的外支出とすべきである。

2) 判断

具体例 1 については、議会報告も認められることは第 6 の 2 の(4)の で既に述べてきたところであり、t 議員の区政報告に問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらないものと判断する。また、請求人は、開示された区政報告の資料ははがきのみであると主張するが、調査した結果、3 通のチラシによる区政報告提出が確認でき、この指摘は正しくない。

具体例 2 については、第 6 の 2 の(5)で述べたとおり、電話を政務調査活動で使用する場合、電話番号が公表されていることが不可欠の条件とみなさなければならぬ理由は特段なく、公表は会派又は議員の自律性にゆだねられているというべきことから、この指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、消耗品の支出であり、他との使い分けが可能であるとの判断ができることから、この指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、指摘された費用の内訳が明示されていないこともあり、いまひとつ判然としない。しかし、t 議員は購入した書籍名はあきらかにしており第 6 の 2 の(8)で述べたとおり、この指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、t 議員の報告書に特に問題とすべき点もないことから、第 6 の 2 の(4)の で述べたとおり、この指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見である交通費にかかる支出について、請求人は、タクシー使用の回数が多く、身体健康上の理由や緊急やむを得ない場合のみに認めるべきとするが、第 6 の 2 の(7)で述べたとおり、実際の支出において、それが「やむを得ない緊急の例外的事態」であったかどうかを判断するのは困難であるし、それが頻繁であるかどうかについても、基準の設定は難しく、タクシーを利用した場合には領収書を記録簿の裏面に貼付し透明性の確保が図られていることを前提に、個々のタクシー利用の判断は、会派又は議員の自律性にゆだねられているというべきであり、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、t 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 4 つある。

第一は、備品等の購入費の按分についてである。パソコン等の購入費 3 件 299,950 円がある。これについては第 6 の 2 の(4)の で述べたところであるが、「他の用途との併用があきらか」と判断されるものについても、既に按分率が適用されているものについてはそれによるものとした。t 議員は 90%の按分率により支出しているため、問題はないものと判断する。

第二は、ポイント還元についてであり、家電量販店から購入したパソコンなど 6 件計 346,584 円がある。調査した結果、そのうち 3 件については政務調査費の支出などに伴い発生したポイントを充当し政務調査費の支出はないことが確認できた。したがって、これらについては問題はないと判断する。残った 3 件は他の用途との併用を考慮し、すべて 90%の按分により政務調査費を支出した計 306,521 円の支出である。これについては、第 6 の 2 の (6) で述べたところであるが、デジタルカメラ購入に伴って発生した 9,258 ポイントを控除しないで、購入金額の 90%弱にあたる 43,000 円を政務調査費から支出していた。よって、発生したポイントの 90%弱にあたる 8,332 円を、不適切な支出と認定する。また、PC 消耗品、周辺機器購入に伴って発生した 3,453 ポイントを控除せず、購入金額全額である 34,021 円を政務調査費から支出していた。よって、3,453 円は不適切な支出と認定する。同様にパソコン購入に伴って発生した 33,318 ポイントを控除しないで、購入金額の 90%にあたる 229,500 円を政務調査費から支出していた。したがって、発生したポイントの 90%にあたる 29,986 円を不適切な支出と認定する。

第三は、あて名不備の領収書についてである。t 議員については計 12 件 147,548 円が検討の対象になった。これについては第 6 の 2 の (3) の として述べたところであるが、多くは携帯電話の口座振替通知を紙による「お知らせ」からオンライン料金案内に変更したための電話料金や区政報告の郵送料であり、問題はないものと判断する。

第四は、交通費についてである。調査した結果、登庁交通費として 1 件 1,140 円があった。これについては、第 6 の 2 の (7) で述べたとおり、平成 18 年の改正により、議員には通常の議員活動として本会議や委員会に出席する際の登庁交通費は支給されなくなっている。したがって、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、二重の交通費支給になるものではない。ただし、政務調査活動としての登庁であることを明示すべきであるところ、提出された政務調査交通費記録簿の備考欄にその旨記載がなかった。単なる記載もれと思われるため、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

41,771 円

u 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,699,875

目的外と判断された支出 ￥1,122,969

具体例

- 1 . 区政報告作成費 433,280 円、印刷代 306,600 円は目的外支出である。はがきによる区政報告は時候の挨拶文と自己氏名で半分を占め、残りは議会報告のみ。政務調査の報告とは認められない。3月31日付けで大量に区政報告と封筒を印刷したとしているが、成果物の報告がなく確認できない。年度末に駆け込みで政務調査費を消化するのは如何なものか。
- 2 . パソコン関連消耗品 141,490 円は他の用途との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
- 3 . 会派視察 82,833 円では8月に釧路湿原を訪れているが、報告書を読む限り政務調査とは認められず目的外支出である。
- 4 . 事務所費 48,740 円は事務所であることを証明する契約書等の開示がなく確認できない。事務所に関わる諸費用、電気、電話(固定、携帯)、インターネット、新聞等はすべてu - 1名義の通帳から引き落とされており政務調査費の使途とは認められない。
- 5 . 研修会議費 6,040 円は講演内容から政務調査とは認め難い。
- 6 . 1月1日～2日の駐車料金 4,600 円は目的外支出である。高円寺南で 18:04～01:23 まで長時間の駐車、その翌日には練馬区慈雲堂内科病院で 14:41～21:26 まで長時間の駐車料金を政務調査としているが、元旦深夜の駐車や翌日の病院での駐車は政務調査とは認め難い。

その他の意見

交通費に自宅と阿佐ヶ谷南の往復が多数計上されている。

区役所への通勤費は政務調査費ではない。

2) 判断

具体例1については、本件の区政報告は、選挙活動や政党活動、後援会活動等に関するものとは認められず、特に問題ないものとみられ、指摘はあたらないものと判断する。

なお、請求人は「3月31日付けで大量に区政報告と封筒を印刷したとしているが、成果物の報告がなく確認できない。」としているが、区政報告はVol.4として添付されている。また、封筒については印刷物の添付は定められておらず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例2については、パソコン関連消耗品として具体的になにを指しているかが明確ではないが、一般的な消耗品については、他の用途と区分けした使用が可能であり、按分しないことをもって直ちに不適切とはいえない。ただし、3月29日のルーター14,670円及びPCソフト14,590円については、通常、政務調査活動専用とは考えにくい。u議員の説明・抗弁では、パソコン関連消耗品について一括して、全て政務調査活動をするために使用するもの、とされているところであるが、社会通念から見て、上記2点については他の用途との併用が一般的であると判断し、第6の2の(4)の で述べたところに従い、2分の1の按分率を適用することが妥当と判断する。したがって、ルーター及びPCソフト2件計29,260円

の半分、14,630円について、不適切な支出として認定する。なお、パソコン本体やデジタルカメラの購入については、自主的な按分率が設定され、支出に反映されている。

具体例3については、この視察に関し、u議員からは区の環境政策を考察する上で有益であったとの説明があった。視察については、第6の2の(4)のにて述べたところであり、本件視察については適式の視察報告書が提出されており、他に特別な状況も見られず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、u議員の説明・抗弁によれば、自宅の一部を事務所として使用しているものであり、平成19年の使途基準の按分割合にしたがっていること、u-1氏は生計を一にする同居の家族であり、自宅にかかる光熱水費、電話、新聞等の支払いが一括してu-1氏の通帳から引き落としがなされているものであること、等と述べられている。したがって、不適正な支出はなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、家族とはいえ他人名義の支払いは好ましいとはいえ、なんらかの工夫を検討されることが望ましい。

具体例5については、「防衛省誕生お祝い記念チャリティー講演会」2,000円及び「1の会・講演」4,040円の支出があり、u議員の説明・抗弁によれば、それぞれに区政に役立つ調査研究活動として講演会に参加したものである、旨述べられている。「1の会・講演」は、講演の割合を50%とみなして按分されていることも含めて特に問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例6については、政務調査活動は曜日や時間帯に限られるものではなく、長時間駐車、深夜駐車といったことだけで問題にすべきものでないことはあきらかであり、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見として挙げられた交通費については、調査の結果、区役所との往復のため交通費として、計111日、101,420円が計上されていた。いずれも政務調査交通費記録簿に記載して提出されていたが、備考欄等には目的の記載がなかった。しかし、u議員の説明・抗弁により、政務調査活動としての登庁であることは推認されることであり、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、u議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが2つある。

第一は、ポイント還元についてである。これについては、第6の2の(6)として述べたところであるが、u議員については、3月24日FAXインク購入に伴って発生した440ポイントを控除せず、購入金額全額を政務調査費から支出していた。したがって、新たに付与されたポイント相当額である440円について、不適切な支出と認定する。

第二は、あて名不備の領収書についてである。u議員にかかる領収書については、あて名がないものや、あて名が「上様」となっているものが計5件、7,556円あるが、いずれも適正に支出されたと推測するに足る説明がされており、問題がないものと判断した。

3) 要返還額合計

15,070 円

v 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥919,430

具体例

1. 区政報告に関わる費用 392,500 円は目的外支出である。区政報告用に封筒を購入し(7月10日 5,500 円)7月31日に印刷(84,000 円)しているが、発送の報告がない。はがきによる報告(12月25日 7,500 円、12月30日 5,000 円、1月17日 30,000 円)も内容からは政務調査とは判断し得ない。報告書にはさらに1月16日切手 30,000 円、1月31日印刷 52,500 円、2月29日印刷 84,000 円、3月31日印刷 84,000 円とあるが、これも成果物、発送の報告がない。
2. 番号を開示されていない電話の料金 156,620 円は政務調査費の用途とは認められず、目的外支出である。
3. O A 機器付属品購入 277,283 円は他の用途との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
4. 釧路研修費 78,625 円は報告書の内容からは政務調査費とは認められず、目的外支出である。
5. スタンドライト 9,470 円は目的外支出である。
6. 目的外と判断される資料購入費は「江戸仕草」、「日本人のための二軸走法」、「マニアックス」4,932 円。

その他の意見

領収書に宛名の無いものがある。

2) 判断

具体例 1 については、議会報告も認められることは第 6 の 2 の(4)の で既に述べてきたところであり、v 議員の区政報告に問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらないものと判断する。また、請求人は、成果物、発送の報告がないと主張するが、政務調査費としてすべての関連支出を記載しなければならないものではなく、また、v 議員の説明・抗弁によれば、主にボランティア等により配布している、旨述べられており、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、第 6 の 2 の(5)で述べたとおり、電話を政務調査活動で使用する場合、電話番号が公表されていることが不可欠の条件とみなさなければならない理由は特段なく、公表は会派又は議員の自律性にゆだねられているというべきであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、指摘された費用の内訳が明示されていないこともあり、

いまひとつ判然としない。しかし、社会通念から見て他の用途との併用があきらかではないかと思われる OA 機器付属品等の購入が 8 件ある。うち、デジタルカメラの購入については自主的に按分率が設定されており、これに従うが、残る 7 件 133,109 円については、第 6 の 2 の(4)の で述べたとおりであり、2 分の 1 の按分率を適用することが妥当である。したがって、66,555 円を不適切な支出と認定する。

具体例 4 については、v 議員の報告書に特に問題とすべき点はなく、第 6 の 2 の(4)の で述べたとおりであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、v 議員の説明・抗弁によれば、自宅の一室を調査研究のための専用の事務所として使用しており、その備品として購入した、と述べられている。しかし、第 6 の 2 の(4)の で述べたとおりであり、政務調査以外の用途で使われる蓋然性が高いと判断されることから、2 分の 1 の按分率を適用し、4,735 円について不適切な支出と認定する。

具体例 6 については、購入した書籍名はあきらかであり第 6 の 2 の(8)で述べたところからいって、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見である領収書にあて名の無いものについては、精査した結果、2 件計 11,235 円が該当した。うち、AC アダプタについては、現在も使用中である旨の説明・抗弁があり、特に問題はないものと判断する。しかし、もう一件は、領収書の金額が 16,261 円であるなかで政務調査費による支出は 10,290 円となっているものであり、購入した品名も、ネットワークケーブル他、とされていて、特定ができない。したがって、第 6 の 2 の(3)の 等で述べたところにそい、10,290 円について不適切な支出と認定する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、v 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 2 つある。

第一は図書名が不明の支出である。2 件 16,739 円について、領収書の記載が「次世代を担うネットワークビジネス他 2 冊」、「金融実務他 1 冊」となっており、3 冊の図書名が不明である。現時点では、3 冊に限定した図書代金は不明であるため、金額を冊数で割って按分した金額を不適切な支出と認定する。したがって、前者については 9,099 円の 3 分の 2 で 6,066 円、後者は 7,640 円の 2 分の 1 で 3,820 円、計 9,886 円を不適切な支出として認定する。

第二は按分率を誤って政務調査費を支出した 1 件計 3,187 円である。調査研究費のガソリン代であるが、v 議員から、4 分の 1 按分とすべきところを誤って 2 分の 1 按分して請求したものであり、誤記更正して 1,594 円を返還する旨の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

3) 要返還額合計

91,466 円 (自主返還額 1,594 円を除く)

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,097,079

具体例

1. 区政報告に関わる費用 467,200 円は目的外支出である。6月15日発送の区政報告はがきは内容が当選御礼の挨拶であり政務調査の成果物ではない。
2. 1以外の区政報告についても、政務調査費以外の記述を含むのに按分が無く、不当であり目的外支出と判断される。
3. 臨時補助員賃金のうち、4月27日 88,400 円、11月30日 53,200 円は上限の5万円を超えており不当である。
4. 区議連研修会代表参加費 2,960 円は目的外支出である。3月25日に箱根で開催された研修会は箱根で実施する必要がなく、目的外支出と判断される。

その他意見

領収書の不備（宛名の無いもの、内容の記入漏れ等）が多い。

区政報告の作成量と比べ臨時補助職員の勤務時間が長過ぎる。

2) 判断

具体例1については、w議員の説明・抗弁によれば、選挙結果などの事実を踏まえて、改めて区民から付託を受け、さらに選挙を通じて有権者と交わした区政発展のために自らが示した政策を、4年間の任期中に実現するための手段として、再度多様な意見を聴取するために発送した広報物である、などと述べている。しかし、提出された葉書の表題は「御礼ならびに区政報告」となっているものの、区政に関する調査研究に資する、という言葉も、審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれると広く解したとしても、それに見合う本文になっているか、微妙なところがある。したがって、この点についての判断は留保する。しかし、領収書のあて先がw議員の後援会事務所となっていることからみて政務調査活動と認めるのは困難であり、議員が一体として認める6月7日に支出した区政報告用葉書の支出を合わせて、計467,200円について、不適切な支出と認定する。

具体例2については、提出された区政報告3種類のうち、平成20年1月頃に作成された区政報告について、第6の2の(2)で述べたことなどから言って、一部に政務調査費の対象とは認めにくい記載がある。したがって、同区政報告関連経費については按分が求められるところであり、按分率10分の9が妥当と判断する。ただし、この区政報告の作成費は政務調査費に計上されていない。したがって、按分率を適用するのは発送費であるが、3月5日の発送費12,152円がこれに該当するものと判断し、1,216円を不適切な支出と認定する。

具体例3については、臨時に勤務する職員の賃金について議員一人あたり月額

50,000 円を超えることはできないとの規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用されるものであって、平成 19 年度は支出上限は設けられておらず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、H 議員の具体例 4 のとおりであり、直ちに不適切な支出であるとはいえない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

その他意見のうち、領収書の不備については、あて名がないもの 11 件、120,768 円分が見受けられたが、いずれもコピー用紙の購入、区政報告の発送費用として説明がなされており、問題はないものと認める。また、臨時補助職員の勤務時間に関する意見については、区政報告が計 4 種類作成・提出されている事実があり、勤務時間が特別に長いとする理由はないものと認める。

3) 要返還額合計

468,416 円

x 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,781,461

目的外と判断された支出 ￥1,159,302

具体例

1. 事務所費 391,260 円は目的外支出である。開示された賃貸契約書によると「本人の居住以外、他の用途に使用してはいけない。賃借人は転貸又はこれに準ずる行為をしてはいけない。(中略)支払いは毎月末に現金で持参する事」とある。事務所に使用することは契約違反であり、しかも 3 月に 1 年分の家賃を支払ったことも契約に反する。契約に反して違法に転用された事務所への政務調査費の支出は認められない。
2. 光熱費 91,434 円も上記理由から政務調査費とは認められない。
3. パソコン修理費は目的外支出である。
4. 「報告会用よびかけ紙」21,000 円は報告会の内容があきらかでなく目的外支出である。
5. 転倒防止棒 2,116 円、レターケース 13,832 円は目的外支出である。
6. DM 代区政報告 525,000 円は按分が無く不当であり、目的外支出と判断される。

その他の意見

ガソリン代について同じ日ほぼ同時刻に給油した記録がある。

5 月 23 日 13:54 に単価 132 円で 1,234 円

5 月 23 日 14:01 に単価 142 円で 449 円

7 月 8 日 11:14 に単価 149 円で 431 円

7 月 8 日 10:31 に単価 139 円で 835 円

このような給油を単独で行うとは考えにくい。氏名が記載されていない

不備な領収書による支出であり、このような事例からも領収書には氏名の記載が必須である。×議員の開示した領収書はその殆どに氏名の記載がない。

2) 判断

具体例1, 2については、×議員は借家である自宅の一部を事務所としているが、借家である自宅の賃借人名義は×議員の父親である×-1氏になっているものである。×議員の説明・抗弁によれば、契約名義は父親であるが、賃貸人の同意を得て×議員が自宅並びに事務所として使用しており、賃料も×議員が支払っている、旨述べられている。親子関係の中で、自宅の賃料を誰が払うかは私的問題であるが、それが公金たる政務調査費の支出に波及する限り、一定の制約が生じることはやむを得ない。当然のことながら、×議員が政務調査費を自宅事務所の経費に充当するのであれば、自宅事務所の使用に関する権原を有しなければならないのであって、例え父親からの転借であったとしても、適切な契約の締結等が求められるものである。説明・抗弁では、20年度の収支報告の際に議長宛に説明文書を提出した、といった趣旨が述べられており、また、×議員と×-1氏が別人格とはいえ親子関係にあることは明白であるため、ここでは直ちに問題とはしないものの、不適切な処理であることは間違いなく、早急に是正される必要がある。こうした点を別にすれば、借家の賃料は月130,420円で、按分率を4分の1として事務所費が12月分計391,260円、光熱水費についても按分率を4分の1として12月分計94,471円を政務調査費として支出したものであり、特に問題はない。また、家賃を口座振込みにしたり、一定期間まとめて支払ったりすることが、賃貸借契約書の文言にはそわないとしても、契約書の真偽を疑わせるものでない限り、契約当事者間の問題である。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3のパソコン修理費については、政務調査費で114,660円が支出されていたところであるが、×議員から、103,184円の支出に誤記控除・更正する旨の届けが出されている。これは、修理に伴って新たに11,476ポイントが発生しており、このポイント分を値引きとして扱う観点から、このポイント相当分を引いた金額に誤記控除・更正したものであると思われる。

さて、それまで使用していたパソコンが故障し、保存データの復活なども含めて修理したものであると思われるものであり、政務調査費として支出することには問題がない。ただし、第6の2の(4)で述べたとおり、パソコンは「他の用途との併用があきらか」であり、按分されていないパソコン修理費については2分の1の按分比率を適用することが妥当である。なお、この修理費の支払いにあたって、10,341円相当のポイントを充当しているが、これは、その4日前に、同店から政務調査費で購入した際に付与されたポイント23,502点の一部を使用したものとも推定される。これは、4日前の購入時点で政務調査費から控除すべきものであるため、この段階では、×議員の所持する現金と同様に扱うべきものである。

したがって、パソコン修理費は、誤記控除・更正後の 103,184 円の 2 分の 1、51,592 円となる。したがって、誤記控除・更正による返還額 11,476 円その他、51,592 円を不適切な支出として認定する。

具体例 4 については、1 月に支出された「報告会用よびかけ紙」経費 21,000 円の全額を誤記控除する旨の届けが、×議員から提出されている。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 についてであるが、パソコンの転倒防止棒及びプリンター用の防振ゴムに計 2,116 円の支出がされている。また、請求人指摘のレターケース 13,832 円に該当する支出はなかったが、レターケース 980 円を含む 4 点の購入の合計額で 13,832 円の支出があった。品名もあきらかであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 6 については、区政報告、領収書の提出が義務付けられていない 4 月分の支出であり、調査資料もないことから、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見のガソリン代については、×議員の説明・抗弁書によれば、政務調査活動に自動車と二輪車を使用しており、自動車の保管場所は給油したガソリンスタンドから 30 メートルくらいのところにあることから、自宅から二輪車で自動車保管場所まで行き、まとめて給油したものである、旨述べられており、特に不自然さはなく、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、×議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが 4 つある。

第一は、備品等の購入費の按分についてである。ノートパソコン購入は自主的に按分がなされているため除外するが、デジタルカメラ購入費 1 件 31,500 円については、按分されていなかったため、2 分の 1 の按分率を適用し、15,750 円を不適切な支出と認定する。

第二は、ポイント還元についてである。×議員は、ノートパソコンの購入など 6 回計 383,254 円の購入等について、計 50,913 ポイントが付与されており、うち、DTPC 修理に伴う 11,476 ポイントの誤記控除・更正については先に述べたところであるが、デジタルカメラ等の購入に伴う 5,608 ポイントなど、それ以外に計 10,807 ポイントについて、誤記控除・更正の申し出があった。しかし、ノートパソコン購入に伴って発生した 28,630 ポイントについては控除されていない。したがって、自主的に設定された按分比 80%に対応する 23,502 円について、不適切な支出と認定する。

第三は、図書名がない領収書についてである。×議員については、4 件計 8,553 円分の購入について、領収書等に図書名がないことが確認された。これについては 6 の 2 の (8) で述べたところであり、現段階では不適切な支出と認定する。

第四は、あて名不備の領収書についてであるが、精査した結果、問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

99,397 円 (自主返還額 43,283 円を除く)

y 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,311,267

具体例

1. 5/8 の区政報告は当選御礼の挨拶はがきである。印刷代 67,725 円は目的外支出である。
2. 送料ハガキ・切手代、新聞折り込み、印刷代(封筒印刷を含む)計 690,391 円については政務調査報告以外の部分についての按分がないので目的外支出とされる。
3. 事務機・消耗品類について
スタンプ台、インク、机(按分しているが目的外)、用紙、クリアファイル、ラベル、封筒、AC配線、デジカメ周辺機器、その他事務用品計 227,828 円は政務調査についての按分がないので返還を求める。(机等家具類への支出は目的外支出である)
4. 携帯電話計 68,074 円については番号が領収書等で開示されていないので公費である政務調査費による支出とは認められない。
5. 量販店でプリンターやデジカメなどを購入した際のポイントは、購入者に還元される割り引き代金なので購入金額から控除されるべきである。
6. 研修会参加費と視察、「民間憲法臨調」「自民党都連女性議員連絡協議会」「日本会議」「昭和史研究会」「建て直そう日本女性の会」「而今の会」「区議連協研修会」「親学推進協会講座費」など、区政に関する調査ではなく議員が参加するためにかかった費用、計 89,090 円がすべて政務調査費とは認めがたい。
7. 資料購入費「ああ特攻」「女性の品格」「お父さんへの千羽鶴普及会年間資料代」「嵐の中の灯台」「大東亜戦争を見直そう」「新武士道の心」「明日への選択 地方議員ネットワーク」「日台交流教育会購読会費」「而今の会会報費」「正論」「諸君」「国家国旗」「カー君ともりのなかまたち」「独身者は損をしている」「皇室一家カレンダー」「DVD 自由アジアの栄光」(送料を含む)「歴史の書き換えが始まった」「世界」「レイプオブ南京」「日本政策研究センター年間資料代金」「真相箱」「杉並郷土史会会報」「子供のための伝記シリーズ」「語られなかった皇族たちの真実」「史実を世界に発信する会資料代」などの購入費、計 112,374 円がすべて政務調査とは判断できない。とくに「歴史の書き換えが始まった」は 11/12 と 12/7 に 2 回計上している。

8. Mコーポ 201 のガス代 7 月分、9 月分計 1448 円、アイロンプリント代、計 26,440 円は使途不明の支出である。

その他の意見

事務所電話代、NTTコミュニケーションズOCN、NTTコミュニケーションズ、NTTコミュニケーションズBフレッツ、NTTインターネット、ニフティ、NTTカスタマーセンターKDDI携帯、NTT東日本を計上している。政務調査との関係を明確にし、電話・通信各々の用途を明示することが求められる。

2) 判断

具体例 1 については、5 月に作成した区政報告葉書を見ると、区政に関する調査研究に資する、という言葉、審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれると広く解したとしても、それに見合う本文になっているか、微妙なところがある。平成 19 年度が議員改選の年であり、日本の社会風土として、今後の区政に関する調査研究に資するためにも、一定のあいさつ等が求められることもある、という側面に配慮し、当面、この年度、一回に限って、政務調査費での支出をやむを得ないものと判断する。

具体例 2 については、請求人が主張する 690,391 円のうち、平成 19 年 4 月発行の区政報告平成 19 年春号分については、一部に政党のチラシをそのまま転載したと思われる政党活動とみなすべき部分がある。従って同号については按分率を 2 分の 1 とし、郵送代の計 81,665 円のうち 5 割の 40,833 円を不適切な支出と認定する。

具体例 3 については、第 6 の 2 の (4) に記したとおり指摘はあたらないと判断する。

具体例 4 については、既に述べてきたとおり指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、y 議員から 8 件について、10,793 ポイント分を控除する形での誤記控除更正を行う、旨の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

具体例 6 については、それぞれの会議について、研修として認められないと判定できるものはなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、自民党都連女性議員研修については、政党活動との混同が疑問視されるところであるが、説明・抗弁などからみて、内容的には研修として認める。また区議連協研修会は、H 議員の具体例 4 のとおりであり、直ちに不適切な支出であるとはいえない。

具体例 7 については、購入した書籍の内容等を問うものでないことは第 6 の 2 の (8) で述べたとおりであり、指摘にはあたらないものと判断する。なお、11 月 12 日と 12 月 7 日の 2 回にわたり計上されていた書籍「歴史の書き換えが始まった」については、12 月 7 日記載の 3,430 円の誤記控除がなされている。

具体例 8 については、請求人の主張は 26,440 円であるが、調査の結果該当するものは 11,348 円であった。これについては、y 議員から錯誤により計上した

ため誤記削除する旨の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

その他の意見として、インターネットの回線使用料とプロバイダー料金及びKDDIの携帯電話にかかる料金についての指摘があるが、適切に按分されており、問題ないと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、y議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとして、あて名不備の領収書がある。y議員のあて名不備領収書は合計で43件あり、その数から見て今後適正な処理をするよう望むところである。その内容を見ると、事務用品や研修費、さらには切手購入などであり、領収書の発行店名及び出納簿等から適正な購入にあてられたと推測できるものであり指摘はあたらないと判断する。なお、5月8日に購入した机については、y議員自ら按分して計上している。

最後に、政務調査交通費である。y議員から、交通費38,420円について誤記控除の申し出があった。したがって、現段階では問題がない。

3) 要返還額合計

40,833円 (自主返還額 63,991円を除く)

z 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,636,097

具体例

1. 8月11日の区政報告会は、イベント用レンタル会社から音楽用の大量の音響機材を調達し、開催された支持者向けの娯楽イベントと判断される。関連経費(請求書に明記された「夕涼みの会」チラシ作成費31,000円、郵送代59,115円、コンパネ代3,000円、機材借用費203,868円、建物賃損料20,000円損害、賠償責任保険代7000円)、合計323,983円は目的外支出である。
2. 事務機・消耗品類 プリンターラベル、インク、システム手帳、パソコン代、ウィルスバスター、マウス以上計246,003円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
3. 携帯電話は領収書で番号が開示されていないので計66,486円の返還を求める。
4. ポイントを控除していないパソコン関連費用は不当であり、目的外支出と判断される。
5. 交通費 本会議や委員会に出席するための交通費が多く含まれている。例3月については16回すべて自宅と区役所との往復で、そのうち本会議、

委員会、部会などが13回で計11,840円になり、政務調査費として認められない。政務調査以外の交通費は返還を求める。

6. z - 1氏へ人件費が608,000円支払われている。政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費支払いは公費である政務調査費の用途とは認め難い。

7. 事務所費 同居している親族の建物を事務所として認められない。事務所賃貸料360,000円、事務所に使われた電気・水道料17,265円、計377,265円は認められない。

8. インターネット接続料4月分が5/22,7/2,と2回計上されているので不当である。

2) 判断

具体例1については、請求人が主張する9件計323,983円について、z議員より誤記控除の申し出があり、全額削除されている。したがって、現段階では指摘はあたらない。さらに、z議員から8月11日の区政報告会に関連する経費として、区政広報誌郵送代2件8,560円についても、誤記控除する旨の申し出を受けたことを付言する。

具体例2については、請求人が主張する7件計246,003円のうち、消耗品に関する4件17,910円について、z議員より誤記控除の申し出があり、全額削除されている。したがって、この4件に関しては、現段階では指摘はあたらない。

残る3件計228,093円について、按分の必要な備品であるパソコン及びパソコンソフト購入費の支出のうち、パソコン代161,490円については、z議員より10分の8の按分率を適用して32,298円を控除し、129,192円に誤記更正する旨申し出があったところであるが、第6の2の(4)の で述べたとおり、原則として2分の1の按分率を適用するものとし、80,745円が政務調査費の支出額となり、誤記更正後の金額129,192円との差額48,447円を不適切な支出と認定する。また、パソコンソフト65,700円の支出については、同じく誤記更正により64,086円とする旨の申し出があった。これは、ポイント使用分1,614円を控除して区政調査費として支出することの申し出である。しかし、この備品についても2分の1の按分率を適用することが適切であり、調査の結果、ポイント使用額差し引き後の64,086円の2分の1である32,043円から、今回の購入により発生したポイント分320円を控除した31,723円が政務調査費の支出額となり、誤記更正後の金額64,086円との差額32,363円を不適切な支出と認定する。

具体例3については、第6の2の(5)で述べたとおり、電話を政務調査活動で使用する場合、電話番号が公表されていることが不可欠の条件とみなさなければならない理由は特段なく、公表は会派又は議員の自律性にゆだねられていると判断されるが、請求人が主張する10件計66,486円については、z議員から誤記控除の申し出があり、政務調査費の支出は全額削除されている。したがって、現段階では問題がない。

具体例 4 については、ポイント控除していないとして指摘された費用の内訳が明示されていないこともあり、いまひとつ判然としない。しかし、調査の結果、パソコン関連経費はシステム手帳を除く 6 件計 245,100 円であり、消耗品及びパソコンソフトについては、具体例 2 で述べたとおりである。また、パソコンについては、調査の結果、クレジットカードにより支出しており領収書にポイントの記載はない。クレジットカードによる支出は認められていることから、これについては問題がないものと判断する。

具体例 5 について、第 6 の 2 の(7)で述べたとおり、平成 18 年の改正により、議員には通常の議員活動として本会議や委員会に出席する際の登庁交通費は支給されなくなっている。したがって、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、二重の交通費支給になるものではない。調査の結果、z 議員は区役所への登庁のための交通費として年間 104 日、計 76,960 円を支出し、そのうち、本会議、委員会等の記載があるものは 52 日、計 38,480 円があるが、政務調査交通費記録簿の備考欄には、本会議等のほかに政務調査活動としての登庁の旨の記載がされていることから、この指摘はあたらないものと判断する。

具体例 6 について、使途基準では人件費の支出を定めており、平成 19 年 5 月 1 日より「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で、日常的に勤務する職員については、議員と生計を一にする親族を雇うことはできないとしているが、臨時に勤務する補助職員については、親族であるか否かによる雇用の制限をしていない。z 議員の説明・抗弁によれば、補助職員 z - 1 氏は区外在住者であり、生計をともにしていない、旨述べている。したがって、指摘はあたらないものと判断する。なお、12 か月のうち 2 か月分 128,250 円については、具体例 1 の誤記控除に関連し、57,000 円に誤記控除する旨の申し出があり 71,250 円の支出が削除されている。ただし、さらに調査した結果、6 月分についても具体例 1 に関連する人件費として 4,750 円の支出があり、この支出については不適切な支出と認定する。

具体例 7 については、請求人が主張する事務所費 12 件計 360,000 円及び電気・水道料 12 件計 17,265 円について、z 議員より誤記控除する旨の申し出があり、全額削除されている。したがって、現段階では問題がない。

具体例 8 については、4 月分のインターネット接続料が二重に請求したものとして、z 議員から誤記更正の申し出があり、7 月 2 日の政務調査費支出 2,520 円は削除されている。したがって、現段階では問題がない。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、z 議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとして、あて名不備の領収書があるが、プリンターラベル、インク代の消耗品費については、z 議員から誤記控除の申し出があり全額削除されており、現段階では問題がない。また、郵送料 1 件 350 円については、書留並びに普通郵便各 1 通に係る郵送料であり、政務調査費出納簿にも送付先等

の記載がなく適正な支出とは認めがたいが、レシート提出が認められていることから、やむをえないものと判断する。

3) 要返還額合計

85,560 円 (自主返還額 901,886 円を除く)

A 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥462,957

具体例

- 1 .8/10 印刷代 80,850 円、ハガキ代 230,000 円の内容は当選のお礼であり、12/25 城西新聞社への掲載料 20,000 円の内容は新年の挨拶である。共に区政報告として計上されているが、計 330,850 円は目的外支出である。
- 2 .本人のものと確認のできない通帳の写しを領収書代わりにし、番号を特定できない電話料金 (携帯電話 85,291 円、事務所電話代 7,750 円) を計上しても政務調査費の用途とは判断し得ない。
- 3 .交通費について、出張先が区役所が多い。議会や委員会の後で職員等に取材したからと言って、議会や委員会に出席する目的で区役所の出向いた交通費を政務調査費に計上するのは不当であり目的外支出と判断される。
- 4 .自宅として賃貸している一部を事務所に使用しているからと言って、賃料にとどまらず自宅のガス代や水道代まで (計 6499 円) も一部を政務調査費として計上するのは不当であり目的外支出である。電気・ガス・水道の領収書は紛失等、特段のやむを得ない理由がない限り、業者から正規に発行された領収書を開示するべきであり、通帳の写しで代用することは、不当であり目的外と判断される。

2) 判断

具体例 1 については、A 議員の説明・抗弁によれば、選挙の結果報告、議会での役職報告、議会での立場の報告、山田区政の現状報告を述べており、いずれも基本的には区政報告と理解し、などと述べられている。しかし、提出された葉書を見ると、区政に関する調査研究に資する、という言葉で、審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれると広く解したとしても、それに見合う本文になっているか、微妙なところがある。しかし、m 議員の具体例 7 について述べたところと同様に、政務調査費での支出をやむを得ないものと判断する。また、12 月 25 日分の城西新聞社掲載の区政報告については、個々の文言を取れば微妙な点もあるとはいえ、全体としては適切な区政報告の一種と認められるのであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、20 年 2 月途中から、通帳の写しに代えて、「One's ダイレクト」等の記載のある文書が提示されている。これはインターネット

を經由して取得した預金の残高・取引明細を示した文書であるとみられ、通帳の写しと同等に扱うことができると判断する。A議員の説明・抗弁でも、平成19年度の規定上、そこまで求められていなかったため、この文書の提出にとどまっている、旨述べられているところであり、やむを得ないものと判断する。なお、第6の2の(3)の にて述べたとおり、次年度からはこの限りでなく、より適切な書類提示等が望まれるところである。また、番号を特定できない電話料金については、第6の2の(5)で述べたとおりであり、いずれも、指摘はあたらないものと判断する。

なお、2008年3月17日の電話代当月分(17%)552円の支払いを示す領収書等がみられず調査したところ、インターネットを經由した預金の残高・取引明細に誤って消した部分に記載があるとの説明があり、確認した。

具体例3については、第6の2の(7)で述べたとおりであり、様式に即した政務調査交通費記録簿に区政調査・区民広聴・要望聴取等のために区役所の出向いた旨記載がなされて提出されていることからいって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、A議員の説明・抗弁によれば、自宅兼事務所の賃貸料や光熱費について、実際の事務所として使用に照らし按分して計上しており、問題がない、旨述べている。領収書等を見ると、「参考資料」として、2LDKのうち一室を使用(3分の1)し、政党活動と後援会活動等を除いた2分の1を計上で6分の1の旨の説明がなされている。これは、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」に定める事務所光熱水費(事務所自宅兼用)の上限の按分率4分の1を適用した額を超えておらず、問題がない。また、領収書の無添付については、19年度分の規定上そこまで求められていなかったため提出をしていないの旨、説明されている。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、「2008年2月26日 JCOM ネット・CATV通信料(50%)5,449円」の支払いを示す領収書等がみられず調査したところ、インターネットを經由した預金の残高・取引明細を誤って消去したとの説明があった。具体例2についても触れたと同様のケースであるが、領収書等は、政務調査費条例第10条に定める証拠書類である。提出に当たっては細心の注意を持ってすべきであり、今後こういったことがないよう、強く望むものである。

3) 要返還額合計

0円

B 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,907,695
目的外と判断された支出	¥1,618,296

具体例

1. 区政報告は調査報告以外の内容があるにも拘わらず、デザイン、印刷、ポスティング、ハガキ切手、封筒印刷代計 571,875 円は政務調査に関し按分されていないので、目的外支出である。
2. 自宅を事務所に使用しているからと言って、自宅の光熱水費 25% (計 107,703 円) を計上するのは不当である。光熱水費の按分からすると「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程、平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号」から判断すると、自宅の 50% を事務所に使用していることになる。
3. カメラなどを量販店で購入した際のポイントが購入代金から控除されていないのは、不当な行為であり目的外支出と判断される。
4. 研修費、3/6, 東京青年会議所特別会員費 50,000 円の 50%, 25,000 円計上は区政に関する調査では無く、目的外支出である。
5. 調査顧問料として、区議会議案調査委託および区政全般に関する調査委託を目的に行政書士 M H 氏に支払った 556,000 円は目的外支出である。議員本来の職務を外部に委託することは、特段の専門的知見を必要とする特定の案件に限られる。区政全般に関する調査を丸投げするのは不当である。
6. 親族の B - 1 氏に支払われた人件費計 286,400 円は認められない。政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費支払いは公費である政務調査費の使途とは認め難い。

2) 判断

具体例 1 については、本件の区政報告は、選挙活動や政党活動、後援会活動等に関するものとは認められず、各報告には、意見要望等を求める旨の記載もあった。したがって特に問題はなく指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、何をもって請求人の指摘する「自宅の 50% を事務所に使用していることになる」のか明確ではないが、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」が適用されない 19 年 4 月分のガス及び電気代を除き、同留意事項に定める事務所光熱水費 (事務所自宅兼用) の上限の按分率 4 分の 1 を適用した額を超えておらず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、B 議員から、ポイントが購入代金から控除されていない事を認め、一概に全て目的外支出とは思わないが、2月の電子辞書、3月のカメラ購入時ポイントについて調査の上、ポイント分が控除されていない場合、購入代金から控除して返金する旨の説明があり、3件計 5,066 ポイント分について誤記控除・更正などの届けがあった。したがって、現段階では指摘はあたらない。

具体例 4 については、東京青年会議所特別会費の支出は、同団体が主催する研修会・講演会は区政に関するものが多く、また会員の区政相談聴取も多いものであり、政務調査費基準における研修費に該当するものと認識しており、区政に大いに役立っていると確信している等の旨の説明があった。これについては、g 議

員について述べたとおりであり、按分率2分の1として、25,000円を政務調査費から支出したものと認められ、指摘はあたらないものと判断する。

具体例5については、専門の者に顧問又は調査委託をする行為は、通常どの会社団体等も顧問契約を結んでおり、その都度相談契約または調査契約しては非効率であり費用も相当かかることが見込まれるため契約している等の説明がB議員からなされている。しかし、公費である政務調査費の支出については区政に関する調査研究に資するものとして相当程度に具体性がなければならない。顧問契約書によれば、「特別に調査研究を要した場合は、顧問料のほかにその費用を請求することができる」とされているが、明らかに課題を明示しない包括的な契約であり、客観的に成果を検証することもできない。

したがって、かかる契約は妥当なものとは考えられず、556,000円を不適切な支出と認定する。

なお、B議員は説明・抗弁の中で、「政務調査費検討部会」における専門家の判断として妥当であるとの回答を得ている、としているが、議案調査委託として課題目的等が明示されていればそうした判断もありうると思料されるものの、契約書からはそうしたことが読み取れない。また、質問等を行っていない平成20年度は支出していないということをもって、議案調査のための委託とみなすことも困難である。

具体例6については、B議員から「政務調査費の取扱いに関する既定の運用にあたっての留意事項」に記載のとおり臨時に勤務する補助職員の賃金である等の説明がされている。「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」では、臨時に勤務する補助職員の賃金にあっては、按分の必要はないが、勤務内容と日給・時給を明記する等と定められている。提出された政務調査事務補助臨時職員職務報告書では、20年1月分及び2月分のみ勤務内容が記載されていない。記載もれであり、別途補記を求めるが、全体としては規定等にそって支出されており、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、B議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものに、あて名不備の領収書がある。

B議員にかかる領収書については、あて名がないものが計7件、6,548円が検討の対象となった。精査した結果、全件について適正に支出されたと推測するに足る説明がされていた。

3) 要返還額合計

556,000円(自主返還額 5,066円を除く)

C 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,920,000

具体例

- 1 . 広報費計 2,015,416 円、特に 4 月発行については現物もなく 678,094 円は検証できない。7 月 10 月も含め、政務調査に関する按分がないので目的外支出である。
- 2 . 交通費 出張先「区議会」が多い。たとえば 6 月分、出張先が 9 回も「区議会」になっている。「区議会」は政務調査にあたらぬので他の月も含め、返還を求める。
- 3 . 資料購入 「企業舎弟」「中江藤樹の言葉 - 素読用」「高校生が感動した論語」「男子の本懐」「現代イスラムの潮流」は政務調査費とは判断できない。計 3,000 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 については、第 6 の 2 の(4)の で既に述べてきたところであり、C 議員の区政報告に問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらぬものと判断する。なお、請求人は、4 月発行分は現物がないと主張するが、調査した結果、区政報告提出の確認はでき、この指摘はあたらぬものと判断する。

具体例 2 については、第 6 の 2 の(7)で述べたとおり、平成 18 年の改正により、議員には通常の議員活動として本会議や委員会に出席する際の登庁交通費は支給されなくなっている。したがって、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、二重の交通費支給になるものではなく、指摘はあたらぬものと判断する。ただし、提出された政務調査交通費記録簿に記載された行き先は「区議会」となっていることから、本会議や委員会への出席なのか、単に場所としての「区議会」を指すのかあいまいになっている。直ちに不適切な支出とは認定しないものの、行き先や目的を的確に記載するよう努めることが望ましい。

具体例 3 については、指摘された費用が調査した結果と異なる点があるが、C 議員は購入した書籍名はあきらかにしており第 6 の 2 の(8)で述べたとおり、指摘はあたらぬものと判断する。

3) 要返還額合計

0 円

D 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥ 1,920,000
目的外と判断された支出	¥ 1,490,998

具体例

- 1 . ホームページメンテナンス料計 360,000 円は、政務調査に関する按分がないので目的外支出である。

- 2 . 広報資料作成・配布について。ポスティング・デザイン印刷・発送作業・封入折作業工賃・配布代計726,800円は政務調査に関する按分がないので、目的外支出である。
- 3 . 事務機・消耗品類 ラベル、USBメモリ、テープカッター、インクカートリッジ、封筒印刷、ラベルインク、fax用紙、デザインソフト代など計111,307円は政務調査に関して按分されていないので、目的外支出である。
- 4 . 携帯電話使用代はD - 1氏名義のカードから支払われていて議員の支出と断定できないので計83,011円の支出は認められない。さらに4/10、5/10、6/11、7/10、8/10、9/10、10/10、11/12、11/22、12/25、1/25、2/14、3/14と13回計上されているのはなぜか。
- 5 . 人件費7月分6,000円は領収書がないので返還を求める。
- 6 . fax電話代など量販店で購入した際のポイントが代金から控除されていないのは、不当な行為であり目的外支出と判断される。
- 7 . 研修、政策研修会参加費計15,000円、女性のための政治スクール受講料80,000円、東京リベラル参加費5,000円は区政に関する調査で無く、議員が参加するためにかかった費用計100,000円は目的外支出である。
- 8 . 自宅を事務所に使用しているからと言って、自宅の光熱水費25%（計36,215円）を親族のD - 1カードから支払うのは不当である。光熱水費の按分からすると「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程、平成19年3月30日議長訓令甲第1号」から判断すると、自宅の50%を事務所に使用していることになる。

2) 判断

具体例1, 2については、すでに述べてきたとおりであり、ホームページの内容を現時点で確認できないこと、またD議員の区政報告3に問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、第6の2の(4)の で述べたところであるが、「他との併用があきらか」と判断されるものについて、按分されていないものについては原則として2分の1の按分率を適用するとし、調査した結果、デザインソフト代5,670円については、不適切な支出と認定する。

具体例4について、調査した結果、それまで家族名義のカードから引き落としされていたものを、11月に変更の手続きをし、請求書による納付に切り替えたことにより、11月22日に窓口で納付した分(11月請求・10月利用分)を含めて13回となったものであり、問題ないと判断する。

具体例5については、6,000円が誤記控除されており、現段階では指摘はあたらない。

具体例6については、2件のポイント発生が確認されたものの誤記控除・更正の申し出がなされており、現段階では指摘はあたらない。

具体例 7 については、6 件計 100,000 円の支出があった。提出された領収書のうち、あて名の記載がないものが見受けられたものの、このうちの 5 件 20,000 円については、研修と認められ、指摘は当たらないものと判断する。

しかし、80,000 円を支出している「女性のための政治スクール」について一般的な研修とみなすのは困難であり、少なくとも一部に、政治活動ないし政党活動という要素を持った会合への参加と判断し、按分率 2 分の 1 を適用することとして、40,000 円を不適切な支出と認定する。

具体例 8 については、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」により、事務所自宅兼用の場合の事務所光熱水費は 4 分の 1 の基準で水道料及びガス料金が支出されており、支出額計 36,215 円については、問題はないと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、D 議員の支出に対応して検討を要すると思われるものとして、あて名不備の領収書がある。D 議員については 10 件、92,238 円になるが、具体例 7 の政策研修会参加費を中心とした領収書で、このうち高額なものは、区政報告郵送代としての郵便局発行分 48,000 円であり、やむを得ないものと判断する。

3) 要返還額合計

45,670 円 (自主返還額 10,468 円)

E 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,722,868

目的外と判断された支出 ￥1,296,235

具体例

1. HP 管理料、広報制作費、1/15 ハガキ 200 枚 10,000 円。計 1,020,600 円の支出は政務調査報告以外の部分について按分がないので、目的外支出と判断される。
2. 事務機・消耗品類、フロアーケース、パンチ、パイプ式ファイル、ローロデックス、OA 用紙、バインダー、システム手帳・筆記具、プリンターインク、カレンダー、など計 71,820 円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
3. 携帯電話代、計 33,397 円は番号が領収書等で開示されていないので公費である政務調査による支出とは認められない。
4. 交通費、例えば公明新聞社、公明党本部、青梅、ハッピーロード大山商店街などへの出張に要した交通費をすべて政務調査に計上するのは不当であり、目的外支出と判断される。精査し、返還を求める。
5. 自宅を事務所として使用していると言っているが、自宅の按分率が明示されず、自宅のガス水道代の 1/5 を政務調査で計上するのは不当である。

ガス水道代が1 / 5 計上されていることは「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程H19年3月30日議長訓令甲第1号」から判断すると自宅の2 / 5 を事務所に使用していることになる。さらにN T T固定電話代、フュージョン、ガス、電気、水道代は預金通帳の写しを領収書代わりに添付し、政務調査の使途とは判断できない。

6 . デジカメなどを量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。

7 . 公明党区議団の釧路視察、勝沼方面の視察、寄居方面の視察、視察費計92,981 円は政務調査とは判断できない。

2) 判断

具体例1については、既に述べてきたとおりであるが、広報用葉書は問題ないものの、E議員の区政報告のうち、第16号、第17号、第18号、第19号については、一部に政党のチラシ等をそのまま転載したと思われる政党活動とみなすべき部分がほぼ半分ずつある。内容的には区政にかかわるものといえなくはないとしても、外形的にみて政党チラシのうつしと判断せざると得ず、按分率を2分の1とし、これらの区政報告の発行に要したとみなすことができる広報紙制作費及び区政報告紙配布謝礼の計742,600 円のうち2分の1の371,300 円について、不適切な支出と認定する。

具体例2については、E議員は、他の用途との併用があるものとして、プリンター、HDドライブ及びデジタルカメラに関しては、既に100分の75の按分率によって計上しており、その他の物品については、他の用途との併用があきらかとまではいえず、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、第6の2の(5)で述べたとおり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、行き先が所属する政党本部などだからといって直ちに不適切とすべきものではなく、E議員の説明・抗弁によれば、いずれも調査研究に要した経費と述べられている。定められた政務調査交通費記録簿も提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

また、区役所からの帰宅交通費2件計320 円を計上しているが、E議員の政務調査交通費記録簿の備考欄は全て空白であるため、政務調査活動としての登庁であることが明示されていない。しかし、計上されているのはこの2件のみであり、いずれも他の出張地から区役所へ出張した後帰宅したものであり、問題ないものと判断する。

具体例5については、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で定められている支出割合の上限の範囲内で事務所のガス、水道代が計上されており、指摘はあたらないものと判断する。

また、預金通帳の写しの提出については、請求人が指摘した支出のうち、N T T固定電話代については、預金通帳の写しとは別に、領収書貼付用紙に領収書が

貼付されて提出されていた。提出された預金通帳の写し中のNTT電話料が領収書の額と一致することなどから、フュージョン、ガス、電気、水道代の支払いについてもE議員のものであることが確認でき、指摘はあたらないものと判断する。

具体例6については、E議員は、プリンター、HDドライブの購入など3回計83,320円の購入等について、ポイント付与されていることが領収書によって確認された。これらの購入等によって付与されたポイントは計568ポイントである。

ただし、E議員はプリンター、HDドライブ、デジタルカメラの購入に関して100分の75を按分して政務調査費から支出し、残る100分の25を自己負担しているため、付与されたポイントについても自己負担額に係る134ポイントは、政務調査費の支出に伴うポイント付与とは区分されるべきである。したがって、568ポイントから134ポイントを差し引いた434ポイント、現金換算で434円について、値引き分として扱うべきことは第6の2の(6)で述べたとおりである。したがって、434円を不適切な支出と認定する。なお、E議員の説明・抗弁によれば、私的な物品購入のポイントと区別して記録し、今後、政務調査活動に必要な物品を購入する際に使用して清算したい、旨述べられている。

具体例7については、第6の2の(4)の で述べたとおりであり、定められた政務調査視察報告書が提出されており、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、E議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとして、あて名不備の領収書がある。E議員については6件、計44,550円になるが、デジタルカメラや事務用品代などとして説明されており、問題ないものと判断する。

3) 要返還額合計

371,734円

F 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,762,952
目的外と判断された支出	¥1,077,613

具体例

1. HP作成管理費計194,500円は政務調査以外についての按分がないので目的外支出と判断される。
2. 区政報告の作成・封筒印刷・配布に要した費用、計375,090円は政務調査以外の部分についての按分がないので目的外支出と判断される。
3. 事務機・消耗品類について、電動自転車バッテリー、ファイル、デジカメ周辺機、デジカメプリント代、インクリボン、プリンターインク、faxインク代など計50,927円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。

- 4 . 携帯電話料金計 79,250 円、NTT東日本Bフレッツ計 32,760 円の領収書は共に F - 1 氏の領収書である。議員以外の支出は公金では認められない。公私混同である。
- 5 . 研修費、12/5、 1 の会 4,000 円、15 回開かれた研修会に、講師謝礼品が計 95,185 円購入されたが講師名がすべて明らかにされていない。よって政務調査費の使途とは判断されない。
- 6 . 交通費、タクシー代が多い。例えば 12/5, 方南町 - 京王プラザに 4,390 円 (講演会「日本はどうなる日本をどうする」に参加)、1/7, 方南町 - 杉並公会堂 3,440 円 (賀詞交換会に参加) 等、タクシーをよく利用している。杉並区は公共の交通機関の発達した地域で、公共機関の方が安く、早く、確実であるのに公共機関をなぜ使用しないのか。タクシー代は計 298,260 円に及ぶ。不要不急なタクシー代は目的外支出である。
- 7 . 会議費に占める茶果代が全議員の中でダントツに多い。計 134,159 円はすべて必要か。内容を精査し、返還を求める。
- 8 . デジカメなど量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。
- 9 . 公明党区議団の釧路視察は政務調査とは判断できない。

2) 判断

具体例 1 については、第 6 の 2 の(1)で政務調査費には「調査研究のために有益な費用も含まれる」としたところである。ホームページについては、その内容を現時点では確認することができず、不適切とするに足る資料もないことから、指摘はあたらないものと判断する。

尚、ホームページの今後の扱いについては、その性格が政治活動、政党活動、後援会活動などの要素が入りやすいことは否めないものと思われることから、議会において一定の按分率を一律に設定することなども検討されることが望ましい。

具体例 2 については、F 議員は 2007 年 11 月と 2008 年 3 月の 2 回区政報告を行っているが、第 6 の 2 の(4)で述べた点に照らしても特に問題とすべきものはなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 3 については、第 6 の 2 の(4)で述べたとおりであり、他の用途と併用して使われることが通例であると思われるデジタルカメラの購入については自ら按分計上されている。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 4 については、第 6 の 2 の(3)で述べたところであるが合理的説明がなされており指摘はあたらないものと判断する。

具体例 5 については、12 月 5 日の研修費については、領収書には使途は明記されないものの F 議員の説明・抗弁により一定の説明がなされている。また、計 14 回にわたる講師謝礼についても、説明・抗弁や収支報告書の記載から区政に関するテーマの研修にあたって講師に供した物品の購入代金とみなすことに問題はない。したがって指摘はあたらないものと判断する。なお、10 月 14 日の、食育に

ついて講師謝礼品購入（ベア）10,500 円の支出については、あて名のない領収書になっている。しかし、第 6 の 2 の（ 3 ）の に記載したとおり、適正に支出されたと推測するに足る説明がされていることから、問題のないものと判断する。

具体例 6 については、第 6 の 2 の（ 7 ）で述べたとおりであり、指摘は当たらないと判断する。

具体例 7 については、F 議員の抗弁・説明によれば、区民からの意見聴取が目的であり、平均月 1 回程度区政報告会を開いている旨述べられている。会議等を主催する場合の茶菓については支出制限から除外されており、単に合計額が多いことをもって問題とするのは適切でなく、指摘はあたらないものと判断する。なお、平成 20 年度からは 1 人 500 円以内とすることが定められている。

具体例 8 については、5 月 24 日デジタルカメラ購入の際に発生したポイント 4,530 ポイントのうち本体の按分率と同様にその 8 割である 3,624 ポイント分を控除することが妥当である。なお、同日に購入したデジタルカメラ周辺機器については、デジタルカメラ購入時に発生したポイントを充当していることから控除額は生じないものとする。

具体例 9 については、第 6 の 2 の（ 4 ）で述べた政務調査視察報告書が提出されており特に問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか請求人が包括的に指摘した事項で F 議員の支出に対応して検討を要するのはあて名不備の領収書である。F 議員については計 6 件、14,640 円が検討の対象となったが、具体例 5 で述べた領収書を除き、封筒の購入に際しての領収書であり、好ましくはないものの本件監査請求において不適切とすべきまでとは言えないものと判断する。

3) 要返還額合計

3,624 円

G 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,915,899

目的外と判断された支出 ￥1,348,264

具体例

- 1 . 平成 20 年 3 月 31 日に支払われた H P 管理料 1 年分 (H19.4. ~ H20.3)84,000 円は政務調査報告以外の部分について按分がないので目的外支出と判断される。
- 2 . 区政報告広報費 会報誌・封筒印刷代、送料、ハガキ（年賀ハガキも含む）、切手代等計 450,090 円は政務調査報告以外の部分について按分がないので目的外支出と判断される。
- 3 . 事務機・消耗品、USB メモリー、パウチフィルム用紙、パソコン付属品、ノート、パソコンインク、強力パンチ、MOP2 ドライブ、レターケース、ノート用紙、プリンターインク、エクセルソフト、ペン封筒、ラベル用紙、手帳、

インクなど計243,113円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。

- 4 . 研修費 11/22,杉並 1の会 4,060円は目的外支出である。3/17 講師謝礼 5,000円は講師名が明記されず目的外支出である。
- 5 . 交通費 計 513,170円のうちタクシー代が 328,890円と多い。例えば 11/10,高円寺 - 西荻窪・松庵 - 荻窪で 4,520円,11/17,新中野 - 西新宿・西新宿 - 高円寺で4,360円というように区民意見聴取のためにタクシーをよく利用している。公共機関を利用した方が安く早く確実なのになぜか、タクシー代 328,890円の内、不要不急なタクシー代は目的外支出である。
- 6 . 書籍購入など「児童書だれかしらなど」「XP 活用術」「絵本の森美術館入館料」「はらぺこあおむし」「中性脂肪を下げる」「エクセル関数」「カロリーハンドブック」「こうすれば働ける」「クエリーレポート活用術」の資料購入計 19,601円は購入の目的が明記されず、目的外支出である。
- 7 . パソコンなど量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。
- 8 . 公明党区議団の釧路視察は政務調査とは判断できない。

2) 判断

具体例 1 については、F 議員の具体例 1 で述べたとおりであり、指摘はあたらないものと判断する。なお、今後のあり方についても F 議員の具体例 1 で述べたところである。

具体例 2 については、第 6 の 2 の(1)で、政務調査費には「調査研究のために有益な費用も含まれる」としたところであり、特に問題とすべき点もない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

なお、年賀はがき代 5,000円については、誤記控除の申し出がなされている。

具体例 3 については、消耗品の支出であり、他との使い分けが可能であるとの判断ができることから、この指摘はあたらないものと判断する。ただし、備品に相当する物品の購入については、後述する。

具体例 4 については、11月22日の研修費については、領収書には用途は明記されていないものの G 議員の説明・抗弁により一定の説明がなされている。一方、3月17日の講師謝礼については、領収書等貼付用紙及び出納簿からから図書カードを購入し、講師謝礼として使用したことは明らかにされており、また、G 議員の説明・抗弁によれば、講師の同意が得られず明らかにできないと説明されている。確かに謝礼として図書カード等を渡す場合、講師から領収書を手することは、社会的に一般的でないことから、直ちに不適切な支出とは認めがたい。したがって指摘はあたらないものと判断する。なお、図書カードは簡単に換金可能であることもあり、公費支出の透明性の確保を図る観点から今後は、区政報告会のチラシの添付なども検討されることが望ましい。

具体例 5 については、第 6 の 2 の(7)で述べたとおりであり指摘はあたらない

いものと判断する。なお、20年3月分の支出の中で1件1,950円のバスとタクシーを利用した交通費の支出において、タクシーの領収書貼付がないものがあった。出張先や経路、政務調査の目的などの記載があり、直ちに不適切な支出とは認定しないものの、今後、資料整理には留意されるよう要望する。

具体例6については、第6の2の(8)で述べたとおり問題がなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例7については、20年3月9日にデジタルプリント代の支出1件計1,000円の際に発生した10ポイント分について控除する。よって、10円を不適切な支出と認定する。なお、パソコン等の購入については、領収書からポイント発生の有無やポイント数、ポイント使用状況などが確認できないため、やむをえないと判断するが、第6の2の(6)で述べたとおり、ポイント制度は値引きと位置づけて判断することから、領収書の貼付にあたっては透明性を確保する観点からも、十分留意されるよう要望する。

具体例8については、第6の2の(4)で述べた政務調査視察報告書が提出されており問題はない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

以上のほか請求人が包括的に指摘した事項でG議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものが4つある。

第一は、あて名不備の領収書である。G議員については計10件計48,020円を支出しているが、そのうち8件は区政報告資料郵送料又は区政報告はがき・切手代としての郵便局発行分であり、また、他については発行店名などから見て、適切な事務用品の購入にあてられたものと推測できる。

第二は、あて名不備のうえ、用途が不明な領収書についてである。7月9日の871円の支出については、出納簿に書籍購入(PC誌)との記載があるが図書名が特定できない。したがって、871円を不適切な支出と認定する。

第三は、備品等の購入費の按分についてである。パソコン等の購入費4件245,958円がある。これについては第6の2の(4)の で述べたところであるが、「他との併用があきらか」と判断されるものについて、按分されていないものについては原則として2分の1の按分率を適用するとした。しかし、また、既に按分率が適用されているものについてはそれによると判断し、G議員はパソコン及び電子手帳購入2件計180,358円については80%の按分率により支出しているので、問題はないものと判断する。しかし、パソコンソフト及び周辺機器 MOP2ドライブに支出した65,600円については按分されていないため、2分の1の按分率を適用し、32,800円について不適切な支出と認定する。

第四は、登庁交通費であるが、G議員は政務調査交通費記録簿の備考欄に政務調査の目的を記載しており、問題ないものと判断する。

3) 要返還額合計

33,681円 (自主返還額5,000円を除く)

H議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,724,498

目的外と判断された支出 ￥1,549,663

具体例

1. 区政報告と送料について。5/7に出された区政報告(郵送費 45,500 円, 印刷費 510 円計 46,010 円)は区政報告会の事務連絡である。9/5「まちかど 32 号」(オカモト印刷への支払い 108,900 円)は「第 6 回親睦ゴルフ会のお知らせ」である。よって合計 154,910 円は、共に目的外支出である。
2. 事務機・消耗品類、ファイル、クリアファイル、用紙、インク、リソグラフ印刷代計 31,593 円は政務調査以外の併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
3. 携帯電話は番号が開示されず、「G J 株式会社 H 様」請求書で支出されている。電気・ガス・水道・電話代は「G J 株式会社代表取締役 H」総合口座通帳(西京信用金庫)の写しを領収書代わりにしている。議員以外の公金の支出は認められない。公私混同である。
4. 研修費、3/25,区議連協研修 2,960 円、3/26、1 の会 5,000 円は目的外支出である。
5. 交通費、区役所と自宅の往復などタクシーが多く使われている。交通費のうち不要不急のタクシー代は目的外支出である。
6. 事務所費「G J 代表取締役 H 氏(賃借人)」は「U K 氏(賃貸人)」と「建物賃貸借契約書」を結び、永福 2 丁目 番号、面積 41.85 m²を月額 140,000 円で借りている。契約書第 8 条(譲渡・転貸・同居等の禁止)と書かれているが、実際には「G J」は H 事務所にも使われている。
甲(G J)の代表取締役 H 氏は乙(H 事務所、代表 H 氏)と事務所の使用について下記のように「覚書」を結び、甲は乙に対し「事務所の一部および事務社員と電話を含む事務機器等の使用を認める」とした。
U K 氏から月 140,000 円で借り、G J は H 事務所に月 100,000 円で又貸ししている。全家賃 140,000 円のうち 100,000 円分を又貸しするということは 70%を区議事務所として使い、残り 30%を G J が使っていることとなる。つまり永福駅前の G J は 13 m²で不動産業を営んでいるのだろうか。区議事務所の実態が明確でない。事務所費月額 100,000 円の 50%50,000 円が政務調査費で支払われている。全額 600,000 円が目的外支出である。
7. 人件費について。上記の「覚書」で事務社員と事務機器等の使用が区議事務所と G J で併用されている。S A 氏と「雇用契約書」を交わし月額 125,000 円支払っているが、人件費の 50%が政務調査費から支払われている。これでは自身の不動産業と区議の公私混同である。政務調査費から支払われた、人件費の全額 750,000 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例1については、まず、区政報告会自体は、第6の2の(1)などからいって特に問題はない。したがって、その開催案内に関する経費についても、一連の支出として問題ないものと判断する。次に、「まちかど32号」についてであるが、H議員の説明・抗弁によれば、親睦ゴルフ会のお知らせは、通常、連絡事項等を記載しない表側を使ったものであり、本来の区政報告記載部分のスペースを割いて掲載しているものではないから問題はない、旨述べている。たしかに、はがきの表部分は、通常は送付先を記載するスペースであり、過半をそれにあてる必要がある。しかし、だからといって、表面の下半分以内のスペースについては、はがき全体の性格とは切り離され、自由に使えるものである、とはいえない。特に、政務調査費は公費として位置づけられているのであり、公費で発送するはがきに他事記載して按分しないということは、公費を使って私的な他事の連絡を行う行為とも取れるのである。したがって、通常なら空欄である場所を使用した情報提供であるとしても、面積等に応じた相応の按分が求められるものといわざるを得ない。「第6回親睦ゴルフ会のお知らせ」の部分は、記事とされる表裏の部分の約15%をしめていることから、按分率85%を適用し、92,565円を政務調査費からの支出と認めるのが妥当と判断し、残りの16,335円を不適切な支出と認定する。

具体例2については、H議員の説明・抗弁によれば、調査研究に使用する消耗品として購入した、旨述べられており、第6の2の(4)の で述べたところにしたがって特に問題もなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、まず、携帯電話については、H議員の説明・抗弁によれば、請求書送付先として便宜的にG J株式会社の社名を入れているものである、旨述べられているが、社名の記述が必要とは判断しがたく、早期にH議員個人宛の変更手続きを取ることが望ましい。光熱水費等については、建物の持ち主から第一次的に賃借しているのがG J株式会社であるため、この名義で一括して支払っているものであり、政務調査費としては、それを按分して支出している、旨述べられている。按分比は妥当であるが、G J株式会社とH議員は別人格であり、今後は、H議員の支払い分を明示したG J株式会社発行の領収書を別に添付するなどの工夫を検討されることが望ましい。しかし、いずれも、直ちに問題があるとは断定できず、指摘はあたらないものと判断する。ただし、7月分について、携帯電話料は按分率2分の1、固定電話・FAXは按分率6分の1で算出すると計8,883円になるところ、出納簿では9,182円となっている。単純な計算ミスと思われるが、差額299円については不適切な支出と認定する。

具体例4については、区議連協研修参加費用は、領収書等から判断して、箱根で開催された同研修に会派を代表して参加した議員の現地までの交通費等を同じ会派に属する議員で均等に負担したものと認められる。研修内容については特に問題はなく、医療制度改革や国政の動向についての論議であって政治にかかわ

る部分も生じる可能性があったため、50%の按分も行われている。本来研修は、議員一人ひとりを単位として支出されるべきものであり、会派議員で均等に負担したとすることは好ましいとはいえない。しかし、会派として研修会を企画したりするケースなどでは、研修成果を会派全員のものとして返していくことを前提に、事前に話し合っただけで会派の議員全員の共同出費とする協定を結ぶ、実施することなども、あり得ないこととも思えず、直ちに不適切といえるものでもない。また、杉並NO.1の会の会費については、講演部分を50%として按分しているものと思われ、妥当と判断する。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例5については、交通費及びタクシーの利用については第6の2の(7)でのべたところであり、個々のタクシーの利用の判断は、会派または議員の自律性にゆだねられている。しかし、区役所への登庁・退庁にあつては、他の目的での登庁等と区分する必要性があり、政務調査活動としての登庁・退庁であることが政務調査交通費記録簿に記載されていることが必要である。H議員については、13件のタクシー利用、15,570円について、目的の記載がなかった。説明・抗弁により、政務調査活動としての登庁であることが推認されることから、直ちに不適切とは言えず、指摘はあたらないものと判断する。なお、今後の的確な対応を求める。

具体例6については、H議員がG J株式会社の代表取締役だとしても、両者は別の人格であり、その間で賃貸借契約を結ぶことに支障がないこと、また、その内容は、基本的には当事者間の契約にゆだねられることは、m議員の判断において述べたとおりである。H議員については、必要な按分が行われ、政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあつての留意事項で、定められた支出金額の上限の範囲内にもあり、特に問題はない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例7については、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあつての留意事項」は、日常的に勤務する補助職員の賃金の按分率を上限2分の1と定められており、政務調査費での支出は、この割合の上限内に収まっている。しかし、別人格とはいえ、自身が社長を務める会社の社員と別の雇用契約を結び、その給料の半分を政務調査費から支出することは、公費である政務調査費によって勤務する部分が極めて不明確にならざるを得ないと思われるなど、社会通念としては明瞭さを欠く。したがって、直ちに不適切とはいえないとしても、早期に、透明性の確保という観点から改善されることを要望する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で検討を要すると考えられるものに、あて名不備の領収書がある。あて名不備の領収書は計6件、5,709円あるが、いずれも適正に支出されたと推測するに足る説明がされており、問題がないものと判断する。

3) 要返還額合計

16,634円

I 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,835,722
目的外と判断された支出	¥1,478,244

具体例

1. 事務所費、I 議員の経営する T S 工業より、店舗 22.40 m²を月額室料 100,000 円、管理費共益費 18,000 円で借り、それぞれ 50% 計上している。区議事務所を使うために室料だけでなく、管理費共益費まで公費である政務調査費で負担するのか。議員自身が経営する店舗を賃貸しているので、全額計 708,000 円の返還を求める。
2. 人件費 T S 工業の役員である K E 氏と「嘱託労働契約書」を結んでいる。契約書によれば仕事内容は「一般事務(清掃も含む)、勤務時間 8 時～10 時」と規定され、政務調査費の目的と合致しない。よって計 385,600 円の返還を求める。
3. 交通費 タクシー代が多く、目的が明確でない。例えば、区民相談のため、3/6、武蔵野市役所から杉並区役所 3,590 円、3/14 東伏見駅から杉並区役所 1,880 円、3/17 所沢駅から杉並区役所 7,460 円等がある。政務調査と特定できない交通費の返還を求める。
4. 政務調査費収支報告書に「4/10 デジカメ I - 1 より買取,83,600 円」と記載されているが、領収書がないので実態が不明である。高額なデジカメが政務調査のため必要か。不当な支出と判断される。
5. 区政報告作成配布代計 189,221 円は政務調査報告以外の按分がないので目的外支出と判断される。
6. 事務機消耗品類、用紙、インク、パソコン関連商品など計 111,823 円は政務調査以外にも使われているにもかかわらず按分されていない。目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 については、I 議員が T S 工業の経営者だとしても、両者は別の人格であり、その間で賃貸借契約をを結ぶことに支障がないこと、また、その内容は、基本的には当事者間の契約にゆだねられることは、m 議員の判断において述べたとおりである。I 議員については、必要な按分が行われ、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で、定められた支出金額の上限の範囲内にもあり、特に問題はない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、政務調査費の支出額は、請求人の指摘どおり 385,600 円である。嘱託労働契約書によると、仕事の内容は一般事務、カッコ書きで清掃も含むとなっているが、カッコ書きであることからして、政務調査に関する事務の全体の中に一部含まれるとの意味であるものと思われる。また、出納簿の摘要は

「政務研究補助員謝礼」と、政務調査事務補助臨時職員勤務報告書の勤務内容は「政務調査に関する事務及び雑務」と記載されている。なお、I議員からは、当該職員は会社役員ではないとの抗弁・説明があった。したがって、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、第6の2の(7)に述べたとおり、タクシー利用の判断は議員の自立性にゆだねられているというべきであり、登庁交通費としても政務調査交通費記録簿の備考欄に政務調査目的であることが記載されており、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、4月の支出であるため、領収書の提出義務がなく、したがって按分されているか否かを領収書と支出金額とを比較して確認することはできない。しかし、I議員は、同じ4月分の出納簿において電話代及びネット接続料について摘要欄に1/2と記載し、按分していることを明示していること、また、デジタルカメラの支出額からみても按分されていないとみなすことが妥当である。デジタルカメラは、他の用途との併用があきらかと考えられるところであり、按分が必要であることは既に述べたとおりであるので、2分の1の按分率を適用し、41,800円を不適切な支出と認定する。

なお、領収書については関連するものが提出されている。

具体例5については、I議員の区政報告に問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例6については、パソコン、プリンター、無線LAN、CD-ROMソフトについて原則として按分すべきであることは先に述べたとおりである。これらのうち、既にI議員が按分して計上しているパソコンについてはI議員の按分率を適用することとし、按分していないプリンター、無線LAN、CD-ROMソフト計36,730円については2分の1の按分率を適用し、18,365円を不適切な支出と認定する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、I議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとして領収書のあて名不備がある。I議員については1件7,800円であるが、パソコンインクとして支出されたものであり、やむを得ないと判断する。

3) 要返還額合計

60,165 円

J 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,708,553

具体例

- 1 . 事務所費、「事務所賃貸借契約書」によれば「貸主、K R代表取締役 J - 1、借主、杉並区議会議員、J」と書かれ、親族所有の貸し借りなので認められない。1年分合計325,000円の返還を求める。事務所利用の電気使用については請求先が2種ある。一つは種別が「低圧電力」で工業用であり、議員の事務所としては全く必要ないものである。もう一つの請求先は、K Rで、議員自身ではない。水道代は10/24に支払った9,10月分が1/4の按分で、10,186円、ガス代は1/18に支払った、1月分が1/4,の按分で4847円、のように事務所としては他の議員に比べかなり高額であると共に、ガス水道を政務調査に計上することは不当である。事務所にかかった費用の全額の返還を求める。
- 2 . 人件費、政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費の支払いは政務調査の用途とは認めがたい。親族である J - 2氏へ支払った計386,500円の返還を求める。
- 3 . 広報費、6/4,区議会報告ハガキ代(5,300枚)は後援会部分を除いて80%212,000円 6/26,ハガキ印刷代44,520円合計256,520円が計上されているが、これは区議会報告であり、政務調査に該当する部分がないので全額返還を求める。「ウイ、サーブ」発送代、ハガキ代、ハガキ印刷代計490,259円については、政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

その他の意見

備品、2/1,キャノンコピー機420,000円×50%210,000円を計上しているが、使用目的を明確にせよ。

2) 判断

具体例1については、請求人が指摘するとおり、J議員の親族から賃貸したものであるが、事務所賃貸借契約書及び事務書写真の写しが提出されており、賃貸借契約が有効に成立していることは明らかである。親族等が介在したからといって問題はない。また、電気、水道、ガスの光熱水費については、J議員の説明・抗弁によれば約66平方メートルの事務所で使用した光熱水費であり、それぞれ按分率を4分の1として支出していること、また、3相の低圧電力についてはエアコン用として以前から設備されていたものを使用しているが、経費面でも安価であること、などが述べられている。「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」に則しており、指摘はあたらないものと判断する。

具体例2については、用途基準では人件費の支出を定めており、「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で、日常的に勤務する職員については、議員と生計を一にする親族を雇うことはできないとしているが、臨時に勤務する補助職員については、親族であるか否かによる雇用の制限をせず、認められている。J議員の説明・抗弁によれば、電話やメールによる

ネット相談など24時間対応の臨時的な補助事務員として親族を雇用しており、その仕事量については、タイムカードにより管理しており、親族を雇用している場合でも勤務の実情を明らかにして、役務に対する適正な対価を支払っていることから、この指摘はあたらないものと判断する。ただし、平成19年12月20日仙台高裁判決は、「政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすればいくら職務に応じた妥当なものであると説明されても容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証するが困難といわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではないといふべきである。」と例示していることに留意し、今後の検討に役立てることを期待する。

具体例3については、杉並区議会報告という表題で2回、はがきにより作成されているが、これについては、J議員は後援会に関する記述について按分し除外しており、その内容については「ウイ、サーブ」という区政報告同様、第6の2の(4)の で既に述べたとおり議会報告として認められた内容であり、区政報告に問題とすべき内容もないことから、指摘はあたらないものと判断する。

その他の意見、として指摘されたコピー機の使用目的については、J議員の説明・抗弁によれば事務所として使い勝手の良い最低限必要なA4とA3用紙のみ使用できる機種を選び、議会活動に必要な書類、相談説明資料、FAX等で送付されてきた議会関係書類や保存資料のコピー等に使用しており、議員活動に使用している旨述べられており、特に問題はないものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、J議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとしてあて名不備の領収書がある。2件計5,590円が該当したが、これについては第6の2の(3)の として述べたところにより、郵送料と書籍名が明らかにされた図書購入であり、特に問題はないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円

K 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,760,000

目的外と判断された支出 ￥1,760,000

具体例

1. 事務所費、自宅を事務所に使用と言っているが、電話が1/4の計上で6月は468円と少額、7月以降2本使用で2本合計で最高の月で2,000円である。区民と連絡をとるための事務所としての実態を伴っていない。さら

にガス、灯油代まで政務調査費として計上することは不当である。全額返還を求める。

2. 広報作成、配布について、6 月に出されたハガキは内容が挨拶状なので政務調査とは認められない。それにかかった費用 504,000 円の返還を求める。他の区政報告にかかった費用 1,347,000 円は政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 については、電話の使用料をもって事務所の実態を伴っていないとしたり、ガス、灯油代の計上を不当としたりするのは請求人の独断であり、「政務調査費の取扱いに関する規定の運用にあたっての留意事項」等からみて問題はなく、請求人の指摘はあたらないものと判断する。

具体例 2 については、あいさつや議員としての所属委員会の報告に相当のスペースがとられているものの、関心の強い政策課題を挙げ、区民意見の収集を訴えるなど、全体としては「議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点」からみて問題はない。また、他の区政報告としては、2007 年秋季号と 2008 年春季号の 2 回作成しているが、その内容においては、第 6 の 2 の (4) で述べた相応の按分が求められるものとは認められない。したがって、指摘はあたらないものと判断する。なお、80 円切手を合計で 15,000 枚購入しているが、仮に区内特別郵便物の制度を活用すれば、一通につき 50 円程度で郵送が可能であり、いちいち切手を貼る手間もかからないのであって、透明性の確保、また公費である政務調査費の有効な使用という観点からも、今後の取扱方は検討されることが望ましい。

3) 要返還額合計

0 円

L 議員

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,452,352

具体例

1. 事務所費、区議 L 氏と L F 店との「賃貸借契約書」で 1 ヶ月 80,000 円で契約。「賃借料 1 ヶ月 80,000 円」としか書いてない契約書は認められない。毎月 1/2, 40,000 円計上し、電話・電気・ガス・水道は 1/4, 計上されている。自己所有の建物の賃貸なので認められない。
2. 人件費、政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費の支払いは政務調査の用途とは認めがたい。勤務内容は庶務・一般で実態がわからない。親族である L - 1 氏へ支払った計 433,500 円の返還を求める。

3 . 広報関係費 上質紙、封筒、印刷代、ポスティングなどに要した費用計 402,604 円は政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

4 . パソコン修理 10,000 円パソコン年間保守料 25,000 円は目的外支出である。

2) 判断

具体例 1 についてであるが、提出された賃貸借契約書への記載については、請求人の主張どおりであるが、これに加えて事務所の図面及び写真が提出されている。政務調査費の取扱いに関する規程によれば、政務調査費を使って事務所の賃借料を支出した場合は、事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等を提出するものとされており、これらを勘案して、電話・電気・ガス・水道代の按分率の設定も含めて、問題はないものと判断する。

ただし、請求人の直接の主張ではないが、自己所有の建物での賃貸借契約の締結の是非については、検討を要する。一般的には、法人格が異なれば問題はないものと考えられるものの、本件では、電話料金の請求が L 議員個人名宛であること等からみて、契約の相手方である L F 店に法人格はないものと推測される。そうだとすれば、これは自己契約とでもいうべきものであり、契約自体が成立しないとみなす余地もある。L 議員の説明・抗弁によれば、事務所スペースは地域住民の集会室などとしても利用されている、などと述べられているが、公共性の高い利用が実現されていたとしても、それによって法律上の判断が変わるものではない。もっとも、使途基準などによれば、自己所有の建物について事務所賃借料を「計上できない」と明示したのは、平成 20 年度から施行された使途基準細目からである。それまでは明確な判断基準がなく、長期にわたって事務所としての利用という事実が継続してきた実態を踏まえると、直ちに、不適切と断定することにも疑問が残る。したがって、平成 20 年度からは自己所有の場合は計上できない、ということが規定され、問題が明示的に解決されたことを踏まえて、今回は不適切とは判断しないものとする。

具体例 2 についてであるが、平成 19 年度は使途基準で人件費の支出を定めており、平成 19 年 5 月 1 日より「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」で、日常的に勤務する職員については、議員と生計を一にする親族を雇うことはできないとしているが、臨時に勤務する補助職員については、親族であるか否かによる雇用の制限をせず、臨時職員の雇用経費を計上する場合には勤務の実情を証明する書類を提出する、とされている。提出された書類によれば、毎週月・火・水の三日間、午前中の 2.5 時間勤務したとされているが、これを「日常的勤務」とみるか「臨時勤務」とみるかは、微妙であり、判断が分かれる余地がある。事務内容は、大部分が「庶務・一般」とされているものの、それ以外にも、相当数の日にちについて、時々課題に応じたと思われる資料作成事務、調査事務等の記載が散見される。これらを全体として判断すると、週三日

の午前パート勤務、として「日常的勤務」とみなす可能性が高いことを否定はできないものの、直ちに不適切と断定することも困難である。したがって、平成20年度からは「政務調査費の取扱いに関する規程」の別表に定めて規制の根拠を一層明確にしたことも踏まえ、「日常的勤務」と「臨時勤務」の解釈基準を早期に明確にすることを期待しつつ、本件監査請求においては、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、政務調査費の支出において、調査研究の為に有益な費用も含まれ、広報費についてもこうした観点から検討されるべきことなどについて、第6の2の(4)のなどで述べたところであるが、添付された区政報告に特段の問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、8月にパソコン修理で10,000円、3月にパソコン年間保守料で25,000円の支出があるが、L議員から、80%按分としていたパソコン購入費も合わせて、4分の1に按分する形で誤記更正し、計136,250円を返還する旨の申し出があった。したがって、現段階では指摘はあたらない。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、L議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものに、あて名不備の領収書がある。L議員については、6件計37,738円が検討の対象になったが、精査した結果「他との併用があきらか」とみなしうるものはなく、5件については問題ないものと判断する。残る1件2,900円分については、領収者の住所についても記載がなく、現段階では不適切な支出と認定する。

3) 要返還額合計

2,900円 (自主返還額 136,250円を除く)

M議員

1) 請求内容

政務調査費支給額 ￥1,913,119

目的外と判断された支出 ￥1,473,808

具体例

1. 交通費、タクシー代に310,070円が使われている。例えば1/17,都庁へ新宿 - 高井戸間3,140円、1/28,都庁へ新宿 - 高井戸間5,120円等電車で安く、早く確実に行ける区間に多額のタクシー代をかけている。交通費のうち不要不急なタクシー代は目的外支出である。

2. 書籍購入費、「日本子ども資料年鑑 2007」「目で見る児童福祉 2007」「社会福祉法人の人事・労務管理」「時刻表」「草の根の軍国主義」「メディア・リテラシー」「われわれはどこへ行くのか」「神田神保町古書街」「なんもかもわやですわアメリカはん」「あたりまえだけどとても大切なこと」「昭和20年第一部1~11」「保育年報 2007」「頼れる病院、危ない病院」「内外教育、データで読む教育」「江戸の教育力」「老いを生き

る暮らしの智恵」「言葉の風景」「続・言葉の風景」「病気にならない15の食習慣」計62,118円は購入の目的が明記されず、目的外支出である。

3. 資料購入費、新聞5紙、朝日・読売・日経・毎日・赤旗をすべて政務調査費で支払うのは認められない。領収書は「高井戸東1 - - M様」「高井戸東2 - - M - 1様」「高井戸東2 - - M - 2様」と色々種類があり、区議以外の領収書も含まれている。区議以外の新聞代を公費で払うのは認められない。
4. 人件費、Y U氏との「雇用契約書」によれば「勤務地はJ園」で勤務内容は事務になっている。保育所の事務になぜ政務調査費が使われるのか、Y U氏に払った計586,040円の返還を求める。
5. 事務所費、S S氏と「建物賃貸借契約書」で高井戸東1 - - Dハイツ 号 号を月210,000円で借りている。居住用アパート2室借り上げ代を事務所利用に按分しているのは、不当である。

その他の意見

会議費・資料作成費・広報費は0である。政務調査したものをどのように区民に知らせたか、説明を問う。

2) 判断

具体例1については、第6の2の(7)に述べたところであり、タクシー利用の判断は議員の自律性にゆだねられているというべきであり、指摘はあたらないものと判断する。

具体例2については、M議員から、12冊計42,838円の支出について誤記控除・更正する旨の申し出があった。他の8冊、計19,910円についてであるが、第6の2の(8)で述べたとおり問題がなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例3については、新聞を何紙購読するかは、議員の良識に基づく判断に基づくものであり、指摘はあたらないものと判断する。

また、区議以外あての領収書であるが、購読開始月のため領収書発行者が領収書の宛名を誤ったもので、翌月分領収書からは修正されているとの説明があり、両月分の領収書を調査したところ配達先の同一性を確認できたことから、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、M議員からの説明・抗弁によれば、M議員が保育園の園長であるため同園の事務室で調査研究活動に係る事務作業をすることが多いことから勤務地を同園としているもので、保育園の事務の仕事には一切携わっていない、旨述べられている。政務調査費という観点からは問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例5については、M議員の説明・抗弁によれば、借り上げている2室分の賃料を合算して貸主に支払っているため、支払額を2分の1に按分して1室分の賃料を算出し、その1室分について留意事項に基づき2分の1に按分していると

のことである。支出額 50,000 円は留意事項に定められた上限額の範囲内であって、問題はなく、指摘はあたらないものと判断する。

その他意見については、政務調査費はその活動の一部に充てられるものであることから、会議費・資料作成費・広報費への支出が0円であったとしても、それらの活動が行われなかったことを示すものではない。いずれにしてもどのような調査研究活動に政務調査費を支出するのかは各議員の判断に基づくものであり問題は無い。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項でM議員の支出に対応して検討を要すると考えられるものとしては、登庁交通費があるが、M議員は政務調査交通費記録簿の備考欄に政務調査の目的を記載しており、問題ないものと判断する。

3) 要返還額合計

0円 (自主返還額 42,838円を除く)

V会派

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥3,680,000
目的外と判断された支出	¥2,244,312

具体例

1. 広報誌は政務調査目的以外の記述が多いが関連諸費用 2,163,352 円は按分されていない。よって不当であり目的外支出である。
2. 5月18日神奈川ネット情報誌購読料は目的外支出である。
3. 6月12日東京ネット研修会参加費 10,000 円は目的外支出である。
4. 12月5日山田宏区長の後援会 1の会パーティ並びに講演会参加費 (50%) は目的外支出である。

2) 判断

具体例1については、V会派から、63の4面については区政報告にあたらな
いと考え印刷費については4分の3に按分して計上したが、デザイン料について
も同様の扱いとし、8,000円を控除するよう訂正する旨の申し出があった。しか
し、郵送費については、広報紙1部ずつの発送経費と考えて全額計上する、とさ
れているが、郵送費だけ分離して判断できるものではなく、あわせて按分すべ
きものである。したがって、名入封筒印刷代 124,950円と送料 754,624円のそれ
ぞれに按分率4分の3をあてはめ、差額の計 219,894円を不適切な支出と認定す
る。

具体例2については、V会派から、2,000円を誤記控除するとの申出がなされ
ており、現段階では指摘はあたらない。

具体例3の研修会については、基本的には会派又は議員の自律性にゆだねるべ
きものであり、特に問題とする事項もなく、指摘はあたらないものと判断する。

具体例4については、V会派から4,000円を誤記控除するとの申出がなされており、現段階では指摘はあたらない。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、V会派の支出に対応して検討を要すると考えられるものが2つある。

第一は、領収者住所の記載がない領収書である。1件1,000円が該当したが、出納簿の記載などから研修のための支出であり、問題ないものと認められる。

第二は、あて名不備の領収書である。V会派については2件、計15,000円分が見受けられたが、まちづくり条例学習会に関する支出及び議会報告レポート編集費との説明がなされており、問題ないものと認められる。

3) 要返還額合計

219,894円 (自主返還額 14,000円を除く)

W会派

1) 請求内容

政務調査費支給額	¥7,798,637
目的外と判断された支出	¥3,764,364

具体例

1. 区政報告演説用のぼり、ポール代金154,790円は、他用途との併用があきらかであるにもかかわらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。
2. ホームページの作成・更新にかかわる費用1,115,309円は、ホームページの内容に占める政務調査の記述が少ないにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。
3. 区議団ニュースにかかわる費用2,494,265円は、政務調査に関する記述以外の部分が多いにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。

2) 判断

具体例1については、支出額は請求人の指摘額とは多少異なり154,749円であり、その内訳は、領収書に添付された請求書及び納品書の記載から、のぼりが20枚68,000円、ポールが2種合計20本78,100円のほか、送料1,280円、消費税7,369円となっていることが認められる。

本件支出に関してW会派からは、本のぼりは「全小中学校の普通教室にクーラー設置を」と掲げたもので、ポールは、そののぼりをつけるために購入したものであるとの趣旨の説明がなされた。

請求書及び納品書の品名欄に「クーラーの設置を」との記載があることから、説明どおりの物であったことが確認できる。

のぼりについては、他の用途に用いることはほぼ困難であることが認められるが、ポールについては、上記ののぼりをつけるため今回購入されたものであ

るものの他の用途にも使用することができるものであり、第6の2の(4)の
に述べたとおり按分して計上すべきものである。

したがって、ポール購入費の2分の1、送料についてはポール及びのぼりの
送付に係る送料であるためポール送付に係る経費を2分の1とみなして更に
その2分の1、これらの合計に消費税を加えた41,338円を不適切な支出と認
定する。

具体例2については、ホームページの内容に占める政務調査の記述が少ない
との請求人の指摘に関しては、既に述べてきたとおりホームページの内容を現
時点で確認することはできない。また、請求人が指摘したホームページに係る
費用については、全て按分して計上されており、問題ないものと判断する。尚、
既に述べたとおり今後の課題としてはホームページのコピーの提出などを検
討することが望ましい。

具体例3については、W会派が提出した広報紙等として、区政懇談会案内文
が1種、会派広報紙が11種、会派所属議員の広報紙が15種確認できた。

提出された会派広報紙のうち、第280号、第284号、第287号、第289号に
ついては、紙面の一部に新聞購読を勧誘すると認められる文章等が見受けられ
た。これは政務調査費として支出するのは不適切であり、今後の良識ある対応
を求めるが、分量的には全体の中できわめてわずかであり按分していないこと
をもって直ちに不適切な支出とまではいえない。したがって、指摘はあたらな
いものと判断する。

以上のほか、請求人が包括的に指摘した事項で、W会派の支出に対応して検
討を要すると考えられるものが4つある。

第一は、按分の問題である。8月30日に支出したノートPC購入について、
本体145,300円を10分の9に按分して130,770円計上しているものの同時購
入したセキュリティーソフト5,300円及びこれらに係る消費税7,530円が按分
されていない。これらについても同様に按分計上すべきものであり、1,283円
を不適切な支出と認定する。

なお、同支出はコピー用紙及び文具との同時購入であり、領収金額は223,071
円である。しかし、支出額はコピー用紙として55,281円、ノートPCとして
130,770円(按分前145,300円)、文具・コピー用紙等として77,771円であり、
ノートPC按分前の金額とその他の金額との合計は278,352円となり、領収金
額を55,281円上回っている。コピー用紙が「文具・コピー用紙等」の一部と
しても計上されたものと思われる。したがって、重複して計上された55,281
円を不適切な支出と認定する。

また、2月27日に支出しているPCソフトについては按分がなされていな
い。按分については既に第6の2の(4)の で述べたとおりであり、2分の
1に按分して計上すべきものとして28,770円を不適切な支出と認定する。

第二は、ポイント還元についてであるが272ポイントについて、既にW会派

から出納簿の訂正の申出がなされている。

第三は、他人名義の領収書についてである。W会派については3件計12,500円が検討対象となったが、いずれも区の集会室の施設使用料であり、領収書貼付用紙備考欄等に区政報告会ないし会議目的の支出であることを示す記載がなされているため、問題ないものと認める。

第四は、あて名不備の領収書についてである。3件計540円が該当したが、少額の郵送料及び複数議員が参加した視察に伴う経費であり、問題ないものと認める。

3) 要返還額合計

126,672 円 (自主返還額 272 円を除く)

表 - 1 要返還者一覧

仮名	議員・会派	交付決算額	請求人が主張する目的 外支出額	自主返還額	要返還額
X会派(d議員)	都政を革新する会	1,760,000	615,890	178	169,586
e議員	すぐろ 奈 緒	1,689,584	1,241,525	0	26,800
g議員	増 田 裕 一	1,760,000	1,642,222	12	255,000
h議員	安 斉 あきら	1,760,000	1,205,113	120,750	12,500
j議員	岩 田 いくま	1,920,000	1,171,553	4,765	7,500
l議員	北 明 範	1,613,555	1,117,821	0	39,918
m議員	関 昌 央	1,920,000	1,467,292	5	404,670
n議員	吉 田 あ い	1,760,000	1,713,541	0	3,500
p議員	小 野 清 人	1,760,000	843,288	73,720	350
r議員	田 中 朝 子	1,920,000	1,920,000	0	285,322
s議員	太 田 哲 二	1,920,000	1,153,866	96	45,893
t議員	川原口 宏 之	1,640,377	974,693	0	41,771
u議員	大 槻 城 一	1,699,875	1,122,969	0	15,070
v議員	渡 辺 富士雄	1,920,000	919,430	1,594	91,466
w議員	藤 本 なおや	1,920,000	1,097,079	0	468,416
x議員	はなし 俊 郎	1,781,461	1,159,302	43,283	99,397
y議員	松 浦 芳 子	1,920,000	1,311,267	63,991	40,833
z議員	井 口 かづ子	1,920,000	1,636,097	901,886	85,560
B議員	小 川 宗次郎	1,907,695	1,618,296	5,066	556,000
D議員	河 津 利恵子	1,920,000	1,490,998	10,468	45,670
E議員	島 田 敏 光	1,722,868	1,296,235	0	371,734
F議員	横 山 え み	1,762,952	1,077,613	0	3,624
G議員	青 木 さちえ	1,915,899	1,348,264	5,000	33,681
H議員	大 泉 時 男	1,724,498	1,549,663	0	16,634
I議員	伊 田 としゆき	1,835,722	1,478,244	0	60,165
L議員	小 泉 やすお	1,920,000	1,452,352	136,250	2,900
V会派	区議会生活者ネットワーク	3,680,000	2,244,312	14,000	219,894
W会派	日本共産党杉並区議団	7,798,637	3,764,364	272	126,672

要返還額合計 3,530,526 円

表 - 2 自主返還者一覧

仮名	交付決算額	請求人が主張する目的 外支出額	自主返還額
Z会派(a議員)	1,760,000	278,948	15,440
X会派(d議員)	1,760,000	615,890	178
f議員	1,605,289	590,637	19,194
g議員	1,760,000	1,642,222	12
h議員	1,760,000	1,205,113	120,750
i議員	1,760,000	1,512,005	18,111
j議員	1,920,000	1,171,553	4,765
m議員	1,920,000	1,467,292	5
p議員	1,760,000	843,288	73,720
q議員	1,920,000	1,784,548	1,920,000
s議員	1,920,000	1,153,866	96
v議員	1,920,000	919,430	1,594
x議員	1,781,461	1,159,302	43,283
y議員	1,920,000	1,311,267	63,991
z議員	1,920,000	1,636,097	901,886
B議員	1,907,695	1,618,296	5,066
D議員	1,920,000	1,490,998	10,468
G議員	1,915,899	1,348,264	5,000
L議員	1,920,000	1,452,352	136,250
M議員	1,913,119	1,473,808	42,838
V会派	3,680,000	2,244,312	14,000
W会派	7,798,637	3,764,364	272

第7 要望

監査結果は以上に述べてきたとおりであり、請求人の主張を一部認容し、少なくともい会派や議員について、支出された政務調査費の一部返還を求める措置を講じることが区長に勧告する結果となった。区長には、この勧告を尊重し、必要な措置を講じられることを求めるが、同時に、実際に政務調査費を活用している会派・議員においても、ここに記した内容、考え方、今後の改善の方向などについてご理解をいただき、進んで対応されることを期待したい。

いうまでもなく、ここに記した内容などは、監査にあたった監査委員の合議による、ひとつの判断にすぎない。ここで不適切としたものについても、さまざまな反論があることは想像に難くない。また逆に、請求人の立場から見れば、棄却とされた判断について、異論があろうことも当然である。

監査委員としては、真摯に監査請求で提示された課題に向き合い、判例なども参考にしながら出した結論であるが、ここで示した考え方などをひとつの軸にしながら、幅広い議論が行われ、政務調査費にかかわる制度や仕組みが、区民の理解と納得のもとで安定したものとなることを願うものである。

杉並区では幸いにして、議会が率先して議会改革に取り組み、その一環として、政務調査費についても、説明責任の強化、透明性の確保といった観点からの改革が進められてきている。残念ながら、一部には、理解や判断の違いなどからくると思われる問題状況が散見されたとはいえ、全体としては、大きな成果を挙げてきていると評価しているところである。

こうした議会の姿勢は、今回の監査にあたって関係人として協力をいただいた議長からの、6月23日付回答の4、今回の監査請求に関する見解、に端的に示されている。議長は、議会を代表して、これまでの改革の経過を述べた上で、なお課題を残していることを率直に認め、政務調査費の厳正で適正な執行に努めることで、区民の信頼に応えていく、とするとともに、今後更に、政務調査費の一層の透明性を高めるためにより厳格な基準づくりに向けた検討を進め、また、適正な執行をチェックするための第三者機関の設置を視野に入れた検討にも着手した、とされている。そして、その決意は、単に言葉にとどまるものではなく、既に議会内に常設の政務調査費に関する調査検討委員会が設置される形で結実している。こうした取り組みが、区民も巻き込んで昇華し、区民の理解のもとで全国的にもモデルとなるような政務調査費に関する制度や仕組みが、更に工夫されていくことを信じ、また、期待する。

(平成 21 年 4 月 30 日 杉監査第 2104 号収受)

杉並区議会の会派および議員に対する政務調査費に関する措置請求書

1. 請求の趣旨

別紙の通り

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基く監査によることを求める理由

別紙の通り

3. 請求者

団体 S O

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第二百五十二条の 4 3 第一項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基く監査によることを求めます。

2009 年 4 月 30 日
杉並区監査委員（宛）

杉並区議会の会派および議員に対する政務調査費に関する措置請求書（別紙）
09年4月30日

1. 監査の請求

地方自治法第100条13項および14項、並びに杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例等に基づき、杉並区議会の各会派及び議員に対し交付される政務調査費（議員1人あたり月額16万円）は、同法232条の2に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また、政務調査費は、「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」交付されるものである。したがって、調査にあたっては、調査研究項目と杉並区政との関連性が明確にされる必要がある。

そもそも議員には議会活動に関して高額な歳費が支給されており、さらなる補助金の支給は調査研究を必要とする問題に対し必要最低限の経費を交付されるべきである。

このことについて、杉並区は平成19年3月30日議長訓令甲第1号に支出基準を定め、同第2条に区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しない経費を列挙するとともに、一の経費のうち、区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならないと定め、同第3条で領収書その他の証拠書類（領収書等）の提出を定めている。

しかしながら、政務調査費の用途は議員ら受給者側の自立規定のみに委ねられることは許されず、社会通念上許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられている。杉並区議会の会派及び議員の提出した収支報告書並びに領収書等を調査したところ、適正な支出とは判断し得ない支出があまりにも多く、総てを個別に列挙し切れない程の多数にのぼった。

政務調査費の費用支出は、本質的に会派または議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を杉並区が負担する趣旨である。よって、会派または議員はその内容の真実性はもちろん、必要性、効果（効用）を杉並区民に説明する責任がある。

説明が十分に為されず、内容があいまいで、用途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり目的外支出とされるべきである。

別紙に例を挙げるように、個々の領収書等を見ても、誰の支出か、何に対する支出かが明らかでない領収書等が極めて多く、中にはあきらかに議員本人のものではない他人名義の領収書等も多数含まれている。証拠となる領収書に不備がある支出は政務調査費とは認められない。

19年度の政務調査費に関する支出状況は18年度に比べ制度面、運用面共に改善がみられたものの、未だに本来区分すべき政治活動と政務調査の費用按分ができて

いない支出が多い。

本来区分すべき政治活動と政務調査費を支出する活動を按分していないか、按分していても、その比率が実態に則していない支出の著しいものとして以下の支出がある。

広報費に含まれる区政報告並びにホームページの作成・印刷・配布・開示等に関わる諸費用に関しては、実際の印刷物や会派及び議員のホームページの内容から、選挙報告や単なる議会の質疑応答など、区政に関する諸問題を調査した報告とは到底みなし得ない内容が多くを占める。

区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分していないものは不当であり、目的外支出と判断すべきである。

開示された視察旅行の報告書も、区政との関連が明記されていない報告書が多数を占めた。

印刷用インクはじめ事務機、備品、事務用品や選挙関連機器（のぼり、旗、マイク等）など、他の用途との併用があきらかにもかかわらず、費用を按分していない支出が多数計上されている。これらも按分していない支出は不当であり、目的外支出と判断すべきである。

新たに開示された領収書は、内容に不備、不当なものが極めて多く制度として十分に機能しているとは判断し難い。とりわけ以下の領収書は不当であり無効と判断される。

- ・ 受取人や用途を特定できない記載不備な領収書による支出
- ・ コンビニ等のレシートで、感熱インクを使用しており日時の経過とともに劣化し内容が判別不能になってしまっているもの
- ・ 電気、通信費など、業者から正規の領収書が発行されているにも関わらず、紛失等、特段のやむを得ない事情も無く通帳コピー等で代用しているもの
- ・ 本人以外の人物や法人に対して発行された領収書

番号を公表しない電話の料金は公費である政務調査費の用途として不当であり、目的外支出である。

パソコンや家電等、量販店で購入した品々のポイント還元を購入金額から控除しないのは横領・着服の疑いを招き不当である。ポイント還元を受けながらポイント分を控除していない支出は不当であり、目的外支出と判断される。

交通費は公共交通手段を使用することを原則とし、健康上の理由、やむを得ない緊急の例外的事態を除きタクシーの使用は目的外と判断すべきである。

議会や委員会出席のための登庁交通費は、登庁後に別途、取材等調査を行ったとしても、政務調査費の趣旨に反し、目的外とすべきである。

書籍等、資料購入費のうち図書名を明らかにしない支出、調査目的を明らかにし

ない支出は目的外支出である。

これらの結果、杉並区が被った損害は別紙の通りである。
(別紙：議員・会派別の政務調査費要返還額)

条例等に違反する事実に対し監査を行う必要性は明白である。

2. 措置要求

本件により杉並区の被った損害額に関し、平成 19 年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

杉並区の監査委員は、必要な監査を怠るのみならず、前年度の政務調査費に関する監査請求において、請求人が陳述の席上、議員個々人の氏名は公人であり開示する必要がある反面で、監査請求人は純然たる私人であり個人情報保護法により保護されるべき対象である旨を指摘したにもかかわらず、議員個々人の氏名を隠蔽し、監査請求人の個人氏名を明記した監査意見を作成し、インターネットにまで公開した。個人情報保護法に違反する行為と指摘せざるを得ない。

かかる事実は、杉並区の監査委員がコンプライアンスを欠き、立場の中立性を担保していない証拠となる。

よって、本監査請求は、地方自治法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該監査請求にかかわる監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求める。

別紙：議員・会派別の政務調査費要返還額

1 . a 議員

政務調査費支給額	¥ 1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 278,948

具体例

- 1 . S S 名義の電話料金 30,240 円は目的外支出にあたる。
- 2 . M S 名義の電話料金 75,525 円は目的外支出にあたる。
- 3 . 全国地方議員交流会参加費 20,000 円は目的外支出にあたる。

2 . b 議員

政務調査費支給額	¥ 1,920,000
目的外と判断された支出	¥ 84,274

具体例

- 1 . お名前.com へのドメイン登録料 13,440 円は目的外支出である。
- 2 . 雑誌契約購読料 (SAPIO、プレジデント、週刊ダイヤモンド) 70,834 円は目的外支出である。

3 . c 議員

政務調査費支給額	¥ 1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 716,221

具体例

- 1 . ホームページ管理料 390,000 円は内容に政務調査以外の記述を含むにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断せざるを得ない。
- 2 . ちらし印刷費 240,000 円についても同様。
- 3 . 全国地方議員交流会実行委員会参加費 10,000 円は目的外支出である。
- 4 . 2 3 区自治の会研修費は目的外支出である。
- 5 . T T 名義の電話料 42,086 円は目的外支出である。

4 . d 議員

政務調査費支給額	¥ 1,760,000
目的外と判断された支出	¥ 615,890

具体例

- 1 . 未来 B O X 100 ~ 110 号、号外、都革新レポート 9/21、10/17、11/21、2/15、3/26 は政務調査以外の記述を多く含む。これらの印刷費は按分されているが、実情に則しているとは判断し得ない。
- 2 . 原水爆禁止世界大会に参加するための交通費 18,380 円は目的外支出である。
- 3 . 自治労全国大会参加交通費 19,110 円は目的外支出である。

5 ~ 6 . V 会派

政務調査費支給額	¥ 3,680,000
目的外と判断された支出	¥ 2,244,312

具体例

- 1 . 広報誌は政務調査目的以外の記述が多いが関連諸費用 2,163,352 円は按分されていない。よって不当であり目的外支出である。
- 2 . 5 月 18 日神奈川ネット情報誌購読料は目的外支出である。
- 3 . 6 月 12 日東京ネット研修会参加費 10,000 円は目的外支出である。
- 4 . 12 月 5 日山田宏区長の後援会 1 の会パーティ並びに講演会参加費 (50%) は目的外支出である。

7 . e 議員

政務調査費支給額	¥ 1,689,584
目的外と判断された支出	¥ 1,241,525

具体例

- 1 . 区政報告関連費用 1,103,990 円は、政務調査以外の議会報告等の記述が含まれるにもかかわらずそれらを区分して按分しされていない。不当であり目的外支出と判断される。
- 2 . 東洋経済購読料 3 年分 54,000 円は目的外支出である。
- 3 . 23 区自治の会研修費 16,000 円は目的外支出である。

8. f 議員

政務調査費支給額	¥1,605,289
目的外と判断された支出	¥590,637

具体例

1. 区政報告関連費用（発送費、郵送費）279,178 円は、政務調査に関わる部分とそれ以外を按分しておらず目的外支出と判断される。
2. まとめ買いされるエコペーパー、インク、トナーなど事務費 298,459 円は他の用途との併用があきらかにもかかわらず按分されていないのは不当であり目的外支出と判断される。

9. g 議員

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,642,222

具体例

1. 地方自治経営学会会費 15,000 円は目的外支出である。
2. 日本青年会議所年会費（07 年 100,000 円、08 年 180,000 円）は目的外支出である。
3. 地方議員研修会会費 5,000 円は目的外支出である。
4. 区政レポートは単なる議会報告であり、調査報告は乏しいのに按分がない。

10. h 議員

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,205,113

具体例

1. 名刺代 120,750 円は目的外支出である。
2. オフィス家具（按分 50%）58,000 円は目的外支出である。
3. 区政レポートに関して、按分 75%とあるが、内容を見る限り議会報告ばかりで調査とは言い難い。
按分比 75%は実情に則しているとは判断できない。

11. i 議員

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,512,005

具体例

1. 区政報告は単なる議会報告で調査以外の部分が大半を占めるが按分していない。
2. 作成・配布の費用 693,425 円も目的外支出と判断される。
3. 自宅の一部を事務所にしてもガス水道まで按分して計上するのは目的外支出と判断される。
4. 1月と2月に合計 60 万円切手を購入し、資料発送等は為されず、以来、出産育児休暇に入る。
この切手代はムダであり不当な支出と判断される。
5. 本棚 6,380 円、折りたたみ椅子 8,141 円、事務用いす 21,700 円は目的外支出である。

12. j 議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,171,553

具体例

1. 区政報告は単なる議会報告など調査目的以外の部分が多いのに費用を按分していない。
2. 按分していない広報費は総額 1,014,905 円にのぼる。
3. ヨドバシカメラで購入したインク等事務費はポイント分を控除する必要がある。ポイント分を控除しないのは不当であり、目的外支出と判断される。
4. 学会会報、情報ストラレジーなど専門誌の年間購読料は目的外支出と判断される。
5. I-CAS のインターン受け入れ費用は目的外支出である。

13. k 議員

政務調査費支給額	¥1,189,714
目的外と判断された支出	¥ 705,930

具体例

- 1 . 区政報告は適正な調査内容を含むが、それ以外の部分と按分していない。
- 2 . 区政報告の印刷・封筒詰め・郵送含め 640,515 円は不当であり目的外支出である。
- 3 . 電気スタンド（按分 80%）2,224 円は目的外支出である。

14. 1 議員

政務調査費支給額	¥1,613,555
目的外と判断された支出	¥1,117,821

具体例

- 1 . 区政報告並びに H P の内容は単なる議会、委員会の質疑内容や通常の議員活動報告にとどまり、区政に関する問題点を調査し報告したと判断し得る部分が見受けられないし按分もない。
- 3 . 区政報告の印刷・郵送ならびに H P 関連諸費用 806,175 円は目的外支出と判断される。
- 4 . ポイント分を控除していないパソコン関連費用は不当であり目的外支出と判断される。
- 5 . 関連支出の総額はパソコン、プリンタ、ソフト等 219,960 円

15. m 議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,467,292

具体例

- 1 . 事務所賃料(5月～2月分)475,000 円は(有) m - 1 より賃貸したもの。
- 2 . 駐車場賃料(6月～2月)76,500 円も同様。
貸主である(有) m - 1 は m 議員の家業、銭湯 m - 2 の経営母体である。
(m - 2 と m - 1 と m 事務所は住所と電話番号が同一)
- 3 . 電話 3399- **** は m - 1 の番号であり、かつ m - 2 の番号である。
この電話料金(4月から2月)15,086 円並びに賃料支払いは不当であり目的外支出と判断される。
- 4 . 番号を開示しない携帯料金(5月～2月分)24,896 円の支払いは不当であり、目的外支出と判断される。
- 5 . 衛星放送スカイパーフェクト T V 視聴料(9か月分)16,920 円は目的外支出である。

- 6 . 12月18日区政報告葉書代は年賀はがきであり不当な目的外支出である。
- 7 . 12月29日の区政報告印刷代と併せ212,300円は目的外支出である。
- 8 . 12月31日の多機能電話及びLAN配線工事代162,750円は目的外支出である。
- 9 . 3月30日の区政報告用紙折り機367,500円は目的外支出である。

区政報告は年賀はがき1枚だけしか報告されていない。

- 10 . 3月30日電動自転車116,340円は目的外支出である。

その他の意見

m議員は政務調査費への計上は按分25%ながら、毎月1万円前後のガソリン代を支出し、中には同じ日に2回も給油するなど、異常なまでに頻りにガソリンを使用している。

17. n議員

政務調査費	1,760,000円
目的外と判断された支出	1,713,541円

具体例

- 1 . 区政報告書関連費用830,183円は目的外支出である。区政レポートの作成・印刷・発送等に関わる支出は、その内容に政務調査に関する記述が乏しいにも関わらず費用が按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
- 2 . 番号不明の電話料金41,383円は目的外支出である。領収書の電話番号、支払人氏名が抹消され、誰がどの電話料金を支払ったのか特定できない領収書にもとづく電話料金の支払いは不当であり、目的外支出と判断される。
- 3 . ガソリン代3,129円はその用途が自宅と区役所の「通勤用」と明記されている。目的外支出と判断される。
- 4 . 目的外と判断される研修費11,960円。自民党都連研修費5,000円、日本会議4,000円、箱根区議連協研修費2,920円は自身の所属する政党の研修、内容のあきらかでない研修、政務調査が目的とは判断し得ない研修であり、目的外支出と判断される。
- 5 . 目的外と判断される書籍等の資料購入費26,886円。「死刑囚」、「心病める人たち」、「ゴーマニズム宣言」、「平成攘夷論」、「犯罪心理学」、「愛国心」、「自殺の心理学」、「国家の品格」、「精神病」、「靖国論」、「教師格差」、「腐女子の品格」等。

その他の意見

領収書に宛名の無いもの、宛名が本人と異なるが非常に多い(MA)。とりわけ事務所関連でn-1事務所、n-2事務所、n-3事務所、n-4総合事務所の記載が混在し、親族事務所との混同が甚だしい。

18. o議員

政務調査費	349,745 円
目的外と判断された支出	228,277 円

具体例

1. ホームページ関連費用 225,517 円は、その内容に政務調査に関する記述が乏しいにも関わらず費用が按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 箱根で開催された区議連研修会参加費 2,960 円は目的外支出と判断される。

その他の意見

11月30日に区政報告用封筒印刷費 18,816 円を支出しているが、配布 / 発送の報告がない。

21. p議員

政務調査費	1,760,000 円
目的外と判断された支出	843,288 円

具体例

1. 内容の明らかでない印刷費(広報作成費)229,100 円は目的外支出と判断される。印刷物の開示がなく、何を何の目的で何枚印刷したのか不明な印刷費が多数計上されている。開示された区政報告ははがき 2 枚のみ。発送・配布に関する報告も無い。
2. 9月7日福岡視察 46,220 円は報告書の内容からは政務調査とは判断し難い。目的外支出と判断される。
3. 目的外と判断される研修費 31,500 円。9月18日自治体議員団研修社会民主党 8,000 円、2月6日横浜保土ヶ谷講演会 10,000 円、2月7日東京自治研究センター研修 3,000 円、2月15日リンク総合法律事務所講演会 10,500 円は自身の所属する政党の研修会、内容を明らかにしない研修会への参加であり、政務調査目的とは判断し得ない。
4. 目的外と判断される書籍等資料購入 15,929 円。「エデンの島」、「告発倒産」、「定年後のお金」、「アントレ」、「リベラルタイム」、「プレジデント」、「パイアウト」、「BIG」、「落日燃ゆ」、「繁殖」、「オバマ語録」、「バフェットの教訓」、他題名を明らかにしない書籍購入。
5. 政務補助のアルバイトに雇用する人物、I S 氏への講師謝礼 100,000 円はその内容があきらかでなく、目的外支出と判断される。
6. 6月分事務所費 19,500 円は 2 重に計上されている。

7. 3月31日電子辞書 31,039円は政務より日常生活に使用する方が多いと判断される。

その他の意見

p議員の事務所は居住用マンションの一室で住居兼用を疑わせる。事務所での面会を受け付けず、真に事務所として使用されているかあきらかでない。交通費には不要不急と判断されるタクシー使用が多い。

22. q議員

政務調査費	1,920,000円
目的外と判断された支出	1,784,548円

具体例

1. 切手代 1,640,000円は目的外支出である。

収支報告書には区政報告発送代と記載されているが、領収書を見ると切手代である。9月12日豊島郵便局にて80円切手8,000枚640,000円、11月26日同80円切手8,000枚640,000円、1月22日渋谷郵便局にて80円切手4,500枚360,000円を購入しているが、前後には印刷・発送はおろか封筒の購入すら報告書に記載がない。送付したとされる報告書の内容も本人の写真ばかりが大きく、あまりにも内容に欠ける。

政務調査を目的として支給された補助金1,920,000円の大半をただ郵便切手のみの購入に充て、敢えてわざわざ他区の郵便局まで買いに行くなど、行為の異常性には重大な疑問を抱かざるを得ない。

2. 番号を開示しない電話料金 105,483円は目的外支出である。

3. 名簿入力代金 6,615円は目的外支出である。

その他の意見

8月20日パソコン購入 125,516円の報告があるが、インターネット接続料(1,197円/月)は12月以降記載されなくなる。収支報告書の内容は固定電話1回線、携帯電話1回線、新聞購読2紙、インターネット接続(11月まで)のみで、議員活動の痕跡はわずかに名簿入力の記載がみられる程度である。報告書からは議員としての具体的な活動実績が読み取れない。

23. r 議員

政務調査費	1,920,000 円
目的外と判断された支出	1,920,000 円

具体例

1. r 通信に関連する費用 1,702,573 円は、内容が議会報告のみで区政に関する調査実績が見受けられないにもかかわらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 携帯電話 77,262 円は番号が黒塗りで隠されあきらかでない。領収書の名義も特定できず、政務調査費とは判断し得ない。
3. 研修費 165,000 円は目的外支出である。女性のための政治スクール(07年1月～12月)75,000 円、政策研修会 10,000 円、政治スクール(08年1月～12月)70,000 円、東京リベラル研究会 10,000 円いずれも政務調査との関連があきらかでなく、目的外支出と判断される。

その他の意見

自身の個人的な研修と議会の報告に政務調査費を全額使い切り、区民の抱える諸問題への取り組みが読み取れない。

24. s 議員

政務調査費	1,920,000 円
目的外と判断された支出	1,153,866 円

具体例

1. ホームページに関わる費用は、その内容に政務調査以外の記載が多くを占めるにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
2. 目的外支出と判断される研修費 100,000 円。中央大学コア同窓会参加費等、研修目的に政務調査との関連が見いだせない。
3. 切手代 338,105 円は目的外支出と判断される。事務用切手 142,290 円、広報用切手 195,815 円に大別してあるが、切手の購入は合計 129 回、年間を通して 3 日に 1 度切手を購入している。具体的な目的・用途が不明であり目的外と判断される。
4. 資料購入費のうち「黒山もこもこ」、「投資信託にだまされるな」、「ニュートン」、「私の原点としての誓い」等は目的外支出である。
5. 区政報告関連費用 8 月 7 日印刷費ほか 188,962 円はその内容に政務調査以外の記述が多く含まれるにもかかわらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。

その他の意見

「区民意見聴取のための喫茶」、「調査研究のための喫茶」計 41 回の喫茶代が計上されているが、自分ひとりだけの喫茶代を政務調査費として計上し報告するのは如何なものか。

25. t 議員

政務調査費	1,640,377 円
目的外と判断された支出	974,693 円

具体例

1. 区政報告作成印刷(306,480 円)発送切手、はがき(397,605 円)、封筒(40,950 円)は不当であり目的外支出と判断される。開示された区政報告の資料ははがきのみであり、内容も政務調査では無く単なる議会報告である。按分もされていない。
2. 番号が公開されていない電話料金 55,852 円は政務調査費の用途とは認められず、目的外支出である。
3. パソコン関連消耗品 65,218 円はすべて政務調査を目的とするとは判断し難く、按分もされていない。不当であり目的外支出と判断される。
4. 目的外支出と判断される資料購入費 25,755 円は「教室の悪魔」、「五体不満足」、「公務員亡国論」、「日本人の心とかたち」、「日本はなぜ敗れるのか」、「おひとりさまの老後」、「なぜか仕事がうまくゆく人の習慣」、「教育の世界へ」、「よのなか」、「ボランティア万歳」、「江戸の歴史は大正にねじ曲げられた」等。
5. 地方視察(82,833 円)は報告書の内容からは政務調査目的とは判断し得ない。目的外支出である。

その他の意見

交通費にタクシーの使用が多過ぎる。政務調査による交通費は公共交通機関の利用を原則とし、身体健康上の理由や緊急やむを得ない場合を除きタクシーの使用は目的外支出とすべきである。

26. u 議員

政務調査費	1,699,875 円
目的外と判断された支出	1,122,969 円

具体例

- 1 . 区政報告作成費 433,280 円、印刷代 306,600 円は目的外支出である。はがきによる区政報告は時候の挨拶文と自己氏名で半分を占め、残りは議会報告のみ。政務調査の報告とは認められない。3月31日付けで大量に区政報告と封筒を印刷したとしているが、成果物の報告がなく確認できない。年度末に駆け込みで政務調査費を消化するのは如何なものか。
- 2 . パソコン関連消耗品 141,490 円は他の用途との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
- 3 . 会派視察 82,833 円では 8 月に釧路湿原を訪れているが、報告書を読む限り政務調査とは認められず目的外支出である。
- 4 . 事務所費 48,740 円は事務所であることを証明する契約書等の開示がなく確認できない。事務所に関わる諸費用、電気、電話(固定、携帯)、インターネット、新聞等はすべて u - 1 名義の通帳から引き落とされており政務調査費の使途とは認められない。
- 5 . 研修会議費 6,040 円は講演内容から政務調査とは認め難い。
- 6 . 1 月 1 日 ~ 2 日の駐車料金 4,600 円は目的外支出である。高円寺南で 18:04 ~ 01 : 23 まで長時間の駐車、その翌日には練馬区慈雲堂内科病院で 14:41 ~ 21:26 まで長時間の駐車料金を政務調査としているが、元旦深夜の駐車や翌日の病院での駐車は政務調査とは認め難い。

その他の意見

交通費に自宅と阿佐ヶ谷南の往復が多数計上されている。

区役所への通勤費は政務調査費ではない。

27. v 議員

政務調査費	1,920,000 円
目的外と判断された支出	919,430 円

具体例

- 1 . 区政報告に関わる費用 392,500 円は目的外支出である。区政報告用に封筒を購入し(7月10日 5,500 円)7月31日に印刷(84,000 円)しているが、発送の報告がない。はがきによる報告(12月25日 7,500 円、12月30日 5,000 円、1月17日 30,000 円)も内容からは政務調査とは判断し得ない。報告書にはさらに 1 月 16 日切手 30,000 円、1月31日印刷 52,500 円、2月29日印刷 84,000 円、3月31日印刷 84,000 円とあるが、これも成果物、発送の報告がない。
- 2 . 番号を開示されていない電話の料金 156,620 円は政務調査費の使途とは認められず、目的外支出である。

3. O A 機器付属品購入 277,283 円は他の用途との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。不当であり目的外支出と判断される。
4. 釧路研修費 78,625 円は報告書の内容からは政務調査費とは認められず、目的外支出である。
5. スタンドライト 9,470 円は目的外支出である。
6. 目的外と判断される資料購入費は「江戸仕草」、「日本人のための二軸走法」、「マニアックス」4,932 円。

その他意見

領収書に宛名の無いものがある。

28. w 議員

政務調査費	1,920,000 円
目的外と判断された支出	1,097,079 円

具体例

1. 区政報告に関わる費用 467,200 円は目的外支出である。6 月 15 日発送の区政報告はがきは内容が当選御礼の挨拶であり政務調査の成果物ではない。
2. 1. 以外の区政報告についても、政務調査費以外の記述を含むのに按分無く、不当であり目的外支出と判断される。
3. 臨時補助員賃金のうち、4 月 27 日 88,400 円、11 月 30 日 53,200 円は上限の 5 万円を超えており不当である。
4. 区議連研修会代表参加費 2,960 円は目的外支出である。3 月 25 日に箱根で開催された研修会は箱根で実施する必要がなく、目的外支出と判断される。

その他意見

領収書の不備（宛名の無いもの、内容の記入漏れ等）が多い。
区政報告の作成量と比べ臨時補助職員の勤務時間が長過ぎる。

29. x 議員

政務調査費	1,781,461 円
目的外と判断された支出	1,159,302 円

具体例

1. 事務所費 391,260 円は目的外支出である。開示された賃貸契約書によると「本人の居住以外、他の用途に使用してはいけない。賃借人は転貸又はこれに準ずる行

為をしてはいけない。(中略)支払いは毎月末に現金で持参する事」とある。事務所を使用することは契約違反であり、しかも3月に1年分の家賃を支払ったことも契約に反する。契約に反して違法に転用された事務所への政務調査費の支出は認められない。

2. 光熱費 91,434 円も上記理由から政務調査費とは認められない。
3. パソコン修理費は目的外支出である。
4. 「報告会用よびかけ紙」21,000 円は報告会の内容があきらかでなく目的外支出である。
5. 転倒防止棒 2,116 円、レターケース 13,832 円は目的外支出である。
6. DM代区政報告 525,000 円は按分が無く不当であり、目的外支出と判断される。

その他の意見

ガソリン代について同じ日ほぼ同時刻に給油した記録がある。

5月23日 13:54 に単価 132 円で 1,234 円

5月23日 14:01 に単価 142 円で 449 円

7月8日 11:14 に単価 149 円で 431 円

7月8日 10:31 に単価 139 円で 835 円

このような給油を単独で行うとは考えにくい。氏名が記載されていない不備な領収書による支出であり、このような事例からも領収書には氏名の記載が必須である。

× 議員の開示した領収書はその殆どに氏名の記載がない。

30. y 議員

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,311,267

具体例

1. 5/8 の区政報告は当選御礼の挨拶はがきである。印刷代 67,725 円は目的外支出である。

2. 送料ハガキ・切手代、新聞折り込み、印刷代(封筒印刷を含む)計 690,391 円については政務調査報告以外の部分についての按分がないので目的外支出とされる。

3. 事務機・消耗品類について

スタンプ台、コピー機(按分しているが目的外)、用紙、クリアファイル、ラベル、封筒、AC配線、デジタル周辺機器、その他事務用品計 227,828 円は政務調査についての按分がないので返還を求める。(机等家具類への支出は目的外支出である)

4. 携帯電話計 68,074 円については番号が領収書等で開示されていないので公費である政務調査費による支出とは認められない。

5. 量販店でプリンタやデジカメなどを購入した際のポストは、購入者に還元される割り引き代金なので購入金額から控除されるべきである。

6. 研修会参加費と視察、「民間憲法臨調」「自民党都連女性議員連絡協議会」「日本会議」「昭和史研究会」「建て直そう日本女性の会」「而今の会」「区議連協研修会」「親学推進協会講座費」など、区政に関する調査ではなく議員が参加するためにかかった費用、計 89,090 円がすべて政務調査費とは認めがたい。

7. 資料購入費「ああ特攻」「女性の品格」「お父さんへの千羽鶴普及会年間資料代」「嵐の中の灯台」「大東亜戦争を見直そう」「新武士道の心」「明日への選択 地方議員ネットワーク」「日台交流教育会購読会費」「而今の会会報費」「正論」「諸君」「国家国旗」「カー君ともりのなかまたち」「独身者は損をしている」「皇室一家コンサート」「DVD 自由アジアの栄光」(送料を含む)「歴史の書き換えが始まった」「世界」「レイプオブ南京」「日本政策研究センター年間資料代金」「真相箱」「杉並郷土史会会報」「子供のための伝記シリーズ」「語られなかった皇族たちの真実」「史実を世界に発信する会資料代」などの購入費、計 112,374 円がすべて政務調査とは判断できない。とくに「歴史の書き換えが始まった」は 11/12 と 12/7 に 2 回計上している。

8. Mコーポ 201 のガス代 7 月分、9 月分計 1448 円、A印プリント代、計 26,440 円は使途不明の支出である。

その他の意見

事務所電話代、NTT エキセージョン OCN, NTT エキセージョン、NTT エキセージョン B ネット、NTT インターネット、NTT エキセージョン KDDI 携帯、NTT 東日本を計上している。政務調査との関係を明確にし、電話・通信各々の用途を明示することが求められる。

31. z 議員

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥1,636,097

具体例

1. 8 月 11 日の区政報告会は、イベント用レンタル会社から音楽用の大量の音響機材を調達し、開催された支持者向けの娯楽イベントと判断される。関連経費(請求書に明記された「夕涼みの会」チラシ作成費 31,000 円、郵送代 59,115 円、コンパネ代 3,000 円、機材借用費 203,868 円、建物賃損料 20,000 円損害、賠償責任保険代 7000 円)、合計 323,983 円は目的外支出である。

2. 事務機・消耗品類 プリンターペル、シタシ私手帳、パソコン代、ウルパスタ、マウス以上計246,003円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも拘わらず按分されていない。目的外支出と判断される。

3. 携帯電話は領収書で番号が開示されていないので計66,486円の返還を求める。

4. ポイントを控除していないパソコン関連費用は不当であり、目的外支出と判断される。

5. 交通費 本会議や委員会に出席するための交通費が多く含まれている。例3月については16回すべて自宅と区役所との往復で、そのうち本会議、委員会、部会などが13回で計11,840円になり、政務調査費として認められない。政務調査以外の交通費は返還を求める。

6. z-1氏へ人件費が608,000円支払われている。政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費支払いは公費である政務調査費の用途とは認め難い。

7. 事務所費 同居している親族の建物を事務所として認められない。事務所賃貸料360,000円、事務所に使われた電気・水道料17,265円、計377,265円は認められない。

8. インターネット接続料4月分が5/22,7/2,と2回計上されているので不当である。

32. A議員

政務調査費支給額 ￥1,920,000

目的外と判断された支出 ￥462,957

具体例

1. 8/10印刷代80,850円、ハガキ代230,000円の内容は当選のお礼であり、12/25城西新聞社への掲載料20,000円の内容は新年の挨拶である。共に区政報告として計上されているが、計330,850円は目的外支出である。

2. 本人のものと確認のできない通帳の写しを領収書代わりにし、番号を特定できない電話料金(携帯電話85,291円、事務所電話代7,750円)を計上しても政務調査費の用途とは判断し得ない。

3. 交通費について、出張先が区役所が多い。議会や委員会の後で職員等に取材したからと言って、議会や委員会に出席する目的で区役所の出向いた交通費を政務調査費に計上するのは不当であり目的外支出と判断される。

4. 自宅として賃貸している一部を事務所に使用しているからと言って、賃料にとどまらず自宅のガス代や水道代まで(計6499円)も一部を政務調査費として計上するのは不当であり目的外支出である。電気・ガス・水道の領収書は紛失等、特段のやむを得ない理由がない限り、業者から正規に発行された領収書を開示するべきであり、通帳の写しで代用することは、不当であり目的外と判断される。

37. B議員

政務調査費支給額	¥1,907,695
目的外と判断された支出	¥1,618,296

具体例

1. 区政報告は調査報告以外の内容があるにも拘わらず、テレサ、印刷、ポスティング、ハガキ切手、封筒印刷代計 571,875 円は政務調査に関し按分されていないので、目的外支出である。
2. 自宅を事務所に使用しているからと言って、自宅の光熱水費 25% (計 107,703 円) を計上するのは不当である。光熱水費の按分からすると「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程、平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号」から判断すると、自宅の 50% を事務所に使用していることになる。
3. 加ろなどを量販店で購入した際のポイントが購入代金から控除されていないのは、不当な行為であり目的外支出と判断される。
4. 研修費、3/6、東京青年会議所特別会員費 50,000 円の 50%、25,000 円計上は区政に関する調査では無く、目的外支出である。
5. 調査顧問料として、区議会議案調査委託および区政全般に関する調査委託を目的に行政書士 M H 氏に支払った 556,000 円は目的外支出である。議員本来の職務を外部に委託することは、特段の専門的知見を必要とする特定の案件に限られる。区政全般に関する調査を丸投げするのは不当である。
6. 親族の B - 1 氏に支払われた人件費計 286,400 円は認められない。政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費支払いは公費である政務調査費の用途とは認め難い。

38. C議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,920,000

具体例

1. 広報費計 2,015,416 円、特に 4 月発行については現物もなく 678,094 円は検証できない。7 月 10 月も含め、政務調査に関する按分がないので目的外支出である。
2. 交通費 出張先「区議会」が多い。たとえば 6 月分、出張先が 9 回も「区議会」になっている。「区議会」は政務調査にあたらぬので他の月も含め、返還を求める。

3. 資料購入 「企業舎弟」「中江藤樹の言葉 - 素読用」「高校生が感動した論語」「男子の本懐」「現代イスラムの潮流」は政務調査費とは判断できない。計 3,000 円は目的外支出である。

39. D 議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,490,998

具体例

1. ホームページ制作料計 360,000 円は、政務調査に関する按分がないので目的外支出である。

2. 広報資料作成・配布について。ポスター・チラシ印刷・発送作業・封入折作業工賃・配布代計 726,800 円は政務調査に関する按分がないので、目的外支出である。

3. 事務機・消耗品類 ラベル、USB メモリ、テープ カッター、インクカートリッジ、封筒印刷、ラベルシタ fax 用紙、チラシ印刷代など計 111,307 円は政務調査に関して按分されていないので、目的外支出である。

4. 携帯電話使用代は D - 1 氏名義のカードから支払われていて議員の支出と断定できないので計 83,011 円の支出は認められない。さらに 4/10、5/10、6/11、7/10、8/10、9/10、10/10、11/12、11/22、12/25、1/25、2/14、3/14 と 13 回計上されているのはなぜか。

5. 人件費 7 月分 6,000 円は領収書がないので返還を求める。

6. fax 電話代など量販店で購入した際のポイントが代金から控除されていないのは、不当な行為であり目的外支出と判断される。

7. 研修、政策研修会参加費計 15,000 円、女性のための政治スクール受講料 80,000 円、東京リベラル参加費 5,000 円は区政に関する調査で無く、議員が参加するためにかけた費用計 100,000 円は目的外支出である。

8. 自宅を事務所に使用しているからと言って、自宅の光熱水費 25% (計 36215 円) を親族の D - 1 から支払うのは不当である。光熱水費の按分からすると「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程、平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号」から判断すると、自宅の 50%を事務所に使用していることになる。

40. E 議員

政務調査費支給額	¥1,722,868
目的外と判断された支出	¥1,296,235

具体例

1. HP 管理料、広報制作費、1/15 ハガキ 200 枚 10,000 円。計 1,020,600 円の支出は政務調査報告以外の部分について按分がないので、目的外支出と判断される。
2. 事務機・消耗品類、コアケース パンチ パイプ式ファイル、ロジック OA 用紙、ハンダ、シム手帳・筆記具、プリンター用紙 カンダ、など計 71,820 円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
3. 携帯電話代、計 33,397 円は番号が領収書等で開示されていないので公費である政務調査による支出とは認められない。
4. 交通費、例えば公明新聞社、公明党本部、青梅、ハピコト 大山商店街などへの出張に要した交通費をすべて政務調査に計上するのは不当であり、目的外支出と判断される。精査し、返還を求める。
5. 自宅を事務所として使用していると言っているが、自宅の按分率が明示されず、自宅のガス水道代の 1/5 を政務調査で計上するのは不当である。ガス水道代が 1/5 計上されていることは「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程 H19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号」から判断すると自宅の 2/5 を事務所に使用していることになる。さらに NTT 固定電話代、フュージ、ガス、電気、水道代は預金通帳の写しを領収書代わりに添付し、政務調査の用途とは判断できない。
6. デジカなどを量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。
7. 公明党区議団の釧路視察、勝沼方面の視察、寄居方面の視察、視察費計 92,981 円は政務調査とは判断できない。

41. F 議員

政務調査費支給額	¥1,762,952
目的外と判断された支出	¥1,077,613

具体例

1. HP 作成管理費計 194,500 円は政務調査以外についての按分がないので目的外支出と判断される。
2. 区政報告の作成・封筒印刷・配布に要した費用、計 375,090 円は政務調査以外の部分についての按分がないので目的外支出と判断される。

3. 事務機・消耗品類について、電動自転車バッテリー、ファイル、デジタル周辺機、デジタルプリンター代、インクボン、プリンターインク、fax インク代など計 50,927 円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
4. 携帯電話料金計 79,250 円、N T T 東日本 B レッ計 32,760 円の領収書は共に F - 1 氏の領収書である。議員以外の支出は公金では認められない。公私混同である。
5. 研修費、12/5、1 の会 4,000 円、15 回開かれた研修会に、講師謝礼品が計 95,185 円購入されたが講師名がすべて明らかにされていない。よって政務調査費の用途とは判断されない。
6. 交通費、タクシー代が多い。例えば 12/5, 方南町 - 京王プラザに 4,390 円 (講演会「日本はどうなる日本をどうする」に参加)、1/7, 方南町 - 杉並公会堂 3,440 円 (賀詞交換会に参加) 等、タクシーをよく利用している。杉並区は公共の交通機関の発達した地域で、公共機関の方が安く、早く、確実であるのに公共機関をなぜ使用しないのか。タクシー代は計 298,260 円に及ぶ。不要不急なタクシー代は目的外支出である。
7. 会議費に占める茶果代が全議員の中でダントツに多い。計 134,159 円はすべて必要か。内容を精査し、返還を求める。
8. デジタルカメラなど量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。
9. 公明党区議団の釧路視察は政務調査とは判断できない。

42. G 議員

政務調査費支給額	¥ 1,915,899
目的外と判断された支出	¥ 1,348,264

具体例

1. 平成 20 年 3 月 31 日に支払われた HP 管理料 1 年分 (H19.4. ~ H20.3) 84,000 円は政務調査報告以外の部分について按分がないので目的外支出と判断される。
2. 区政報告広報費 会報誌・封筒印刷代、送料、ハガキ (年賀ハガキも含む)、切手代等計 450,090 円は政務調査報告以外の部分について按分がないので目的外支出と判断される。
3. 事務機・消耗品、USB メモリー、パソコン用紙、パソコン付属品、ノート、パソコンインク、強力パソコン、MOP2 ドライブ、レターケースノート用紙、プリンターインク、エクセルソフト、ペン封筒、ハベル用紙、手帳、インクなど計 243,113 円は政務調査以外の目的との併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。
4. 研修費 11/22, 杉並 1 の会 4,060 円は目的外支出である。3/17 講師謝礼 5,000 円は講師名が明記されず目的外支出である。
5. 交通費 計 513,170 円のうちタクシー代が 328,890 円と多い。例えば 11/10, 高円寺 - 西荻窪・松庵 - 荻窪で 4,520 円, 11/17, 新中野 - 西新宿・西新宿 - 高円寺で 4,360 円と

のように区民意見聴取のためにタクシーをよく利用している。公共機関を利用した方が安く早く確実なのになぜか、タクシー代 328,890 円の内、不要不急なタクシー代は目的外支出である。

6．書籍購入など「児童書だれかしらなど」「XP 活用術」「絵本の森美術館入館料」「はらぺこあおむし」「中性脂肪を下げる」「エクセル関数」「加リ-ルトブック」「こうすれば働ける」「クワイク活用術」の資料購入計 19,601 円は購入の目的が明記されず、目的外支出である。

7．パソコンなど量販店で購入した際のポイントを還元しないのは不当な行為である。

8．公明党区議団の釧路視察は政務調査とは判断できない。

43. H 議員

政務調査費支給額	¥1,724,498
目的外と判断された支出	¥1,549,663

具体例

1．区政報告と送料について。5/7 に出された区政報告(郵送費 45,500 円,印刷費 510 円計 46,010 円)は区政報告会の事務連絡である。9/5「まちかど 32 号」(オカモト印刷への支払い 108,900 円)は「第 6 回親睦ゴルフ会のお知らせ」である。よって合計 154,910 円は、共に目的外支出である。

2．事務機・消耗品類、ファイル、クリアファイル、用紙、インクリボン印刷代計 31,593 円は政務調査以外の併用があきらかにも関わらず按分されていない。目的外支出と判断される。

3．携帯電話は番号が開示されず、「G」株式会社 H 様」請求書で支出されている。電気・ガス・水道・電話代は「G」株式会社代表取締役 H」総合口座通帳(西京信用金庫)の写しを領収書代わりにしている。議員以外の公金の支出は認められない。公私混同である。

4．研修費、3/25,区議連協研修 2,960 円、3/26、1 の会 5,000 円は目的外支出である。

5．交通費、区役所と自宅の往復などタクシーが多く使われている。交通費のうち不要不急のタクシー代は目的外支出である。

6．事務所費「G」代表取締役 H 氏(賃借人)」は「U K 氏(賃貸人)」と「建物賃貸借契約書」を結び、永福 2 丁目 番号、面積 41.85 m²を月額 140,000 円で借りている。契約書第 8 条(譲渡・転貸・同居等の禁止)と書かれているが、実際には「G」は H 事務所にも使われている。

甲(G)の代表取締役 H 氏は乙(H事務所、代表 H 氏)と事務所の使用について下記のように「覚書」を結び、甲は乙に対し「事務所の一部および事務社員と電話を含む事務機器等の使用を認める」とした。

U K氏から月 140,000 円で借り、G JはH事務所に月 100,000 円で又貸ししている。全家賃 140,000 円のうち 100,000 円分を又貸しするということは 70%を区議事務所として使い、残り 30%をG Jが使っていることになる。つまり永福駅前のG Jは 13 m²で不動産業を営んでいるのだろうか。区議事務所の実態が明確でない。事務所費月額 100,000 円の 50%50,000 円が政務調査費で支払われている。全額 600,000 円が目的外支出である。

7. 人件費について。上記の「覚書」で事務社員と事務機器等の使用が区議事務所とG Jで併用されている。S A氏と「雇用契約書」を交わし月額 125,000 円支払っているが、人件費の 50%が政務調査費から支払われている。これでは自身の不動産業と区議の公私混同である。政務調査費から支払われた、人件費の全額 750,000 円は目的外支出である。

44. I 議員

政務調査費支給額	¥1,835,722
目的外と判断された支出	¥1,478,244

具体例

1 .事務所費、I 議員の経営するT S工業より、店舗 22.40 m²を月額室料 100,000 円、管理費共益費 18,000 円で借り、それぞれ 50%計上している。区議事務所に使うために室料だけでなく、管理費共益費まで公費である政務調査費で負担するのか。議員自身が経営する店舗を賃貸しているので、全額計 708,000 円の返還を求める。

2 .人件費 T S工業の役員であるK E氏と「嘱託労働契約書」を結んでいる。契約書によれば仕事内容は「一般事務(清掃も含む)、勤務時間 8 時~10 時」と規定され、政務調査費の目的と合致しない。よって計 385,600 円の返還を求める。

3 .交通費 タクシ代が多く、目的が明確でない。例えば、区民相談のため、3/6,武蔵野市役所から杉並区役所 3,590 円,3/14 東伏見駅から杉並区役所 1,880 円,3/17 所沢駅から杉並区役所 7,460 円等がある。政務調査と特定できない交通費の返還を求める。

4 .政務調査費収支報告書に「4/10デ`ジ`カI - 1より買取,83,600 円」と記載されているが、領収書がないので実態が不明である。高額なデ`ジ`カが政務調査のため必要か。不当な支出と判断される。

5 .区政報告作成配布代計 189,221 円は政務調査報告以外の按分がないので目的外支出と判断される。

6 .事務機消耗品類、用紙、`ク`パ`ソ`コ関連商品など計 111,823 円は政務調査以外にも使われているにもかかわらず按分されていない。目的外支出である。

45. J議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,708,553

具体例

1. 事務所費、「事務所賃貸借契約書」によれば「貸主、KR代表取締役J-1、借主、杉並区議会議員、J」と書かれ、親族所有の貸し借りなので認められない。1年分合計325,000円の返還を求める。事務所利用の電気使用については請求先が2種ある。一つは種別が「低圧電力」で工業用であり、議員の事務所としては全く必要ないものである。もう一つの請求先は、KRで、議員自身ではない。水道代は10/24に支払った9,10月分が1/4の按分で、10,186円、ガス代は1/18に支払った、1月分が1/4,の按分で4847円、のように事務所としては他の議員に比べかなり高額であると共に、ガス水道を政務調査に計上することは不当である。事務所にかかった費用の全額の返還を求める。

2. 人件費、政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費の支払いは政務調査の用途とは認めがたい。親族であるJ-2氏へ支払った計386,500円の返還を求める。

3. 広報費、6/4,区議会報告ハガキ代(5,300枚)は後援会部分を除いて80%212,000円6/26,ハガキ印刷代44,520円合計256,520円が計上されているが、これは区議会報告であり、政務調査に該当する部分がないので全額返還を求める。「ウイサーブ」発送代、ハガキ代、ハガキ印刷代計490,259円については、政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

その他の意見

備品、2/1,キャノン機420,000円×50%210,000円を計上しているが、使用目的を明確にせよ。

46. K議員

政務調査費支給額	¥1,760,000
目的外と判断された支出	¥1,760,000

具体例

1. 事務所費、自宅を事務所に使用と言っているが、電話が1/4の計上で6月は468円と少額、7月以降2本使用で2本合計で最高の月で2000円である。区民と連絡をと

るための事務所としての実態を伴っていない。さらにガス、灯油代まで政務調査費として計上することは不当である。全額返還を求める。

2. 広報作成、配布について、6月に出されたハガキは内容が挨拶状なので政務調査とは認められない。それにかけた費用504,000円の返還を求める。他の区政報告にかかった費用1,347,000円は政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

47. L議員

政務調査費支給額	¥1,920,000
目的外と判断された支出	¥1,452,352

具体例

1. 事務所費、区議L氏とLF店との「賃貸借契約書」で1ヶ月80,000円で契約。「賃借料1ヶ月80,000円」としか書いてない契約書は認められない。毎月1/2, 40,000円計上し、電話・電気・ガス・水道は1/4, 計上されている。自己所有の建物の賃貸なので認められない。

2. 人件費、政務調査に必要な特段の専門的知識や技能を有する場合を除き、親族への人件費の支払いは政務調査の用途とは認めがたい。勤務内容は庶務・一般で実態がわからない。親族であるL-1氏へ支払った計433,500円の返還を求める。

3. 広報関係費 上質紙、封筒、印刷代、ポスターなどに要した費用計402,604円は政務調査以外の部分について按分がないので目的外支出である。

4. パソコン修理10,000円パソコン年間保守料25,000円は目的外支出である。

48. M議員

政務調査費支給額	¥1,913,119
目的外と判断された支出	¥1,473,808

具体例

1. 交通費、タクシー代に310,070円が使われている。例えば1/17, 都庁へ新宿 - 高井戸間3,140円、1/28, 都庁へ新宿 - 高井戸間5,120円等電車で安く、早く確実に行ける

区間に多額の税金をかけている。交通費のうち不要不急な税金は目的外支出である。

2. 書籍購入費、「日本子ども資料年鑑 2007」「目で見る児童福祉 2007」「社会福祉法人の人事・労務管理」「時刻表」「草の根の軍国主義」「対イ・リテラシー」「われわれはどこへ行くのか」「神田神保町古書街」「なんもかもわやですわアメリカはん」「あたりまえだけどとても大切なこと」「昭和 20 年第一部 1~11」「保育年報 2007」「頼れる病院、危ない病院」「内外教育、ネットで読む教育」「江戸の教育力」「老いを生きる暮らしの智慧」「言葉の風景」「続・言葉の風景」「病気になるしない 15 の食習慣」計 62,118 円は購入の目的が明記されず、目的外支出である。

3. 資料購入費、新聞 5 紙、朝日・読売・日経・毎日・赤旗をすべて政務調査費で支払うのは認められない。領収書は「高井戸東 1- - M 様」「高井戸東 2- - M - 1 様」「高井戸東 2- - M - 2 様」と色々種類があり、区議以外の領収書も含まれている。区議以外の新聞代を公費で払うのは認められない。

4. 人件費、Y U 氏との「雇用契約書」によれば「勤務地は J 園」で勤務内容は事務になっている。保育所の事務になぜ政務調査費が使われるのか、Y U 氏に払った計 586,040 円の返還を求める。

5. 事務所費、S S 氏と「建物賃貸借契約書」で高井戸東 1- - D ハイツ 号を月 210,000 円で借りている。居住用アパート 2 室借り上げ代を事務所利用に按分しているのは、不当である。

その他の意見

会議費・資料作成費・広報費は 0 である。政務調査したものをどのように区民に知らせたか、説明を問う。

50. W 会派

政務調査費支給額	¥7,798,637
目的外と判断された支出	¥3,764,364

具体例

1. 区政報告演説用のぼり、ポール代金 154,790 円は、他用途との併用があきらかであるにもかかわらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。
2. ホームページの作成・更新にかかわる費用 1,115,309 円は、ホームページの内容に占める政務調査の記述が少ないにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。
3. 区議団ニュースにかかわる費用 2,494,265 円は、政務調査に関する記述以外の部分が多いにも拘わらず按分していない。不当であり目的外支出と判断される。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日

条例第二十六号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第二条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第三条 会派に係る政務調査費は、各月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額十六万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第四条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第一項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額十六万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第五条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第六条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度四月一日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第七条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日（その日が杉並区の休日定める条例（平成元年杉並区条例第五号）第一条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務

調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第六条第二項の通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第一項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前二項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第一項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の十日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の十日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

（使途基準）

第九条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書等の提出）

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して三十日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

（議長の調査）

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

（政務調査費の返還）

第十二条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第九条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一四年六月二一日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一一日条例第四四号）

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式については省略した。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成十三年三月三十日

規則第三十五号

(目的)

第一条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第二条 条例第五条第一項及び第二項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届(第一号様式)によるものとする。

2 条例第五条第三項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届(第二号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第三条 条例第六条第一項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書(第三号様式)によるものとする。

2 条例第六条第二項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書(第四号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第四条 条例第七条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書(第五号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第五条 条例第八条第一項及び第四項に規定する請求は、政務調査費交付請求書(第六号様式)によるものとする。

(使途基準)

第六条 条例第九条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第七条 条例第十条第一項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿(第七号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第八条 条例第十二条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書(第八号様式)によるものとする。

一部改正〔平成一九年規則四八号〕

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第四八号)

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

別表（第6条関係）
政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示
一部改正〔平成一九年規則四八号〕

様式については省略した。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成十九年三月三十日

議長訓令甲第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。)及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成十三年杉並区規則第三十五号。以下「規則」という。)に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第百四条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出制限)

第二条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費
- 四 交際費(慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等)に関する経費
- 五 飲食(会議等を主催する場合の茶菓を除く。)に関する経費
- 六 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 七 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 八 自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費
- 九 所属する政党発行の新聞等の購入に関する経費
- 十 その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

(領収書等の提出)

第三条 条例第十条第一項及び第二項に規定する領収書その他の証拠書類(次項に規定する第二号様式を除く。)は、領収書等貼付用紙(第一号様式)にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張した場合は、政務調査交通費記録簿(第二号様式)を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第四条 条例第五条第一項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第三項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第十条第一項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- 一 宿泊を伴う先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書(第三号様式)
- 二 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- 三 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- 四 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第十条第四項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

様式については省略した。